

日 時：令和6年3月14日（木）

10時00分～12時00分

場 所：山口県庁4階 共用第5会議室

令和5年度 第2回

山口地域職業能力開発促進協議会

山口労働局職業安定部訓練課
山口県産業労働部産業人材課

第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 議事次第

日 時：令和6年3月14日（木）

10時00分～12時00分

場 所：山口県庁4階 共用第5会議室

1 開 会

山口労働局長あいさつ

2 議 事

(1) 山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について

(2) 地域の人材ニーズ等について

①国立大学法人山口大学 教授 平尾元彦

②公立大学法人下関市立大学 センター長 上野恵美

③学校法人Y I C学院 本部長 宮本直志

(3) 令和6年度における公的職業訓練実施計画の策定について

(4) 教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の確保等について

(5) 公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける効果・検証を実施する訓練分野について

(6) その他

3 閉 会

山口県産業労働部長あいさつ

メ モ

令和5年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 出席者名簿

令和6年3月14日

区分		所属団体名	役職	氏名	備考
第1号	公共職業能力開発施設を設置する市町村	なし			
第2号	職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	山口県産業労働部	部長	小関 浩幸	代理 産業人材課長 植木 幸代
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部	支部長	松本 孝	代理 山口職業能力開発促進センター 所長 大岡 和弘
		山口県職業能力開発協会	専務理事	松岡 光信	
		株式会社ニチイ学館 徳山支店 (全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	石橋 陽子	
		学校法人YIC学院 社会事業本部	本部長	宮本 直志	
		一般社団法人山口県専修学校各種学校協会	常務理事	松田 一宏	
		山口県教育庁	理事	原田 英明	代理 高校教育課 教育調整監 矢上 博
		国立大学法人山口大学 (教育・学生支援機構学生支援センター)	教授	平尾 元彦	
		公立大学法人下関市立大学 (リカレント教育センター)	センター長 准教授	上野 恵美	
		山口労働局	局長	名田 裕	
第3号	労働者団体	日本労働組合総連合会山口県連合会	副事務局長	港 圭介	
第4号	事業主団体	山口県経営者協会	事務局長	荒瀬 慎太郎	
		山口県中小企業団体中央会	専務理事	坂本 竜生	
第5号	職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体	有限会社ビジネススクール・オカモト	代表取締役	岡本 節子	
第6号	学識経験者	国立大学法人山口大学 経済学部	准教授	川村 一真	
第7号	その他関係機関が必要と認める者	山口公共職業安定所	所長	南 政彦	
		山口労働局職業安定部職業安定課	課長	三浦 博章	
事務局	山口県産業労働部産業人材課		主査	藤原 良子	
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 山口職業能力開発促進センター		求職者支援課長	豊田 芳樹	
			訓練課長	齊藤 学	
	山口労働局職業安定部		部長	徳富 久士	
	山口労働局職業安定部訓練課		課長	永岡 英憲	
			課長補佐	岡野 正明	
地方職業安定監察官			三浦 厚人		

令和5年度 山口地域職業能力開発促進協議会 構成員名簿

区分	所属団体名	役職	氏名	備考	
第1号	公共職業能力開発施設を設置する市町村	なし			
第2号	職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	山口県産業労働部	部長	小関 浩幸	
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部	支部長	松本 孝	
		山口県職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	松岡 光信	
		株式会社ニチイ学館 徳山支店 (全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	石橋 陽子	
		学校法人Y I C学院 社会事業本部	本部長	宮本 直志	
		一般社団法人山口県専修学校各種学校協会	常務理事	松田 一宏	
		山口県教育庁	理事	原田 英明	
		国立大学法人山口大学 (教育・学生支援機構学生支援センター)	教授	平尾 元彦	
		公立大学法人下関市立大学 (附属リカレント教育センター)	センター長 准教授	上野 惠美	
		山口労働局	局長	名田 裕	
第3号	労働者団体	日本労働組合総連合会山口県連合会	副事務局長	港 圭介	
第4号	事業主団体	山口県経営者協会	理事事務局長	荒瀬 慎太郎	
		山口県中小企業団体中央会	専務理事	坂本 竜生	
第5号	職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体	有限会社ビジネススクール・オカモト	代表取締役	岡本 節子	
第6号	学識経験者	国立大学法人山口大学 経済学部	准教授	川村 一真	
第7号	その他関係機関が必要と認める者	山口公共職業安定所	所長	南 政彦	
		山口労働局職業安定部職業安定課	課長	三浦 博章	

令和5年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 配付資料一覧

- 資料1 山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱
山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

- 資料2-1 国立大学法人 山口大学

- 資料2-2 公立学校法人 下関市立大学 附属リカレント教育センター

- 資料2-3 学校法人YIC学院 社会事業本部

- 資料3 令和6年度山口地域職業訓練実施計画（案）

- 資料4 教育訓練給付制度の指定講座の状況等

- 資料5 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

【参考資料】

- 山口県の雇用情勢（令和6年1月分）
- 令和5年度山口地域職業訓練実施計画
- 求人・求職バランスシート（令和6年1月）
- 教育訓練給付金支給手続用パンフレット（一般・特定一般・専門実践）

山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱

山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

山口労働局と山口県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条に基づき、山口県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

①職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等

②雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 名称

協議会の名称は、「山口地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成員

(1) 山口地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

①職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

②労働者団体

③事業主団体

④職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

⑤学識経験者

⑥山口県

⑦山口労働局

⑧その他関係機関が必要と認める者

(2) 構成員の任期は、原則1年とする。

ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(4) 協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任し、任期は当該年度末までとする。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 山口県における公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

7 事務局

協議会の事務局は、山口労働局職業安定部及び山口県産業労働部に置く。

8 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

一部改正 令和5年10月27日（「7 事務局」機関名称の変更）

一部改正 令和6年3月14日（「1 目的」、「6 協議事項」）

山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的とする。

2 WGの名称

WGの名称は、「山口職業訓練効果検証ワーキンググループ(略称:やまぐちWG)」とする。

3 やまぐちWGの構成メンバー

構成員は、以下の機関の所属する職員等とする。また、山口地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 山口労働局職業安定部訓練課
- (2) 山口県産業労働部産業人材課
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部求職者支援課
- (4) 同上 訓練課
- (5) その他、やまぐちWGで必要と認める構成員が属する機関

4 やまぐちWGのリーダー

- (1) やまぐちWGにリーダーを置き、構成メンバーの中から選出する。
- (2) リーダーは、やまぐちWGで検証、協議する事項について、構成メンバーを招集し、意見を求めることができる。

5 やまぐちWGの開催

原則、月1回開催することとする。

6 協議事項

(1) 効果検証・分析

- ①公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングの実施（以下「7 やまぐちWGの具体的な進め方」参照）
- ②各種データの統計処理による分析

(2) 効果検証・分析を踏まえた検討

訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理

(3) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等について、協議会に報告する。

7 やまぐちWGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

① 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

② 検証対象は、①で選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

① ヒアリングは直接又はwebのいずれでも差し支えない。

② ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

ア 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

イ 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

ウ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの

- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2) のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

附則

令和5年10月27日 一部改正（機関名称の変更）

国立大学法人 山口大学

公立学校法人 下関市立大学
附属リカレント教育センター

下関市立大学附属リカレント教育センターの 2023 年度の取組について

1. 概要

下関市立大学では、社会人を対象としたリカレント教育を実施しており、土曜日を中心に対面とオンラインのハイブリット授業で開講して参りました。2023 年度のそれぞれのコースの延べ数は表 1 の通りとなっており、北海道から鹿児島まで日本全国から、20 代から 60 代と幅広い地域・年齢層の人が受講しています。山口県内からの受講者は 52 名でした。

表 1 2023 年度の受講生の人数

募集時期	春学期	秋学期
I インクルーシブ教育	5 名 (うち聴講生 2 名)	4 名 (うち聴講生 1 名)
II パーソナルマネジメント	7 名 (うち聴講生 2 名)	6 名 (うち聴講生 1 名)
III 子ども才能マネジメント	52 名 (うち聴講生 26 名)	27 名 (うち聴講生 1 名)
IV 旅館マネジメント	4 名 (うち聴講生 1 名)	3 名 (うち聴講生 0 名)
V くじらと捕鯨の地域活性化	7 名 (うち聴講生 3 名)	4 名 (うち聴講生 0 名)
VI しものせき地域DX人材 育成リスクリングプログラム	-	16 名 (うち聴講生 0 名)
計	75 名 (うち聴講生 34 名)	60 名 (うち聴講生 3 名)
総計	135 名	

※受講生数は履修生(60 時間)及び一部受講生を含む人数である

2. 講義内容

講義内容については、「2023 年度講義一覧表」を参照ください。各コースにおいて1 講義 90 分、40 講義（合計 60 時間）を、専任教員 6 名、非常勤講師 10 名、事務職員 1 名で運営しました。

3. 受講生の声（アンケート結果の一部抜粋）

2023 年度は、2023 年 4 月～2024 年 3 月まで開講しています。現在、講義が終了したもののから、随時、オンラインで回答する形式での受講生アンケートを実施しています。

3 月 6 日現在、16 名が回答しております。現在、集計中ではありますが、一部の結果をご紹介します。また、アンケート結果については毎年ホームページで公表しております。

特に、良い意味で印象に残った学習

- 分析演習では頭を使い、理解を深めることが出来た。今後、現場で実践できるように活かしていきたい（パーソナル・インクルーシブ・こども）
- 講義を振り返りながら、受講生同士でディスカッションすることで、考えや理解を深めることができ、今後に活かせるきっかけとなった（パーソナル・くじらと捕鯨）

特に分かりにくかった・難しかった内容

- 全体的についていくのに必死だったが、興味深い話ばかりで楽しかった（パーソナル）
- 分析が難しかった（子ども、インクルーシブ、パーソナル共通の複数意見）

オンライン授業を受講しての感想、改善点、良かった点

- 初めてこのような授業を受けたが、通学しなくても（遠隔であっても）しっかり勉強ができたことが良かった
- グループ討議の際、自分のグループに入室できないことがあった。指定されたグループに自動的に移動させてもらえると安心して参加することができる

今回の学びをどのように活かしていきたいか（複数回答あり）

質問内容	回答者数（人）
自分の現職でのキャリア形成・キャリアアップのため	11
自分の転職(予定含む)のため	0
自分のセカンドライフのため	1
自分の子育て・ライフマネジメントのため	3
会社での組織マネジメントのため	2
会社での人事業務のため	1
会社での社員教育のため	3
学校や保育所等での進路指導のため	2
学校や保育所等での教育・保育のため	4
自分の知的好奇心を広げるため	3
自分の研究テーマと重なるため	2

3. 2024 年度の募集時期

2024 年度からは、講座を改編し、履修証明プログラムに加えて、スキルアッププログラムを新設します。2024 年度の春学期募集は、3 月 15 日まで行いますが、4 月以降に追加のスキルアッププログラムの受講生募集を行う予定です。

詳細については、随時、本学附属リカレント教育センターのホームページで公開します。

下関市立大学附属リカレント教育センター

HP▶<https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/recurrent/>



【 2023年度 講義一覧表 】 | インクルーシブ教育専門家養成コース『基礎科目群』

コース	I インクルーシブ教育専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	< I-基1 > インクルーシブ教育概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
I-基1-1	ガイダンス	9:30 ~ 11:00	4月15日(土)	海峡メッセ6階 601号室
I-基1-2	IN-Childの概要	11:10 ~ 12:40		
I-基1-3	IN-Childと発達障害の違い	13:40 ~ 15:10		
I-基1-4	人類の進化とIN-Child	9:30 ~ 11:00	5月13日(土)	
I-基1-5	教育システムとIN-Child	11:10 ~ 12:40		
I-基1-6	IN-Childの特徴と理解 ①環境要因によるニーズがある子ども	13:40 ~ 15:10	6月10日(土)	
I-基1-7	IN-Childの特徴と理解 ②身体面にニーズがある子ども	9:30 ~ 11:00		
I-基1-8	IN-Childの特徴と理解 ③不注意、多動性・衝動性によるニーズがある子ども	11:10 ~ 12:40		
I-基1-9	IN-Childの特徴と理解 ④こだわりによるニーズがある子ども	13:40 ~ 15:10	6月24日(土)	
I-基1-10	IN-Childの特徴と理解 ⑤自己肯定感にニーズがある子ども	9:30 ~ 11:00		
I-基1-11	IN-Childの特徴と理解 ⑥コミュニケーションにニーズがある子ども	11:10 ~ 12:40	7月8日(土)	
I-基1-12	IN-Childの特徴と理解 ⑦特定の学習にニーズがある子ども	13:40 ~ 15:10		
I-基1-13	IN-Childの特徴と理解 ⑧生活習慣にニーズがある子ども (ゲームなど)	9:30 ~ 11:00		
I-基1-14	組織経営とIN-Child	11:10 ~ 12:40		
I-基1-15	IN-Childに関する最新動向	13:40 ~ 15:10		

コース	I インクルーシブ教育専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	< I-基2 > インクルーシブ教育ニーズ分析法	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
I-基2-1	科学的ツールとアセスメントの重要性	9:30 ~ 11:00	8月26日(土)	海峡メッセ6階 601号室
I-基2-2	IN-Child Recordの概要と開発過程	11:10 ~ 12:40		
I-基2-3	情報の取り扱い等の倫理に関して	13:40 ~ 15:10		
I-基2-4	類似尺度とIN-Child Recordの違い	9:30 ~ 11:00	9月30日(土)	
I-基2-5	スコアシートの読み方と分析	11:10 ~ 12:40		
I-基2-6	身体面のパターンの理解と事例①	13:40 ~ 15:10	10月7日(土)	
I-基2-7	身体面のパターンの理解と事例②	9:30 ~ 11:00		
I-基2-8	情緒面のパターンの理解と事例①	11:10 ~ 12:40		
I-基2-9	情緒面のパターンの理解と事例②	13:40 ~ 15:10	10月28日(土)	
I-基2-10	情緒面のパターンの理解と事例③	9:30 ~ 11:00		
I-基2-11	学習面のパターンの理解と事例①	11:10 ~ 12:40	11月25日(土)	
I-基2-12	学習面のパターンの理解と事例②	13:40 ~ 15:10		
I-基2-13	各項目からみたパターンの理解と事例	9:30 ~ 11:00		
I-基2-14	その他のパターンの理解と事例	11:10 ~ 12:40		
I-基2-15	個別教育プランの役割と活用	13:40 ~ 15:10		

コース	I インクルーシブ教育専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	< I-基3 > インクルーシブ教育ニーズ分析演習	講義数	全 10 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
I-基3-1	個別教育プランの書き方 (結果編)	9:30 ~ 11:00	12月9日(土)	海峡メッセ6階 601号室
I-基3-2	個別教育プランの書き方 (分析編)	11:10 ~ 12:40		
I-基3-3	分析演習 1事例目 (分析)	13:40 ~ 15:10		
I-基3-4	分析演習 1事例目 (解説)	9:30 ~ 11:00	2月3日(土)	
I-基3-5	分析演習 2事例目 (分析)	11:10 ~ 12:40		
I-基3-6	分析演習 2事例目 (解説)	13:40 ~ 15:10	2月17日(土)	
I-基3-7	分析演習 3事例目 (分析)	9:30 ~ 11:00		
I-基3-8	分析演習 3事例目 (解説)	11:10 ~ 12:40		
I-基3-9	分析演習 4事例目 (分析)	13:40 ~ 15:10		
I-基3-10	分析演習 4事例目 (解説)	15:20 ~ 16:50		

【 2023年度 講義一覧表 】 II パーソナルマネジメント専門家養成コース 『基礎科目群』

コース	II パーソナルマネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<II-基1> パーソナルマネジメント概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
II-基1-1	ガイダンス：人生100年時代の学び方	9:30 ~ 11:00	4月8日(土)	海峡メッセ6階 602号室
II-基1-2	Scale C ³ の概要	11:10 ~ 12:40		
II-基1-3	人間が集団をつくるようになった理由	9:30 ~ 11:00	4月22日(土)	
II-基1-4	自己理解とマネジメント① 組織生活が長く続けられない理由	11:10 ~ 12:40	5月20日(土)	
II-基1-5	自己理解とマネジメント② 人はなぜ怒るのか：怒りから見る自己理解	9:30 ~ 11:00		
II-基1-6	自己理解とマネジメント③ 自分の殻を破るには：安全地帯(comfort zone)の罠	11:10 ~ 12:40	5月27日(土)	
II-基1-7	自己理解とマネジメント④ 経歴(成績)で実力は測れない	9:30 ~ 11:00		
II-基1-8	他者理解とマネジメント① 他者を理解するための哲学	11:10 ~ 12:40	6月10日(土)	
II-基1-9	他者理解とマネジメント② 他者を理解するための考え方や話し方	9:30 ~ 11:00		
II-基1-10	他者理解とマネジメント③ ダイバーシティ(多様性)の理解	11:10 ~ 12:40	6月24日(土)	
II-基1-11	他者理解とマネジメント④ 他者のニーズを把握することの意味	9:30 ~ 11:00		
II-基1-12	「共感」を促す組織マネジメント① リーダーシップとは	11:10 ~ 12:40	7月8日(土)	
II-基1-13	「共感」を促す組織マネジメント② 最高のチームを作るリーダーの条件	9:30 ~ 11:00		
II-基1-14	「共感」を促す組織マネジメント③ 共感を高める関係性の構築	11:10 ~ 12:40		
II-基1-15	「共感」を促す組織マネジメント④ 組織の中での役割と地位の重要性	13:40 ~ 15:10		

コース	II パーソナルマネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<II-基2> キャリアニーズ分析法	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
II-基2-1	データの価値が高まる時代におけるキャリアニーズの分析	9:30 ~ 11:00	8月26日(土)	海峡メッセ6階 602号室
II-基2-2	科学的ツールとアセスメントの重要性	11:10 ~ 12:40		
II-基2-3	Scale C3の概要と開発過程	13:40 ~ 15:10		
II-基2-4	心と体の健康を要因としたニーズの理解	9:30 ~ 11:00	9月9日(土)	
II-基2-5	注意特性・多動性・衝動性を要因としたニーズの理解	11:10 ~ 12:40		
II-基2-6	こだわり、コミュニケーションを要因としたニーズの理解	13:40 ~ 15:10	10月14日(土)	
II-基2-7	自己肯定感を要因としたニーズの理解	9:30 ~ 11:00		
II-基2-8	人間関係形成能力に関するニーズの理解	11:10 ~ 12:40	10月28日(土)	
II-基2-9	自己理解・自己管理能力に関するニーズの理解	13:40 ~ 15:10		
II-基2-10	課題対応基礎能力に関するニーズの理解	9:30 ~ 11:00	11月11日(土)	
II-基2-11	キャリアプランニング能力に関するニーズの理解	11:10 ~ 12:40		
II-基2-12	心と体の健康のニーズが及ぼすキャリアへの影響	13:40 ~ 15:10	11月11日(土)	
II-基2-13	注意特性・多動性・衝動性のニーズが及ぼすキャリアへの影響	9:30 ~ 11:00		
II-基2-14	こだわりのニーズが及ぼすキャリアへの影響	11:10 ~ 12:40		
II-基2-15	伝わるプレゼン、伝わるデザイン	13:40 ~ 15:10		

コース	II パーソナルマネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<II-基3> キャリアニーズ分析演習	講義数	全 10 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
II-基3-1	個別のキャリアプランの役割と活用と書き方	9:30 ~ 11:00	12月2日(土)	海峡メッセ6階 602号室
II-基3-2	分析演習 1事例目 (分析)	11:10 ~ 12:40		
II-基3-3	分析演習 1事例目 (発表・解説)	13:40 ~ 15:10		
II-基3-4	分析演習 2事例目 (分析)	9:30 ~ 11:00	1月6日(土)	
II-基3-5	分析演習 2事例目 (分析)	11:10 ~ 12:40		
II-基3-6	分析演習 2事例目 (発表・解説)	13:40 ~ 15:10	2月10日(土)	
II-基3-7	分析演習 3事例目 (分析)	9:30 ~ 11:00		
II-基3-8	分析演習 3事例目 (分析)	11:10 ~ 12:40		
II-基3-9	分析演習 3事例目 (発表・解説)	13:40 ~ 15:10		
II-基3-10	1年間のまとめ	15:20 ~ 16:50		

【 2023年度 講義一覧表 】 Ⅲ子ども才能マネジメント専門家養成コース『基礎科目群』

コース	Ⅲ子ども才能マネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<Ⅲ-基1>乳幼児教育概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
Ⅲ-基1-1	ガイダンス	9:30 ~ 11:00	4月8日(土)	海峽メッセ6階 601号室
Ⅲ-基1-2	CRAYONの概要	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基1-3	乳幼児教育の成果とその影響	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基1-4	科学的ツールとアセスメントの重要性	9:30 ~ 11:00	4月22日(土)	
Ⅲ-基1-5	CRAYONの全体概要とバージョンごとの関係性	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基1-6	環境が人間に与える影響	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基1-7	乳幼児教育環境が子どもに与える影響	9:30 ~ 11:00	5月6日(土)	
Ⅲ-基1-8	人類の進化と子どもの概念形成	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基1-9	子どもの概念形成と乳幼児教育	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基1-10	子どもの才能発掘と乳幼児教育	9:30 ~ 11:00	5月20日(土)	
Ⅲ-基1-11	行動の変化を促す理解	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基1-12	行動の変化を促す納得	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基1-13	CRAYON BOOKを活用した保育マネジメント	9:30 ~ 11:00	6月3日(土)	
Ⅲ-基1-14	情報の取り扱い等の倫理について	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基1-15	最新研究動向	13:40 ~ 15:10		

コース	Ⅲ子ども才能マネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<Ⅲ-基2>乳幼児教育の環境設計/コミュニケーション	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
Ⅲ-基2-1	CRAYON BOOKの概要と開発過程	9:30 ~ 11:00	6月17日(土)	海峽メッセ6階 601号室
Ⅲ-基2-2	CRAYONにおける環境設定① 環境	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基2-3	CRAYONにおける環境設定② 食事	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基2-4	CRAYONにおける環境設定③ 睡眠	9:30 ~ 11:00	7月1日(土)	
Ⅲ-基2-5	CRAYONにおける環境設定④ 遊び	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基2-6	乳幼児の概念形成① 視覚概念が優位な子ども	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基2-7	乳幼児の概念形成② 聴覚概念が優位な子ども	9:30 ~ 11:00	7月15日(土)	
Ⅲ-基2-8	乳幼児の概念形成③ 体感概念が優位な子ども	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基2-9	乳幼児の概念形成④ 言語概念が優位な子ども	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基2-10	乳幼児の概念形成⑤ 数概念が優位な子ども	9:30 ~ 11:00	9月16日(土)	
Ⅲ-基2-11	乳幼児の才能発掘① 画像的表現が多い子ども	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基2-12	乳幼児の才能発掘② 音楽的表現が多い子ども	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基2-13	乳幼児の才能発掘③ 身体的表現が多い子ども	9:30 ~ 11:00	10月14日(土)	
Ⅲ-基2-14	乳幼児の才能発掘④ 言語的表現が多い子ども	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基2-15	乳幼児の才能発掘⑤ 数的表現が多い子ども	13:40 ~ 15:10		

コース	Ⅲ子ども才能マネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<Ⅲ-基3>乳幼児教育ツール分析演習	講義数	全 10 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
Ⅲ-基3-1	個別の保育プランの役割と活用	9:30 ~ 11:00	11月4日(土)	海峽メッセ6階 601号室
Ⅲ-基3-2	個別の保育プランの分析方法①	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基3-3	個別の保育プランの分析方法②	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基3-4	分析演習 1事例目 (分析)	9:30 ~ 11:00	12月2日(土)	
Ⅲ-基3-5	分析演習 1事例目 (分析)	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基3-6	分析演習 1事例目 (解説)	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基3-7	分析演習 2事例目 (分析)	9:30 ~ 11:00	2月10日(土)	
Ⅲ-基3-8	分析演習 2事例目 (分析)	11:10 ~ 12:40		
Ⅲ-基3-9	分析演習 2事例目 (解説)	13:40 ~ 15:10		
Ⅲ-基3-10	最新研究動向	15:10 ~ 16:50		

【 2023年度 講義一覧表 】 IV旅館マネジメント専門家養成コース 『基礎科目群』

コース	IV旅館マネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<IV-基1>旅館学概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
IV-基1-1	ガイダンス	11:15 ~ 12:45	4月11日(火)	海峡メッセ6階 602号室
IV-基1-2	人生100年時代の学び方	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-3	変化の激しい時代における人材教育の必要性	11:15 ~ 12:45	4月25日(火)	
IV-基1-4	ソーシャルキャピタルとしての旅館①	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-5	ソーシャルキャピタルとしての旅館②	11:15 ~ 12:45	5月9日(火)	
IV-基1-6	シェアサービスの社会と旅館①	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-7	シェアサービスの社会と旅館②	11:15 ~ 12:45	5月23日(火)	
IV-基1-8	旅館組織の特徴と採用	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-9	旅館の歴史①	11:15 ~ 12:45	6月6日(火)	
IV-基1-10	旅館の歴史②	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-11	ホテルの歴史①	11:15 ~ 12:45	6月20日(火)	
IV-基1-12	ホテルの歴史②	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-13	ホテル組織の特徴と採用	11:15 ~ 12:45	7月4日(火)	
IV-基1-14	海外の人材育成の状況と日本との比較	13:15 ~ 14:45		
IV-基1-15	海外の観光宿泊特化型の状況	11:15 ~ 12:45	7月18日(火)	

コース	IV旅館マネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<IV-基2>旅館サービスマネジメント概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
IV-基2-1	組織論①リーダーシップの種類と変遷	13:15 ~ 14:45	7月18日(火)	海峡メッセ6階 602号室
IV-基2-2	組織論②リーダーシップの種類と変遷	11:15 ~ 12:45	8月22日(火)	
IV-基2-3	自己理解とマネジメント①自分の才能を発揮するには	13:15 ~ 14:45		
IV-基2-4	自己理解とマネジメント②自分の殻を破るには	11:15 ~ 12:45	9月5日(火)	
IV-基2-5	自己理解とマネジメント③怒りから見れる自己理解	13:15 ~ 14:45		
IV-基2-6	他者理解とマネジメント①他者を理解するための哲学	11:15 ~ 12:45	9月19日(火)	
IV-基2-7	他者理解とマネジメント②他者理解をすることの意味	13:15 ~ 14:45		
IV-基2-8	他者理解とマネジメント③他者を理解するための話し方・考え方	11:15 ~ 12:45	10月10日(火)	
IV-基2-9	他者理解とマネジメント④ダイバーシティの理解	13:15 ~ 14:45		
IV-基2-10	共感のマネジメント①最高のチームをつくるには	11:15 ~ 12:45	10月24日(火)	
IV-基2-11	共感のマネジメント②共感を高める関係性の構築	13:15 ~ 14:45		
IV-基2-12	共感のマネジメント③組織の中での役割と地位の重要性	11:15 ~ 12:45	11月7日(火)	
IV-基2-13	データサイエンス時代のマネジメント①	13:15 ~ 14:45		
IV-基2-14	データサイエンス時代のマネジメント②	11:15 ~ 12:45	11月21日(火)	
IV-基2-15	伝わるプレゼン・伝わるデザイン	13:15 ~ 14:45		

コース	IV旅館マネジメント専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<IV-基3>旅館マネジメント実務	講義数	全 10 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
IV-基3-1	旅館におけるメディア論 (広報)	11:15 ~ 12:45	12月12日(火)	海峡メッセ6階 602号室
IV-基3-2	旅館における人事、法務 (就業規則、労働法、雇用、規則)	13:15 ~ 14:45		
IV-基3-3	旅館が取り組むべきこれからのSDG s	11:15 ~ 12:45	1月9日(火)	
IV-基3-4	旅館のこれまでとこれからのインバウンド対応 (宗教、文化)	13:15 ~ 14:45		
IV-基3-5	旅館の消防法、風営法について対応	11:15 ~ 12:45	1月23日(火)	
IV-基3-6	旅館が備える災害対応、災害時の事業継続計画 (BCP)	13:15 ~ 14:45		
IV-基3-7	旅館の原価、コスト、財務諸表見かた、見せ方	11:15 ~ 12:45	2月6日(火)	
IV-基3-8	旅館ならではの事業計画書の作り方、銀行との付き合い方	13:15 ~ 14:45		
IV-基3-9	旅館が行う事業承継とは	11:15 ~ 12:45	2月20日(火)	
IV-基3-10	教えてくれない旅館での女将、支配人 (属人的な仕事になりがちな役職について) について	13:15 ~ 14:45		

【 2023年度 講義一覧表 】 V 「くじら」と「捕鯨」の地域活性化専門家養成コース『基礎科目群』

コース	V 「くじら」と「捕鯨」の地域活性化専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<V-基1> 「くじら」と「捕鯨」概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
V-基1-1	全体ガイダンス	9:30 ~ 11:00	4月15日(土)	海峡メッセ6階 602号室
V-基1-2	くじらの基礎知識Ⅰ（種類、生態、魚類との違い等について）	11:10 ~ 12:40		
V-基1-3	くじらの基礎知識Ⅱ（くじらが水産資源という考えについて）	9:30 ~ 11:00	4月29日(土)	
V-基1-4	捕鯨の基礎知識Ⅰ（捕鯨は漁業なのか？について）	11:10 ~ 12:40	5月6日(土)	
V-基1-5	捕鯨の基礎知識Ⅱ（IWCと調査捕鯨、国際機関と管理について）	9:30 ~ 11:00		
V-基1-6	捕鯨の基礎知識Ⅲ（商業捕鯨再開と現状、漁業との競合について）	11:10 ~ 12:40	5月13日(土)	
V-基1-7	捕鯨の歴史Ⅰ（世界の捕鯨史について）	9:30 ~ 11:00		
V-基1-8	捕鯨の歴史Ⅱ（日本の捕鯨史について）	11:10 ~ 12:40	6月3日(土)	
V-基1-9	捕鯨の歴史Ⅲ（山口・下関の捕鯨史について）	9:30 ~ 11:00		
V-基1-10	くじらの利用と捕鯨文化Ⅰ（世界とノルウェーの捕鯨文化について）	11:10 ~ 12:40	6月17日(土)	
V-基1-11	くじらの利用と捕鯨文化Ⅱ（日本の捕鯨文化と現状について）	9:30 ~ 11:00		
V-基1-12	これからの捕鯨と捕鯨産業（日本（山口・下関）の捕鯨産業について）	11:10 ~ 12:40	7月1日(土)	
V-基1-13	総合討論Ⅰ	9:30 ~ 11:00		
V-基1-14	総合討論Ⅱ	11:10 ~ 12:40	7月15日(土)	
V-基1-15	まとめ	9:30 ~ 11:00		

コース	V 「くじら」と「捕鯨」の地域活性化専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<V-基2> 「くじら」と「捕鯨」の地域活性化概論	講義数	全 15 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
V-基2-1	全体ガイダンス	11:10 ~ 12:40	7月15日(土)	海峡メッセ6階 602号室
V-基2-2	水産経済から見た捕鯨Ⅰ（水産と捕鯨の政策について）	9:30 ~ 11:00	8月19日(土)	
V-基2-3	水産経済から見た捕鯨Ⅱ（水産物とくじらの流通と価格、価格決定等について）	11:10 ~ 12:40		
V-基2-4	水産経済から見た捕鯨Ⅲ（加工等について）	9:30 ~ 11:00	9月2日(土)	
V-基2-5	水産経済から見た捕鯨Ⅳ（販売金額、消費の推移について）	11:10 ~ 12:40		
V-基2-6	水産経済から見た捕鯨Ⅴ（戦前・戦後における捕鯨会社と捕鯨産業について）	9:30 ~ 11:00	9月16日(土)	
V-基2-7	水産都市・下関の歴史・文化（「ふく」、「大手水産会社と遠洋漁業等」に）	11:10 ~ 12:40		
V-基2-8	水産都市・下関の現状と将来（水産都市・下関の現状と課題について）	9:30 ~ 11:00	9月30日(土)	
V-基2-9	鯨肉が持つ特性と鯨文化（鯨肉の特性と鯨食文化について）	11:10 ~ 12:40		
V-基2-10	鯨食の普及啓発と取り組みについて（国内、山口・下関の事例について）	9:30 ~ 11:00	10月7日(土)	
V-基2-11	鯨未利用部位を有効活用（鯨未利用部位を有効活用し、新たな製品化を目指す取り組みについて）	11:10 ~ 12:40		
V-基2-12	地域振興に「くじら」をどう活かすか（新たな捕鯨関連産業と地域振興について）	9:30 ~ 11:00	10月21日(土)	
V-基2-13	総合討論Ⅰ	11:10 ~ 12:40		
V-基2-14	総合討論Ⅱ	9:30 ~ 11:00	11月11日(土)	
V-基2-15	まとめ	11:10 ~ 12:40		

コース	V 「くじら」と「捕鯨」の地域活性化専門家養成コース			
科目群	基礎科目群	開講時期	1年間	
科目名	<V-基3> 「くじら」と「捕鯨」地域活性化演習	講義数	全 10 講義	
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
V-基3-1	全体ガイダンス	9:30 ~ 11:00	11月25日(土)	海峡メッセ6階 602号室
V-基3-2	地域活性化演習Ⅰ	11:10 ~ 12:40		
V-基3-3	地域活性化演習Ⅱ	9:30 ~ 11:00	12月9日(土)	
V-基3-4	地域活性化演習Ⅲ	11:10 ~ 12:40		
V-基3-5	地域活性化演習Ⅳ	9:30 ~ 11:00	1月6日(土)	
V-基3-6	地域活性化演習Ⅴ	11:10 ~ 12:40		
V-基3-7	成果発表Ⅰ	9:30 ~ 11:00	2月3日(土)	
V-基3-8	成果発表Ⅱ	11:10 ~ 12:40		
V-基3-9	成果発表Ⅲ	9:30 ~ 11:00	2月17日(土)	
V-基3-10	総合討論とまとめ	11:10 ~ 12:40		

【 2023年度 講義一覧表 】 しものせき地域DX人材リスクリングプログラム

コース	しものせき地域DX人材育成リスクリングプログラム			
講義コード	講義名	時限	開講日	教室
	開講式・受講オリエンテーション	9:30～11:00	10月7日(土)	海峡メッセ6階 603号室
基1-1	情報リテラシー①	11:10～12:40		
基1-2	情報リテラシー②	9:30～11:00	10月14日(土)	
基1-3	情報リテラシー③	11:10～12:40		
基1-4	情報リテラシー④	9:30～11:00	10月21日(土)	
基1-5	情報システム論①	11:10～12:40		
基1-6	情報システム論②	9:30～11:00	10月28日(土)	
基1-7	情報システム論③	11:10～12:40		
基1-8	情報システム論④	9:30～11:00	11月4日(土)	
基1-9	情報システム論⑤	11:10～12:40		
基1-10	統計学基礎①	9:30～11:00	11月11日(土)	
基1-11	統計学基礎②	11:10～12:40		
基1-12	統計学基礎③	9:30～11:00	11月18日(土)	
基1-13	統計学基礎④	11:10～12:40		
基1-14	データ解析演習①	9:30～11:00	11月25日(月)	
基1-15	データ解析演習②	11:10～12:40		
基1-16	データ解析演習③	9:30～11:00	12月2日(土)	
基1-17	データ解析演習④	11:10～12:40		
基1-18	データ解析演習⑤	9:30～11:00	12月9日(土)	
基1-19	因果推論の基礎①	11:10～12:40		
基1-20	因果推論の基礎②	9:30～11:00	12月16日(土)	
基1-21	因果推論の基礎③	11:10～12:40		
基1-22	pythonによる因果構造探索の実践入門①	9:30～11:00	1月6日(土)	
基1-23	pythonによる因果構造探索の実践入門②	11:10～12:40		
基1-24	pythonによる因果構造探索の実践入門③	9:30～11:00	1月20日(土)	
基1-25	pythonによる因果構造探索の実践入門④	11:10～12:40		
基1-26	pythonによる因果構造探索の実践入門⑤	9:30～11:00	1月27日(土)	
基1-27	ローコードツール活用①	11:10～12:40		
基1-28	ローコードツール活用②	9:30～11:00	2月3日(土)	
基1-29	ローコードツール活用③	11:10～12:40		
基1-30	ローコードツール活用④	9:30～11:00	2月10日(土)	
実1-1	PBL①	11:10～12:40		
実1-2		9:30～11:00	2月17日(土)	
実1-3		11:10～12:40		
実1-4	PBL②	9:30～11:00	2月24日(土)	
実1-5		11:10～12:40		
実1-6		9:30～11:00	3月2日(土)	
実1-7	PBL③	11:10～12:40		
実1-8		9:30～11:00	3月9日(土)	
実1-9		11:10～12:40		
実1-10	発表会	9:30～11:00	3月16日(土)	
	閉講式	11:10～12:40		

学校法人 Y I C 学院 社会事業本部

対象区分：長期離職者又は離転職を繰り返している方等

**事業名：DX推進ができるICT活用サポーター養成訓練プログラムの開発とその実効性を高める
地域密着型女性求職者トータルサポートシステムの構築**

実施団体名：学校法人YIC学院

教育訓練手法 訓練の概要	対象者	結婚や出産、その他の理由により長期離職している女性や、家族の転勤等により離職を余儀なくされ、離転職を繰り返している女性。																														
	特性	子育てや介護といったライフイベントと仕事の両立、また、新たな人間関係構築等、多くの不安を抱えて再就職への一歩がなかなか踏み出せない対象者が想定される。そのため、訓練前から就職後までの個別・集団による伴走支援をパッケージで行う。社会復帰と教育・組織への貢献に向けた知識やスキルの習得と、職務経歴やこれまでの経験を生かした活躍ができ、ICT活用を軸とした新たな能力開発を自律的に築くことができるようになることを目指す。																														
	訓練パッケージ (訓練及び手法)	①訓練前から修了後まで一貫し、インストラクショナルデザインの視点でプログラム開発を行い、女性就業支援経験のあるキャリアコンサルタント等が、受講者の不安解消を先導的・プッシュ型の伴走支援（メンター制による1on1の支援）をする。②オンデマンド、オンライン、対面学習と「ブレンディッドラーニング」型の学習方法を実施する。																														
	仕上がり像	情報技術そして学校や企業でICT推進を支援するために必要な知識や技術を学び、主体的なキャリア形成ができるICT支援員またはICT活用サポーターとして活躍できる人材。																														
	訓練期間	3か月	訓練時間	292時間																												
	普及・活用方策	県内職業訓練コースとして実施運用を進める。また山口以外に京都等の教育機関、そして全国専門学校教育研究会の専門学校・企業のネットワークを活用して教材および支援方法提供を行う。																														
	スケジュール	令和5年度												令和6年度																		
4		5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
調査												試行①(部分)			試行②(部分)			施行③(完全)														
開発												開発・構築						普及に向けた準備														

受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（教育訓練手法構築実施団体等）

対象者

結婚や出産、その他の理由により長期離職している女性や、家族の転勤等により離職を余儀なくされ、離転職を繰り返している女性。

- ・ 離職期間が1年を超えている方（無業者、育児や介護により離職している者を含む）
- ・ 2年以内に2回以上離転職を繰り返している方

対象者の特性

職業訓練は対象者にあたる受講者が多いという点、また、過去実施してきた子育て女性向け研修の受講者より、次の特性を持つ対象者が多いと考える。

- ・ ブランクがあるため、就業に対する意欲が低かったり、就職活動や応募に踏み出しづらい
- ・ 地域事情に疎く知人も少なく、就職活動方法を知る機会に恵まれなかった
- ・ 「家族」を優先にしがちで、自分を中心に考えるキャリアプランニングがしづらい
⇒さらなる離転職につながってしまったり、長期のキャリアプランニングが難しい
- ・ 他の就職活動者と希望条件が重なり、ライバルが多くなる傾向がある
- ・ 雇用者や外部環境が求める知識およびスキルを知る機会に乏しい

対象者と特性との関係

- ◇潜在的求職者となっている方へ、社会へ目を向けてもらうような情報提供と社会接点の有効性を伝える場を作る。
- ◇ワークライフバランスの中での就業形態を柔軟に選ぶことができる、理解ある企業とのマッチング機会を提供する。
- ◇対象者が関心を持ち、まずは就業するための一歩となるような、教育現場等働きやすい場所での就業につながる訓練内容が有効である。
- ◇ライバルに負けないよう、DX推進およびICT支援・活用スキルを高め、付加価値を付けることが重要である。
- ◇地域密着型支援として、共に学ぶ仲間との連携ができるネットワークの紹介と訓練機関・行政そして地域コミュニティとの接点を作る。
- ◇就職活動や自分の将来に不安を感じる方が多いため、メンター制1on1型の伴走支援の実施により、相談しやすい環境の提供、個々の状況に応じた適切で積極的なアプローチ、そして寄り添い型の支援が有効である。
- ◇託児の利用など環境面での配慮、安心して受講できる環境の提供が必要である。

受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（教育訓練手法構築実施団体等）

訓練期間

3か月

訓練時間

292時間

ユニット名	科目名	学習方法	時間
ICT支援員対応	ICT概論	オンデマンド	30
	ICT概論	オンライン	30
	ICT活用事例演習・実習	対面	30
DX化推進	Google cloud活用	オンデマンド	10
	Google cloud活用	オンライン	6
	Google cloud活用	対面	6
	Microsoft365・Teams活用	オンデマンド	14
	Microsoft365・Teams活用	オンライン	10
	Microsoft365・Teams活用	対面	12
	タブレット（iPad）活用	オンライン	15
	タブレット（iPad）活用	対面	9
	動画作成	動画作成	オンデマンド
動画作成		対面	30
キャリア形成	コミュニケーション	対面	12
	キャリアプランニング	オンライン	6
	キャリアプランニング	対面	6
	就職支援	対面	6

開発する訓練手法（実施マニュアルも併せて開発）

女性求職者トータルサポートシステムとして開発するもの

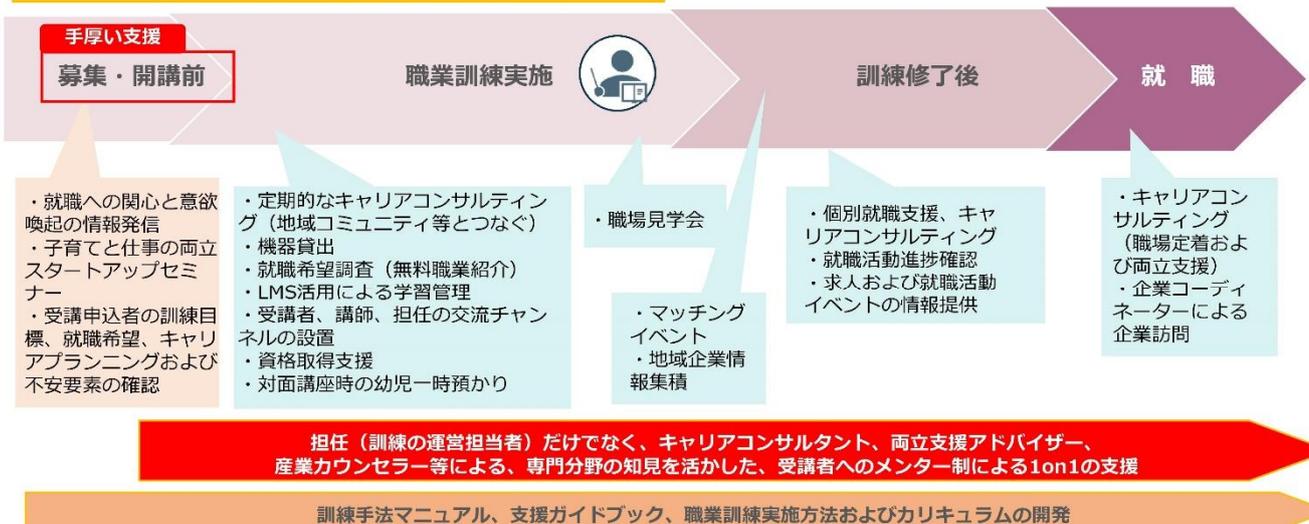
- 女性求職者仲間の情報共有の仕組み
- 訓練募集時の事前支援キャリアコンサルティング（事例蓄積）
→募集段階から、個別の悩みと不安の解消を目指す
（訓練受講によりなりたいたい姿や実現したい目標の整理）
- 子育てと仕事の両立スタートアップセミナー（オンライン+対面）
→セミナー型で、企業が求めるスキルの理解、子育てと仕事の両立方法や支援策の理解をすすめる
（受講および就業意欲の向上が目的）
- メンター型 1on1 支援者ガイドブック（学びおよび子育て等ライフイベント支援）
- 女性のキャリアデザインワークショップ（マニュアル）
- 学習管理システム内で協働学習・コミュニティの構築
- 職場見学会
- 女性求職者の採用を希望する企業とのマッチングイベント
- 就職3ヶ月間までのなんでも相談窓口開設

※学習領域に応じてブレンディッドラーニングにより学習方法を選定する

受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（教育訓練手法構築実施団体等）

開発する訓練手法の概要

訓練パッケージの支援方法



対象者・特性との関連性

- ◇就職活動や自分の将来に不安を感じる方が多い。今回対象者の特性理解の知見をもち、地域企業情報を持つものが行う「メンター制による1on1の伴走型支援」により、寄り添い型で相談しやすい関係の構築、個々の状況に応じた適切で積極的なアプローチを行う。
- ◇地域企業と連携した職場見学やマッチングイベントにより、個人と企業が相互理解の上で就業選択を行う。
- ◇同様の環境の就業者との対話を行い、個人のキャリアとライフのバランスを取ったプランニングを中長期で行う。
- ◇対面講座時は幼児の一時預かりの利用など環境面での配慮し、安心して落ち着いて学べる環境の提供を地域コミュニティと行う。

試行 1 回目募集活動

1. 申込状況

①事前説明会参加者数 19 名

(内訳 3 回実施、オンライン 17 名参加、対面 2 名参加)

受講申込者数 27 名 ※ただし、急遽家庭の事情や就職決定等で受講辞退やキャンセルあり

→試行 1 回目は 20 名の受講者でスタート

2. 実施した募集活動

- ・幼稚園や公共施設へチラシ配布
- ・YICSNS (X、Facebook、Instagram) 、HP
- ・ポスティング誌 (ほっぷ) 掲載、山口市プレスリリース
- ・ハローワーク、しごとセンターへチラシ設置 (防府、宇部、山口、萩・長門、下関)
- ・YIC 訓練生および卒業生への周知、YIC グループ内幼稚園へチラシ設置
- ・女性求職者へのキャリア支援を行う NPO 法人からの周知

3. 受講者がプログラムを知った主な経緯

経緯	人数
チラシ	2 人
ほっぷ	2 人
ハローワーク	4 人 (内、LINE で見た方 2 人)
山口市 Instagram	1 人
NPO 法人	11 人 (内、紹介 3 名、Instagram3 名、LINE1 名、イベントでチラシ確認 1 名、子育て支援センター職員の紹介 2 名、子育て支援センターインスタ 1 名)

厚生労働省委託事業

わたし × ICT

= あたらしい働き方

最短 1 ヶ月で学ぶ

ICT ステップアップ
プログラム トライアルコース



受講費
無料
託児付き

限定
30
名

新しいキャリアの第一歩！

今話題のデジタルスキルを仲間と一緒に学びませんか？長期間のブランクや時間制約があってもチャレンジしたい！そんなあなたの不安に寄り添いながら応援する、デジタルスキルアップ講座です。

ポイント 今必要とされる

01 ICT スキルが身につく

学校や企業等で必要とされる ICT スキルと基礎知識を学び、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を目指してみませんか？

[講座内容詳細は裏面へ](#) ▶▶

ポイント 様々なサポート体制

02 パソコン貸出 OK



ステップアップサポーター制

「なにが自分に向いている？自分にもできるかな？」といったあなたの不安に寄り添い、何でも相談できる担当者が支援します。

※ スキルや経験がない方も安心してご受講いただけます！

受講後、例えばこんな働き方…

ICT 支援員

学校現場で ICT を活用した子供たちの学びや教材づくり等をサポートする仕事。



企業の ICT 人材

DX 推進が進む中、企業に必要とされる人材として ICT 知識があなたの武器に！



テレワーク

育児や介護等、それぞれの状況に応じた働き方・暮らし方の可能性が広がります。

募集要項

対象	デジタルスキルを身につけたい女性 <small>※応募多数の場合、退職後 1 年以上経つ方または 2 年以内に 2 回以上転職がある方を優先させていただきます</small>
受講期間	2024年1月29日(月)～2月29日(木)
受講形式	基本は会場での対面受講 <small>※ 一部オンラインやオンデマンド受講あり</small>
受講時間	9:40 ～ 12:50 (対面・オンライン受講)
受講会場	YIC 情報ビジネス専門学校 山口市小郡黄金町 2 番 24 号

お申込み

下記フォーム・QR コードよりお申込みください
<https://www.yic.ac.jp/cpc/>



受講お申込み締切
2024年1月15日(月)

託児無料・定員あり

厚生労働省委託事業

受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業 (教育訓練手法構築実施団体等)

お問い合わせ

学校法人 YIC 学院 YIC キャリアデザインセンター内
ICT ステップアッププログラム事務局 (担当: 有田)

〒745-0016 山口県周南市若宮町 1-21 代々木若宮ビル 8F
TEL 0834-22-9111 (平日 9:00 ~ 17:00)

最短 1 ヶ月で学ぶ

ICT ステップアップ プログラム

トライアルコース

2024年 1月29日(月)～2月29日(木)

Start!

1月29日(月)

- 開講式・オリエンテーション

1月30日(火)～2月28日(水)

STEP 1 必要な **ツールの使い方** を学ぶ!

- パソコン操作の基礎
- Microsoft Word, Excel などを使用できる Microsoft365 の基本的操作方法を学ぶ
- Google メール、カレンダー、ドライブ、フォーム等グループウェアの基本的操作を学ぶ

STEP 2 **ICT の基礎** をしっかり学ぶ!

- ICT ってなに? ICT の基礎的知識や情報システムの管理・運用について学ぶ
- オンラインツールの基礎 リモートで働くために必要なツールを知り、環境を整える

STEP 3 **ICT を 使いこなす!**

- ICT 活用 ICT 活用シーンの具体的な事例や課題から、解決できる力を養う
- キャリア・就職支援 履歴書・職務経歴書の書き方などを個別に相談可能

Goal!

2月29日(木)

- 修了式

事前説明会 開催

1回 30分程度

- 12月20日(水) 13:00～ オンライン (Zoom)
- 12月22日(金) 13:00～ オンライン (Zoom)
- 1月11日(木) 10:00～ 対面・YIC 情報ビジネス専門学校

※ 各回 2 日前までに、右記フォーム・QR コードよりお申込みください。
※ 上記日程以外に、お電話での説明も可能です。

お申込み

下記フォーム・QR コードよりお申込みください
<https://www.yic.ac.jp/cpc/>



受講お申込み締切
2024年 1月15日(月)

託児無料・定員あり

講座日数 全 17 日間

○ 対面受講 ● オンライン受講

	月	火	水	木	金	土	日
1月	29	30	31	1	2	3	4
2月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	1	2	3

- 受講時間 9:40～12:50
1日2コマ受講 (1コマ90分)
- 上記スケジュール以外で各自都合のよい時間に、オンデマンド学習 (eラーニング) があります。

※2023.12月現在予定
※講座日程は変更の可能性もあります。



お申込み後、開講までに「プレプログラム」として
担当者との面談で、学びたいことの整理や不安の解消をしましょう!

お問い合わせ

学校法人 YIC 学院 YIC キャリアデザインセンター内
ICT ステップアッププログラム事務局 (担当: 有田)

〒745-0016 山口県周南市若宮町 1-21 代々木若宮ビル 8F
TEL 0834-22-9111 (平日 9:00～17:00)

ICTステップアッププログラム スケジュール

	月日	曜日	1時限目 (90分)		2時限目 (90分)	
			9:40~	11:10	11:20~	12:50
STEP 1	1月29日	月	開講式、オリエンテーション		コミュニケーション	
	1月30日	火	コミュニケーション		キャリアプランニング	
	1月31日	水				
	2月1日	木	Microsoft365		Microsoft365	
	2月2日	金	Google		Google	
	2月3日	土				
	2月4日	日				
	2月5日	月	ICT概論		ICT概論	
	2月6日	火	ICT概論		キャリアプランニング	
	2月7日	水	Microsoft365		Microsoft365	
	2月8日	木				
	2月9日	金	Google		Google	
	STEP 2	2月10日	土			
2月11日		日				
2月12日		月				
2月13日		火	Google (オンライン)		Google (オンライン)	
2月14日		水				
2月15日		木	ICT概論 (オンライン)		ICT概論 (オンライン)	
2月16日		金	Microsoft365 (オンライン)		Microsoft365 (オンライン)	
2月17日		土				
2月18日		日				
2月19日		月	ICT概論 (オンライン)		ICT概論 (オンライン)	
STEP 3	2月20日	火	ICT概論		就職支援	
	2月21日	水				
	2月22日	木	ICT活用		ICT活用	
	2月23日	金				
	2月24日	土				
	2月25日	日				
	2月26日	月			ICT活用	
	2月27日	火				
	2月28日	水	ICT活用		ICT活用	
	2月29日	木	就職支援		修了式	

並行して、各自都合の良い時間にオンデマンド（eラーニング）学習を実施

試行 1 回目トータルサポートシステム

1. 受講前

事前面談（プレプログラム）を受講申込者全員と実施（対面もしくはオンライン）

実施期間：令和 6 年 1 月 15 日から令和 6 年 1 月 19 日まで

2. 受講中

①担任による個別キャリアコンサルティング実施（対面もしくはオンライン）

②振り返りシートの導入

③託児一時預かり 保護者 6 名、お子様 7 名が利用

④チーム支援

「ステップアップサポーター制」をとり、担任が受講者支援の中心となるが、必要に応じて専門性をもった他の YIC 職員および NPO 法人スタッフにつなぎ、協同して受講者支援にあたった。

⑤ランチ交流会

授業を離れたコミュニケーションの場として設定 3 回（リアル 1 回、オンライン 2 回）

受講者、NPO 法人スタッフ、YIC 職員が参加

⑥個別就職支援

応募書類確認、面接指導等

3. 修了後

①個別就職支援

②個別キャリアコンサルティング

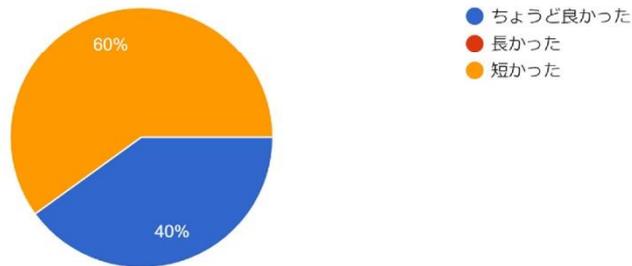
(試行1回目)ICTステップアッププログラム 修了時アンケート

実施日 令和6年2月28日(水)～29日(木)

対象者:受講者20名

1. 講座全体について

(1)ー① 講座の期間(約1か月間)についてどう思いましたか？



(1)ー② よろしければ、選択された理由を教えてください。また、「長かった」「短かった」については、どのくらいの期間を希望されるか教えてください(自由入力)。

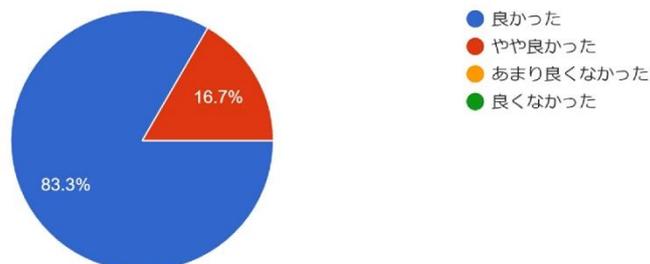
【ちょうど良かった】

- ・1か月だったので気軽に通えました。学ぶともう少し深く学んでみたいなと思いました。
- ・社会と関わりハビリとしてはちょうど良かったです。
- ・私は通学に時間がかかったので、丁度よく感じました。
- ・通学時間が短ければ、もっと長い期間通いたかったです。
- ・私は山口市に住んでいるので、1週間に3日のペースでしたら、2か月通うことができます。1か月楽しく学べて、もう少し学びたかった！という気持ちなので「ちょうど良かった」と思います。
- ・もっと期間が長いとモチベーションが続かないと思います。
- ・負担を感じることなく通えました。

【短かった】

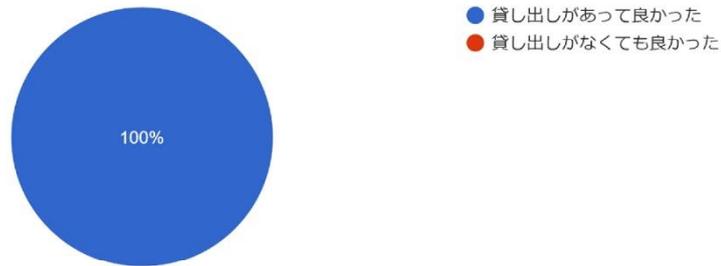
- ・勉強をさせて頂いているうちに、日々パソコンの勉強が楽しく、充実の日々となりました。学習をしていくうちに、もっと学びたいと思ったことも多々ありました。あと1か月あれば、ますますICTやパソコンの操作やシステムについて、もっと詳しく知ることが出来ると感じたので、「短かった」を選択しました。

(4)ー① 【託児利用の方のみ回答】託児を利用されていたかがでしたか。



2. パソコンについて

(1)－① 今回の講座ではパソコン貸出がありましたが、いかがでしたか。

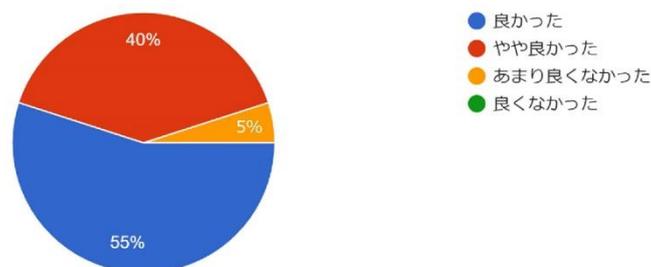


3. 学習方法について

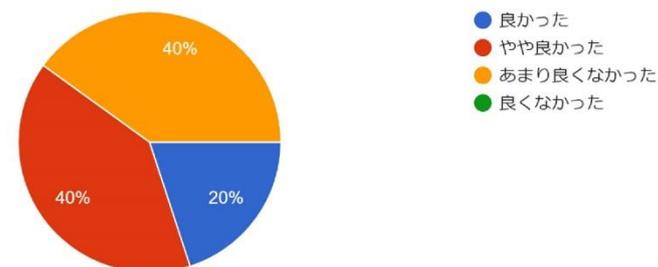
(1)－① 「対面」という学習方法について、いかがでしたか。



(2)－① 「オンライン」という学習方法について、いかがでしたか。

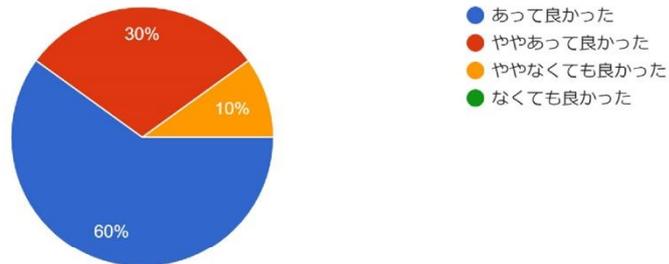


(3)－① 「オンデマンド」という学習方法について、いかがでしたか。

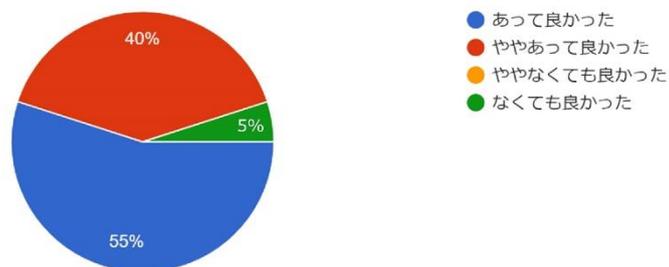


6. 受講中の支援について

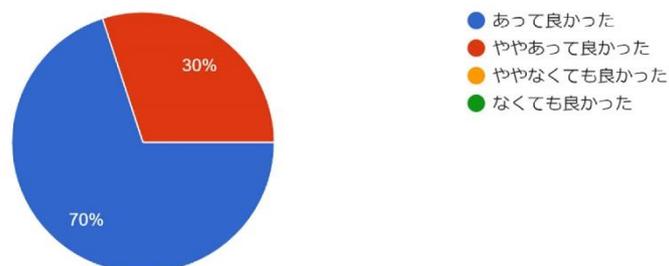
(1)－① 開講前の「プレプログラム」について、いかがでしたか。



(2)－① 「ふりかえりシート」について、いかがでしたか。

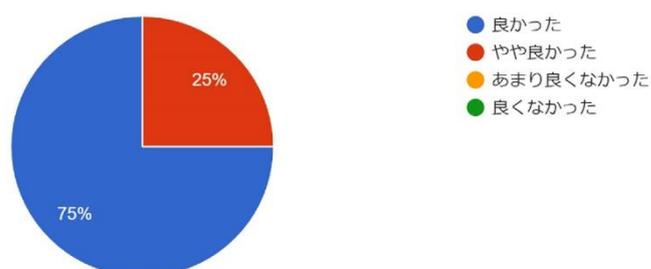


(3)－① 「キャリアコンサルティング」について、いかがでしたか。



7. 講座全体について

(3)－① ICTステップアッププログラム講座全体について、全体的にいかがでしたか。



以上

令和 6 年度山口地域職業訓練実施計画（案）

(案)

令和6年度山口地域職業訓練実施計画（案）

(山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部)

令和6年●月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

(案)

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 人材ニーズ

デジタル人材は、産業界全体で育成を求められているが、県内でデジタル訓練を実施できる機関は少ない状況にある。

このような中、山口県では、厚生労働省の委託事業である「受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業」において、「ICTステップアッププログラム」の講座が開講され、学校現場や企業で必要とされるICT人材育成及びICT支援員養成訓練プログラムの開発に取り組んでいる。

また、山口県では人口の減少や少子高齢化が進み、ハローワークでは有効求職者の高齢化が進んでおり、令和4年11月に開催された地方労働審議会においても高齢者の活用にあたり、SNSやITに関する能力の不足が課題であるとされたところである。

さらに、人手不足分野である介護職における令和6年1月の有効求人倍率は3.28倍と高く、求人の充足率は10.51%、紹介率は83.5%となっている。

介護分野の訓練受講者からは、「介護職の世界に初めて足を踏み入れる人たちに、決して遠回りでなく絶対に『良かった』と思える時間（訓練）であったと伝えたい」との声もあり、人材の育成が求められている中、必要な分野の訓練である。

なお、障害者の雇用にあたっては、その雇用率が段階的に引き上げられることや除外率についても令和7年4月から引き下げられることから、障害者のニーズや特性に応じた職業訓練の充実が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇い入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

(2) 労働市場の動向と課題等

①労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和6年1月現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

(案)

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改定版）」等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととされている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

②直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和6年1月末現在で43,647人（前年同月比100.9%）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和6年1月末現在で12,355人（前年同月比102.1%）であった。

これに対し、令和5年度（令和5年4月～令和6年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

〈令和5年4月～令和6年1月〉

離職者に対する公共職業訓練	951人（前年同期比98.5%）
うち施設内	331人（前年同期比94.6%）
うち委託	620人（前年同期比100.8%）
求職者支援訓練	236人（前年同期比110.3%）
在職者訓練	1,818人（前年同期比101.3%）
学卒者訓練	40人（前年同期比100.0%）
障害者訓練	28人（前年同期比133.3%）

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

(1) 基本方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

①就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること。

②就職率が低く、応募倍率が高い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること。

(案)

③委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者数が減少していること。

④高齢の有効求職者へのIT等に関する能力の向上が課題であること。

⑤効果検証ワーキンググループの検証等やハローワークの意見等から、山口県においても基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要であること。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公共職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、「介護・医療・福祉分野」の受講勧奨にあたっては、その業界の魅力発信や、訓練コースの内容・効果の周知について強化する。

②については、就職率向上のため、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク職員向けの研修を実施するとともに、訓練修了者歓迎求人確保等に係る取組を推進する。

③については、ハローワークや、民間教育機関の意見、公的職業訓練効果検証ワーキンググループの検証を踏まえ、効果的な訓練計画の設定に努める。

④については、新たな訓練実施機関の開拓を図りながら、設定数の増加を検討する。

⑤については、訓練実施機関の開拓及び一層のコース設定の促進に努めるとともに、デジタル分野以外の全てのコースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。

(2) 令和6年度の職業能力開発実施計画の特色

①県立校

東西の高等産業技術学校を「地域産業界への人材育成拠点」と位置付け、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

②機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

(3) 離職者訓練の実施方針

①県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

(案)

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを拡充する。

また、DXの加速などの社会変化に対応し、ITやWEBデザインなど情報分野の資格取得を目指すコースを拡充し、またデジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練受講者へデジタルリテラシー習得の必要性や重要性を周知するなど、デジタルリテラシーを習得するための取組を促進する。

なお、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施機関・時間に配慮したeラーニングや託児サービス付き訓練コースを引き続き実施する。

②機構立施設

求職者を対象にもものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和6年度については、275人（橋渡し訓練25人を含む。）を年間定員とした。

また、令和4年度から設備保全サービス科及び金属加工科については、事業主等からの人材ニーズに応じ、フォークリフト技能講習を訓練に組み込んでいるが、引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定する。加えて、指導技法においてICT化（タブレット端末の活用等）を促進する。

(4)求職者支援訓練の実施方針

令和6年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと、在職中で訓練時間に配慮が必要な者を対象としたeラーニングコースを設定することで493人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。（求職者支援訓練の約27%）また、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の約73%）その際、デジタル分野等の成長分野や、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。

(5)在職者訓練の実施方針

①県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技

(案)

術・知識の習得を目的として、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、3次元CADの操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

②機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野（機械・金属系、電気・電子系、居住系）に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、DXも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(6)学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(7)障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い、可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(8)職業能力開発実施体制の長期的方向（訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方）

①県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

(案)

②機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添「計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）」のとおり

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 県立校

対象者数（定員）：235人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

② 機構立施設

対象者数（定員）：275人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）（定員15人）を設定

③ 委託訓練

対象者数（定員）：1,046人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、デザイン分野

目標（就職率）：75.0%以上

(案)

④求職者支援訓練

対象者数（定員）：493人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、IT分野、医療事務分野、介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース58% 実践コース63%

（いずれも雇用保険適用率）

⑤職業訓練の効果的な実施のための取組

ア. 公的訓練効果検証ワーキンググループの報告を踏まえて

企業ニーズの求める人材育成のため、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、それぞれの訓練分野の特徴を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定を促進する。

イ. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

ウ. 訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公的職業訓練等

①県立校

対象者数（定員）：2,596人

職業訓練の内容等：IT分野、製造分野、建設関連分野等

②機構立施設

対象者数（定員）：270人（計画は679人）

職業訓練の内容等：機械・金属系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械・金属系271人、電気・電子系248人、居住系160人を計画

③生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：750人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容

その他の事項：内数として、DX対応コース200人、ミドルシニアコース40人、サブスクリプション型訓練20人を計画

(案)

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120人（2年間）

職業訓練の内容等：製造分野

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：80人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、特別支援学校早期訓練

目標（就職率）：55%

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 地域におけるリスキリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する事業について、職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

(2) 人材開発支援助成金の活用促進

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、人への投資を強化し、デジタル人材育成の強化等を行うため、令和4年度から人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」が新設された。デジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な能力開発の促進、定額制訓練の導入など企業が行う柔軟な訓練形態を助成対象としている。

また、一定の要件を満たすことにより生産性向上支援訓練にも活用が可能であり、人への投資による構造的な賃上げ実現のためにも幅広く活用を促進する。

(3) 山口県内の職業能力開発にかかるイベントや各種大会・事業への協力

山口県内における職業能力開発の促進のため、「親子ものづくり教室」（ポリテクセンター山口が実施）、「障害者技能競技大会（アビリンピック）」、「若年者ものづくり競技大会」や「技能五輪」などのイベントや各種大会へ協力する。具体的には、県から競技関係職種団体、企業、参加選手に対して、選手育成強化及び大会派遣費等について、予算の範囲内で支援する。

また、「技能検定」の円滑な推進のため、公共職業訓練施設の貸与や技能検定委員の協力を行うとともに、業界団体、技能士会や教育機関等との連携を図る。

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）

目 次

訓練実施計画表

1	施設内総括	2
2	委託訓練	5
3	求職者支援訓練	7
4	技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	8
5	日本版デュアルシステム	9
6	実践的な職業訓練への橋渡し訓練	9

訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）

1 施設内総括

施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練														土 日 夜 間 別	定員				
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定員				
			定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練									
			1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月						
都 道 府 県 立 ・ 機 構 立 山 口 県 立 東 部 高 等 産 業 技 術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	11							20 (20)	20 (20)														昼	40 (40)	
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16							20 (20)	20 (20)														昼	40 (40)	
	メカニカルデザイン科	26									10×1 (10×1)	1年 (4月)												昼	10 (10)	
	造園科	29									10×2 (10×2)	6ヶ月 (4,10月)												昼	20 (20)	
	機械デジタル科	R5									15×1 (15×1)	1年 (4月)												昼	15 (15)	
	溶接技術科	31									20×1 (20×1)	1年 (4月)												昼	20 (20)	
	CAD/CAM短期コース	27									10×2 (10×2)	6ヶ月 (6,12月)												昼	20 (20)	
	物流機械運転科	11																	10×2 (10×2)	1ヶ月 (6,1月)				昼	20 (20)	
計	8科							40 (40)	40 (40)	85 (85)								20 (20)						185 (185)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練														土日 夜間別	定員		
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種定員		
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練							
				1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月				
								1年	2年	1年	2年														
都道府県立	山口県立 西部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	60							20 (20)	20 (20)											昼	40 (40)		
		木造建築科	26									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		電気工事・設備科	18									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		エクステリア・造園科	11									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		空調・設備施工科	27									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		内装リフォーム科	27									20×1 (20×1)	1年 (10月)										昼	20 (20)	
		溶接技術科	28									10×1 (10×1)	1年 (4月)										昼	10 (10)	
		建設機械運転科	7																	10×2 (10×2)	1ヶ月 (5,10月)		昼	20 (20)	
計	8科									20 (20)	20 (20)	110 (110)											170 (170)		
県立校小計	16科									60 (60)	60 (60)	195 (195)											355 (355)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練												土日 夜間 別	定員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定員	
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練				
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月			
山口職業 能力開発 促進 センター 機構立	テクノカルオベ ーション科	18																	昼	60 (72)		
	設備保全サ ービス科	31																	昼	30 (30)		
	金属加工科	19																	昼	40 (40)		
	電気設備技 術科	11																	昼	45 (54)		
	電気設備技 術科(日経デュアル システム(短期課程))	19											15×1 (15×1)	6か月 (2月)					昼	15 (15)		
	住環境計画 科	22																	昼	60 (72)		
	橋渡し訓練	21																	昼	25 (20)		
	計	7科																			275 (303)	
合 計																				630 (658)		

(留意事項)

- 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に()書きで記入。
- 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に()書きで記入。
- 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者(駐)と沖縄失業者求職手帳所持者(沖)で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。
なお、駐及び沖の定員は、外数で()書きで記入。
- 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入。
- 土日・夜間等を行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入。
- 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を()書きで記載。
- 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を記載。

2 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（4）～（7）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		32	550	
西部高等産業技術学校		32	496	
県計		64	1,046	

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース(集合訓練)	3か月	10人		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人
実践能力習得訓練コース	3か月	55人			
eラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2か月	15人			
在職者訓練コース	—	—			
合 計		80人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合 計			

3 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	135人	30%	27%
実践コース	358人	30%	73%
介護系	90人		
医療事務系	30人		
デジタル系	88人		
(うち、IT分野)	(73人)		
(うち、WEBデザイン系)	(15人)		
その他	150人		
(うち、営業・販売・事務分野等)	(135人)		
(うち、上記以外の分野)	(15人)		
合 計	493人		100%

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

(ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。

(イ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する。

(ウ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、

a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから選定し認定する。

b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから選定し認定する。

(エ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は

c. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる。

d. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

4 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山 口 県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延定員	備考
都道府県立施設	山口県立 東 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	9	142	322	
			機械系	8	72	62	
			電気工事系	9	134	290	
			配管系	1	18	10	
			クレーン運転系	17	210	410	
			情報ビジネス系	6	84	70	
電気制御回路組立て その他(教育)			1 13	15 104	7 520		
計			64		1,691 (1,327)		
都道府県立施設	山口県立 西 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	2	22	80	
			電気工事系	4	84	85	
			クレーン運転系	2	34	80	
			フォークリフト運転系	2	116	80	
			情報ビジネス系	6	81	60	
			玉掛け系	2	62	80	
建設系			4	35	50		
木工系	1	7	20				
左官系	2	13	50				
その他(教育)	8	48	320				
計			33		905 (1,035)		
県立施設合計2施設			97		2,596 (2,362)		
雇用 支援 障害 機構 立 施設 求職者	山口職業能力 開発促進センター	専門短期課程	機械・金属系	29	384	271	
			電気・電子系	24	300	248	
			居住系	13	162	160	
計			66		679 (423)		
機構立施設合計1施設			66		679 (423)		
総 合 計					3,275 (2,790)		

(留意事項)

「延定員」欄は、前年度定員を()書きで記入。

5 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練 （座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力 開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計	1						15	

（留意事項）

定員には、当該年度の定員数を記入。

6 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科（導入講習付き） 設備保全サービス科（導入講習付き）	5月10日（金）～ 5月31日（金）（84h）	5	集合型
山口職業能力開発促進センター	住環境計画科（導入講習付き）	8月2日（金）～ 9月2日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習付き）	9月4日（水）～ 9月30日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科 （導入講習付き）	11月7日（木）～ 11月29日（金）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（企業実習付き）（ 導入講習付き）	1月9日（木）～ 1月31日（金）（84h）	5	統合型
合計	5		25	

（留意事項）

1. 訓練科毎に記入。
2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日（〇h）」とし、〇hには時間数を記入。

ハロートレーニング（離職者向け）の6年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者雇 用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	97	0	24	0	73
	営業・販売・事務分野	715	0	580	0	135
	医療事務分野	210	0	180	0	30
	介護・医療・福祉分野	277	0	187	0	90
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	70	0	55	0	15
	製造分野	305	115	0	190	0
	建設関連分野	140	80	0	60	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	60	0	20	25	15
求職者支援訓練（基礎コース）		135	-	-	0	135
合計		2,049	235	1,046	275	493
（参考） デジタル分野		158	0	70	0	88

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 山口労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の概要

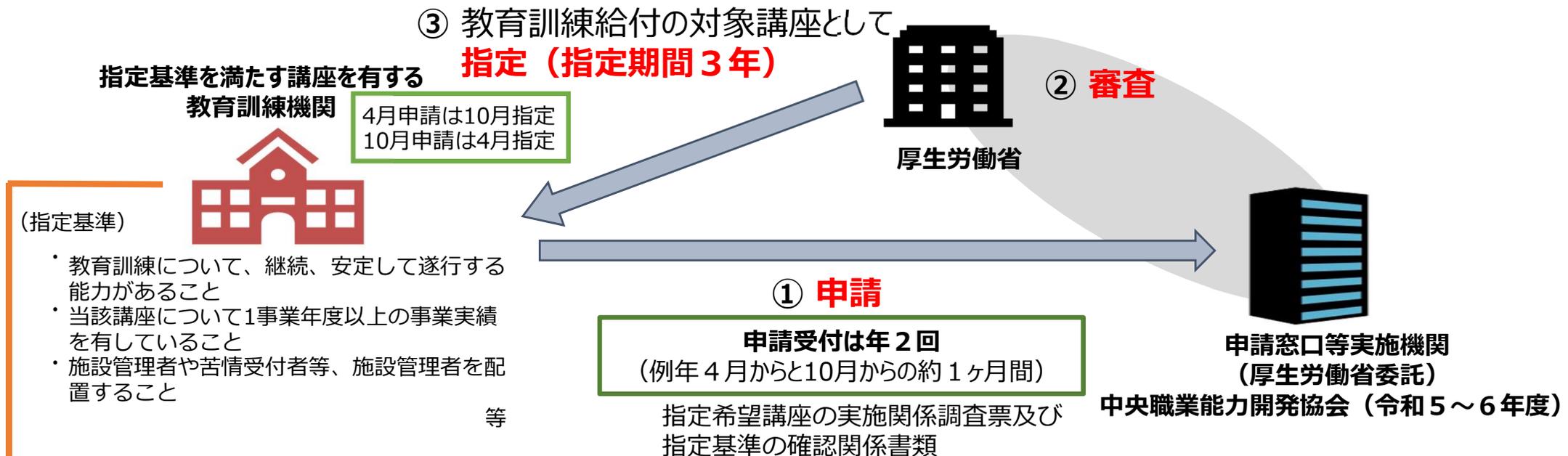
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の 50% （上限年間 40万円 ）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 20% （上限年間 16万円 ）を追加支給。	受講費用の 40% （上限 20万円 ）	受講費用の 20% （上限 10万円 ）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内 （妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上 （初回の場合、専門実践教育訓練給付は 2年以上 、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は 1年以上 ）		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

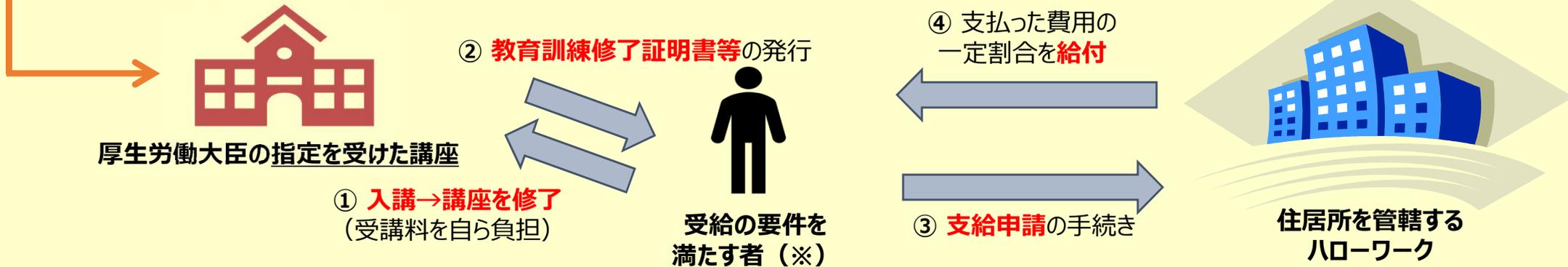
（注）講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



（※）特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付
最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付
受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSLレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSLレベル3以上(120時間未満)又はITSSLレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護福祉士実務者研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカラー検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

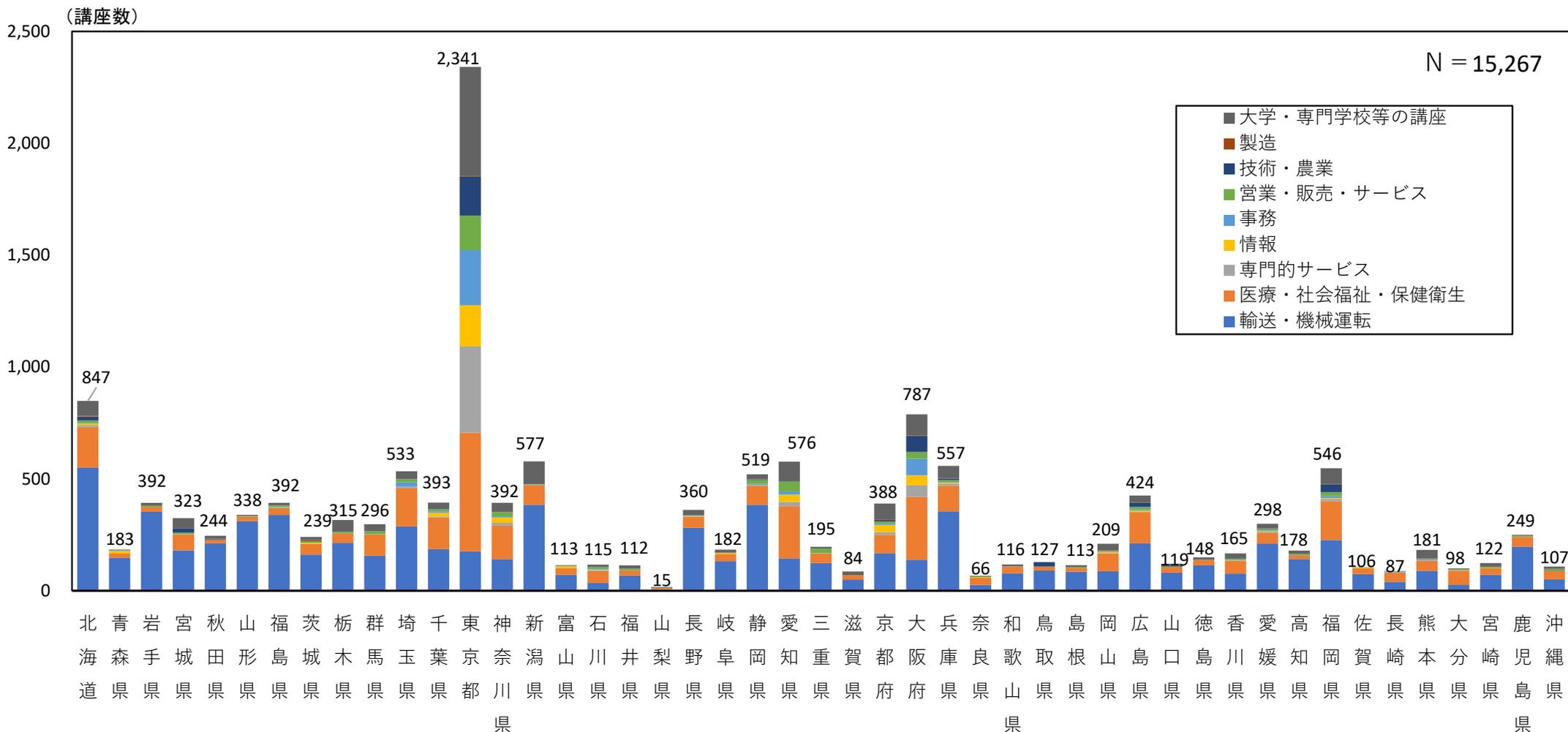
短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

山口県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

		全国				山口県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2460	—	80	2380	25	—	0	25
	中型自動車第一種免許	1688	—	56	1632	22	—	0	22
	準中型自動車第一種免許	763	—	32	731	7	—	0	7
	大型特殊自動車免許	676	—	20	656	4	—	0	4
	大型自動車第二種免許	661	—	33	628	6	—	0	6
	フォークリフト運転技能講習	301	—	3	298	2	—	0	2
	けん引免許	152	—	12	140	4	—	0	4
	その他	972	—	15	957	9	—	0	9
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	7	—	—	7	0	—	—	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1538	295	21	1222	6	1	0	5
	介護支援専門員	107	—	64	43	7	—	7	0
	喀痰吸引等研修修了	57	—	14	43	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	277	—	75	202	1	—	0	1
	看護師	287	280	0	7	4	4	0	0
	特定行為研修	265	—	67	198	0	—	0	0
	社会福祉士	164	125	6	33	2	2	0	0
	保育士	126	108	3	15	0	0	0	0
	精神保健福祉士	111	85	0	26	0	0	0	0
	歯科衛生士	115	112	0	3	1	1	0	0
	その他	569	415	9	145	2	2	0	0
	専門的サービス関係	税理士	205	—	0	205	0	—	0
社会保険労務士試験		118	—	3	115	0	—	0	0
行政書士		50	—	0	50	0	—	0	0
その他		178	22	0	156	0	0	0	0

山口県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

		全国				山口県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	-	-	75	0	-	-	0
	CAD利用技術者試験	25	-	-	25	0	-	-	0
	Webクリエイター能力認定試験	47	-	-	47	0	-	-	0
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	-	-	0	0	-	-
	その他	128	3	10	115	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	166	-	-	166	0	-	-	0
	簿記検定試験（日商簿記）	84	-	-	84	0	-	-	0
	中国語検定試験	32	-	-	32	0	-	-	0
	「ハングル」能力検定	5	-	-	5	0	-	-	0
	実用フランス語技能検定試験	4	-	-	4	0	-	-	0
	日本語教員	53	-	-	53	0	-	-	0
	その他	80	-	-	80	0	-	-	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	122	-	4	118	0	-	0	0
	その他	371	295	0	76	2	2	0	0
製造関係	計	34	11	0	23	1	0	0	1
技術・農業関係	建築士	56	-	0	56	0	-	0	0
	建築施工管理技術検定	51	-	0	51	0	-	0	0
	土木施工管理技術検定	59	-	0	59	0	-	0	0
	その他	226	19	3	204	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	624	-	-	624	5	-	-	5
	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	-	0	0	0	-
	職業実践専門課程	664	664	-	-	5	5	-	-
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	-	2	1	1	-
	専門職大学院	95	94	-	1	1	1	-	0
	科目等履修生	15	-	-	15	0	-	-	0
	履修証明	28	-	-	28	1	-	-	1
	その他	1	1	0	-	0	0	0	-

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	273,308	25	滋賀県	318	702	99,725	726	58,234
2	青森県	234	702	73,896	595	61,944	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	286,104
3	岩手県	295	605	55,629	983	41,382	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	737,137
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	112,512	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	479,161
5	秋田県	178	411	31,559	588	10,950	29	奈良県	378	926	116,608	681	101,747
6	山形県	155	409	43,506	702	27,934	30	和歌山県	174	385	42,780	637	25,239
7	福島県	271	707	84,568	1,118	91,299	31	鳥取県	89	273	36,817	344	33,434
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	186,410	32	島根県	121	353	43,623	373	45,572
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	114,921	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	136,034
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	152,376	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	184,859
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	706,295	35	山口県	268	724	73,401	725	41,710
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	355,656	36	徳島県	146	339	38,071	425	29,540
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	1,573,229	37	香川県	268	916	125,619	559	145,662
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	632,835	38	愛媛県	422	996	110,033	787	107,543
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	145,172	39	高知県	121	450	66,650	420	95,393
16	富山県	152	301	32,304	537	10,429	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	621,736
17	石川県	222	554	58,305	461	50,776	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	81,544
18	福井県	166	333	26,327	516	11,916	42	長崎県	314	894	93,452	449	55,109
19	山梨県	126	354	40,548	269	46,775	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	132,614
20	長野県	380	885	97,055	1,315	73,360	44	大分県	271	830	99,166	564	74,812
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	117,292	45	宮崎県	294	923	105,227	544	63,107
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	169,667	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	168,909
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	601,272	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	260,519
24	三重県	343	912	115,924	1,076	104,312		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	9,628,770

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

【背景】

- 主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。^(※)
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。

【対応】

こうした状況に対応するため、

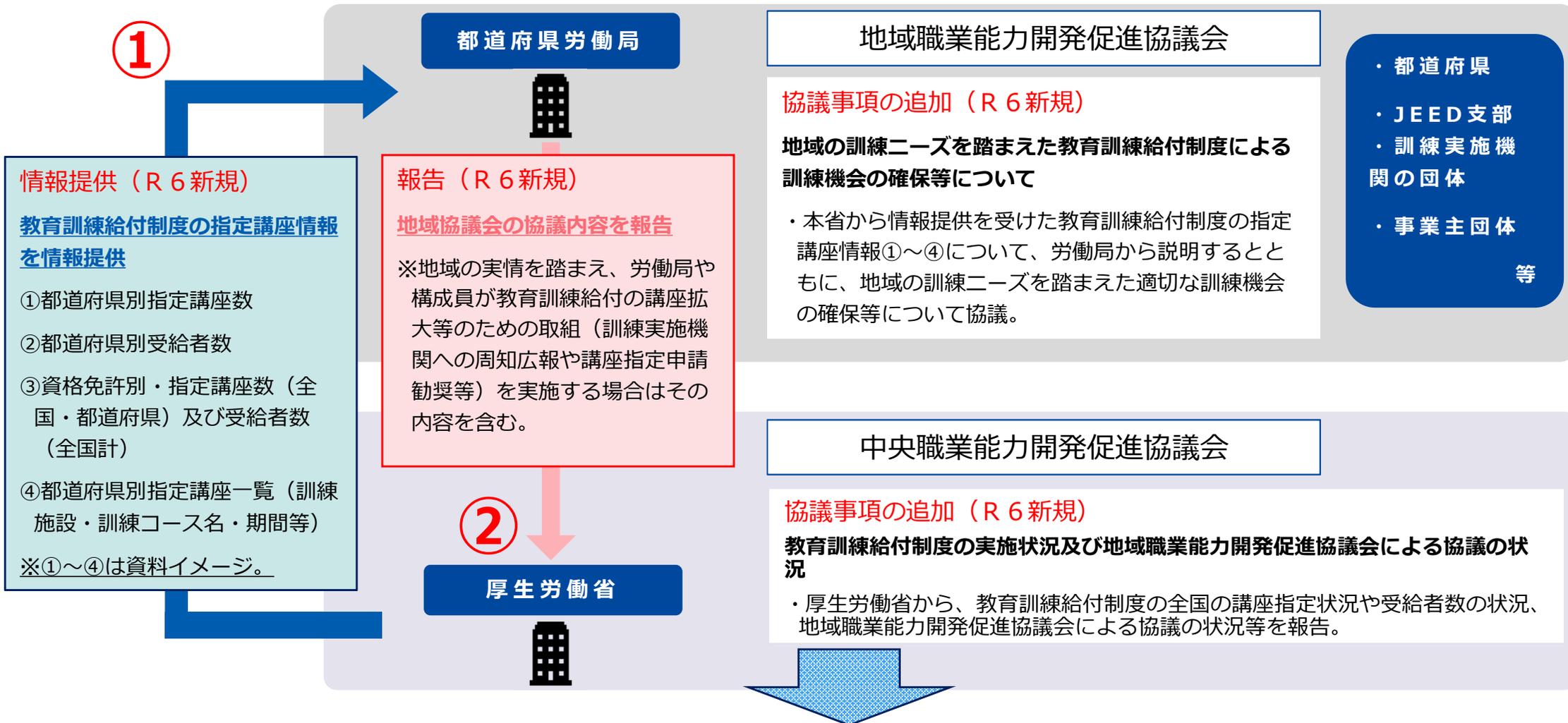
- 地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握
 - 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
- 等により、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、**厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。**

公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

山口地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

資料 3

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

①山口労働局職業安定部訓練課、②山口県産業労働部産業人材課、③独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部求職者支援課及び訓練課、④その他必要と認める構成員が属する機関

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和5年度	令和6年度上半期	令和6年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	2月 協議会開催 地域協議会から検討結果を報告
山口地域職業能力開発促進協議会	2月～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 ③ 2月～3月 協議会開催 ④ WGから報告→次年度の計画の策定に反映
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上（予定） × 3者（修了者、採用企業、実施機関）	

アンケート結果

検証を進める、また希望する分野（上位）

- ①営業・販売・事務分野（8名）②介護・医療・福祉分野（7名）、③IT分野（6名）

【参考資料】

山口県の雇用情勢（令和6年1月分）

担 当	令和6年3月1日（金）
	【照会先】
	山口労働局職業安定部
	職業安定課長 三浦 博章
	地方労働市場情報官 安田 誠
	電話（083）995-0380

報道関係者 各位

山口県の雇用情勢（令和6年1月分）について

○令和6年1月の有効求人倍率は1.49倍で、前月に比べて0.02ポイント低下。

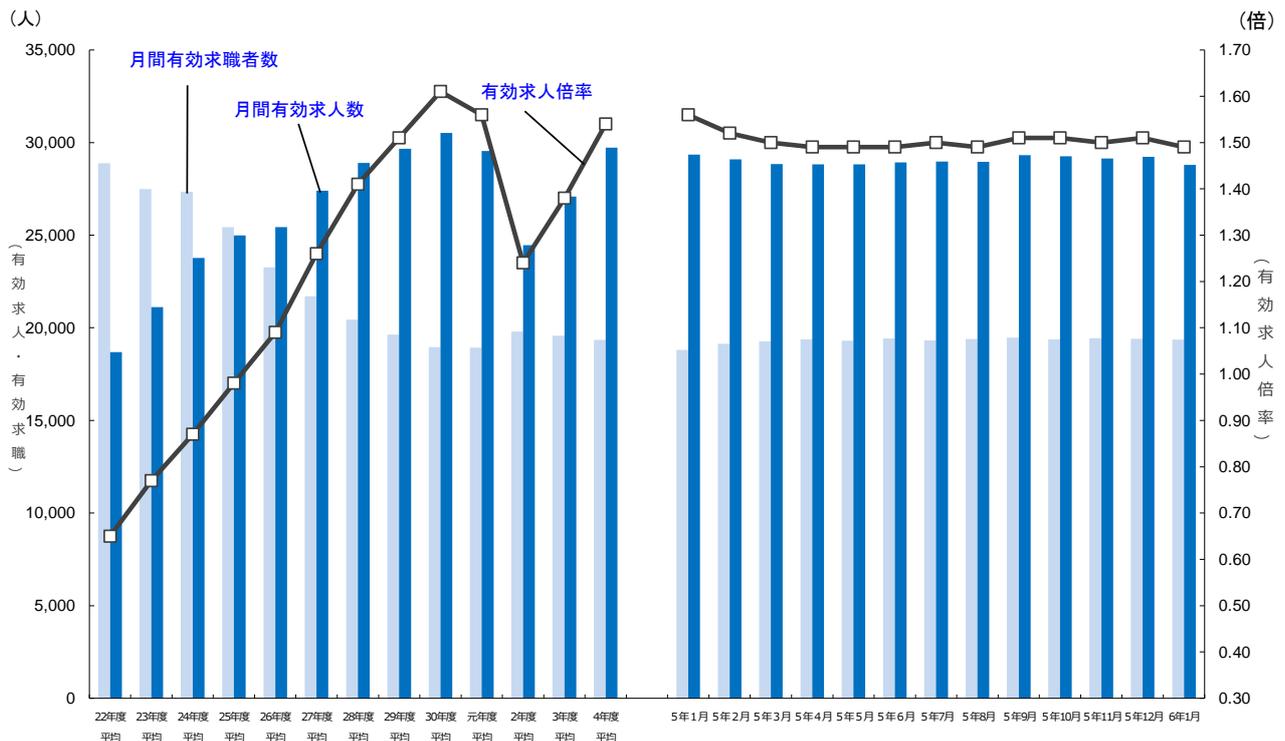
- ・有効求職者数（季節調整値）は19,368人で、前月比0.2%減少。
- ・有効求人数（季節調整値）は28,800人で、前月比1.5%減少。

【令和6年1月の基調判断】

県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移している。

（17か月連続で判断維持）

求人、求職及び求人倍率の推移



※1 月別の数値は季節調整値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

第1表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和6年1月

項目	年月	令和6年1月	令和5年12月	令和5年1月	対前年同月 増減率、差	対前月 増減率、差	
	1	月間有効求職者数	18,196	17,448	17,623	3.3%	4.3%
	うちパートタイム	7,368	7,028	7,168	2.8%	4.8%	
2	新規求職申込件数	4,948	3,242	4,812	2.8%	52.6%	
	うちパートタイム	1,976	1,209	1,960	0.8%	63.4%	
3	月間有効求人数	29,232	29,281	29,887	▲ 2.2%	▲ 0.2%	
	うちパートタイム	11,295	11,139	11,645	▲ 3.0%	1.4%	
4	新規求人数	10,423	10,107	10,875	▲ 4.2%	3.1%	
	うちパートタイム	4,258	3,755	4,585	▲ 7.1%	13.4%	
5	紹介件数	3,820	2,885	3,833	▲ 0.3%	32.4%	
6	就職件数	1,203	1,364	1,209	▲ 0.5%	▲ 11.8%	
7	充足数	1,139	1,266	1,139	0.0%	▲ 10.0%	
8	有効求人倍率	1.61	1.68	1.70	▲ 0.09P	▲ 0.07P	
	※季節調整値	※ 1.49	※ 1.51	※ 1.56	—	▲ 0.02P	
9	新規求人倍率	2.11	3.12	2.26	▲ 0.15P	▲ 1.01P	
	※季節調整値	※ 2.28	※ 2.24	※ 2.36	—	0.04P	
10	就職率	24.3	42.1	25.1	▲ 0.8P	▲ 17.8P	
11	充足率	10.9	12.5	10.5	0.4P	▲ 1.6P	
全 数	12	月間有効求職者数	18,138	17,387	17,581	3.2%	4.3%
	13	新規求職申込件数	4,935	3,229	4,802	2.8%	52.8%
	14	月間有効求人数	27,124	27,126	27,757	▲ 2.3%	0.0%
	15	新規求人数	9,659	9,342	10,079	▲ 4.2%	3.4%
	16	紹介件数	3,509	2,605	3,493	0.5%	34.7%
	17	就職件数	1,085	1,205	1,042	4.1%	▲ 10.0%
	18	充足数	1,040	1,123	1,002	3.8%	▲ 7.4%
	19	就職率	22.0	37.3	21.7	0.3P	▲ 15.3P
	20	充足率	10.8	12.0	9.9	0.9P	▲ 1.2P
常 用	12	月間有効求職者数	18,138	17,387	17,581	3.2%	4.3%
	13	新規求職申込件数	4,935	3,229	4,802	2.8%	52.8%
	14	月間有効求人数	27,124	27,126	27,757	▲ 2.3%	0.0%
	15	新規求人数	9,659	9,342	10,079	▲ 4.2%	3.4%
	16	紹介件数	3,509	2,605	3,493	0.5%	34.7%
	17	就職件数	1,085	1,205	1,042	4.1%	▲ 10.0%
	18	充足数	1,040	1,123	1,002	3.8%	▲ 7.4%
	19	就職率	22.0	37.3	21.7	0.3P	▲ 15.3P
	20	充足率	10.8	12.0	9.9	0.9P	▲ 1.2P

※1 季節調整法はセンサス局法II（X-12-ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※4 常用 = 雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。(季節労働を除く。)

※5 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第1表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除く）

令和6年1月

	年月 項目	令和6年1月	令和5年12月	令和5年1月	対前年同月 増減率、差	対 前 月 増減率、差
		パートタイムを除く常用	21 月間有効求職者数	10,812	10,404	10,441
	22 新規求職申込件数	2,969	2,029	2,849	4.2%	46.3%
	23 月間有効求人数	17,341	17,518	17,454	▲ 0.6%	▲ 1.0%
	24 新規求人数	5,910	6,128	6,023	▲ 1.9%	▲ 3.6%
	25 紹介件数	2,036	1,820	2,111	▲ 3.6%	11.9%
	26 就職件数	684	760	628	8.9%	▲ 10.0%
	27 充足数	660	718	587	12.4%	▲ 8.1%
	28 就職率	23.0	37.5	22.0	1.0P	▲ 14.5P
	29 充足率	11.2	11.7	9.7	1.5P	▲ 0.5P
正社員	30 月間有効求職者数	10,812	10,408	10,441	3.6%	3.9%
	31 新規求職申込件数	2,969	2,029	2,849	4.2%	46.3%
	32 月間有効求人数	15,225	15,259	15,012	1.4%	▲ 0.2%
	33 新規求人数	5,244	5,281	5,152	1.8%	▲ 0.7%
	34 有効求人倍率	1.41	1.47	1.44	▲ 0.03P	—
常用的パートタイム	35 月間有効求職者数	7,326	6,983	7,140	2.6%	4.9%
	36 新規求職申込件数	1,966	1,200	1,953	0.7%	63.8%
	37 月間有効求人数	9,783	9,608	10,303	▲ 5.0%	1.8%
	38 新規求人数	3,749	3,214	4,056	▲ 7.6%	16.6%
	39 紹介件数	1,473	785	1,382	6.6%	87.6%
	40 就職件数	401	445	414	▲ 3.1%	▲ 9.9%
	41 充足数	380	405	415	▲ 8.4%	▲ 6.2%
	42 就職率	20.4	37.1	21.2	▲ 0.8P	▲ 16.7P
	43 充足率	10.1	12.6	10.2	▲ 0.1P	▲ 2.5P

※1 正社員有効求人倍率は正社員の月間有効求職者数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

※4 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第1表-3 一般職業紹介状況（季節調整値）（新規学卒者を除く）

令和6年1月

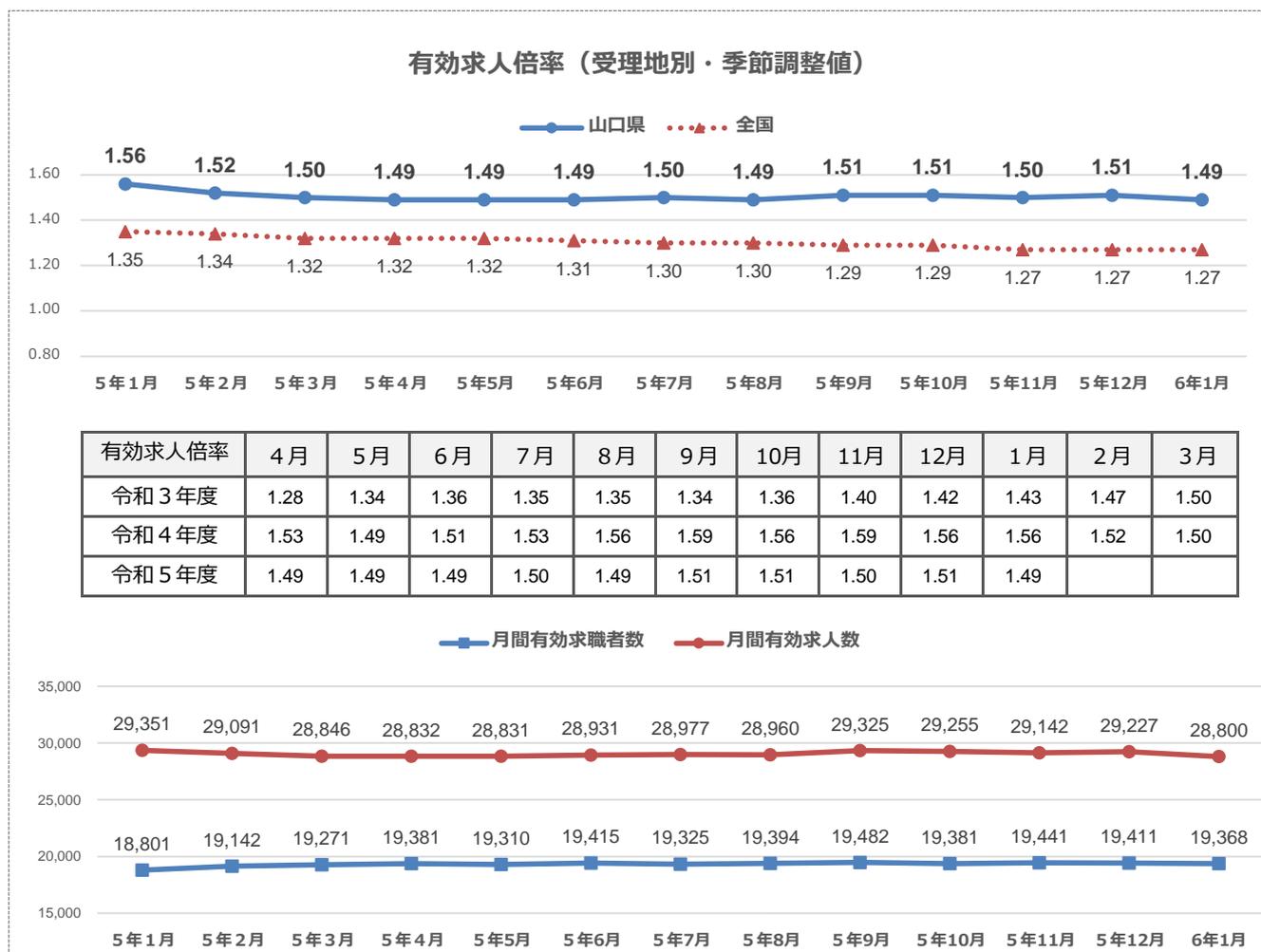
項目		年月			対前月増減差	対前月増減率
		令和6年1月	令和5年12月	令和5年1月		
季節調整値	44 月間有効求職者数 （受理地別）	19,368	19,411	18,801	▲ 43	▲ 0.2%
	45 月間有効求人数 （受理地別）	28,800	29,227	29,351	▲ 427	▲ 1.5%
	46 新規求職者数 （受理地別）	4,383	4,599	4,363	▲ 216	▲ 4.7%
	47 新規求人数 （受理地別）	10,013	10,282	10,309	▲ 269	▲ 2.6%
	48 月間有効求人数 （就業地別）	32,741	33,703	33,105	▲ 962	▲ 2.9%

※1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ▲は減少である。

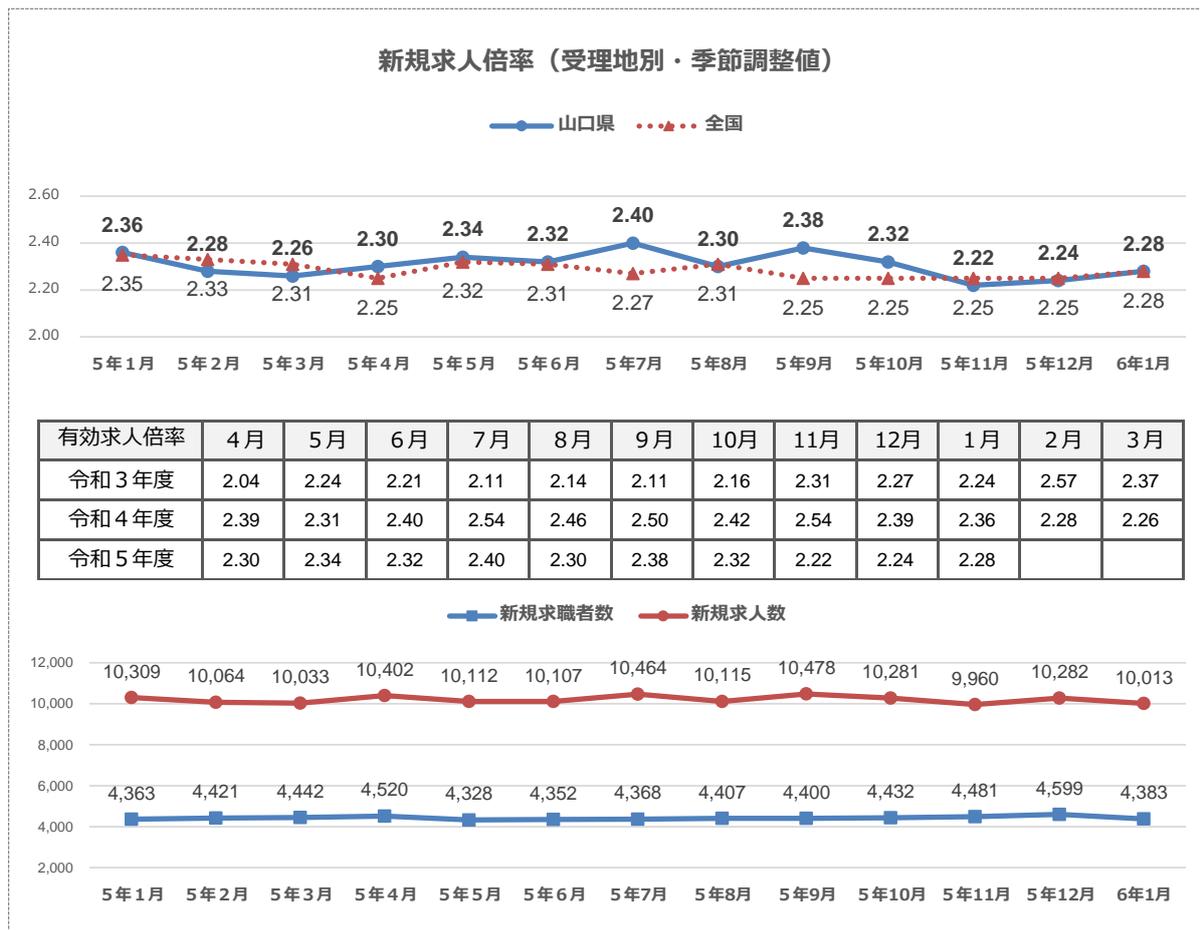
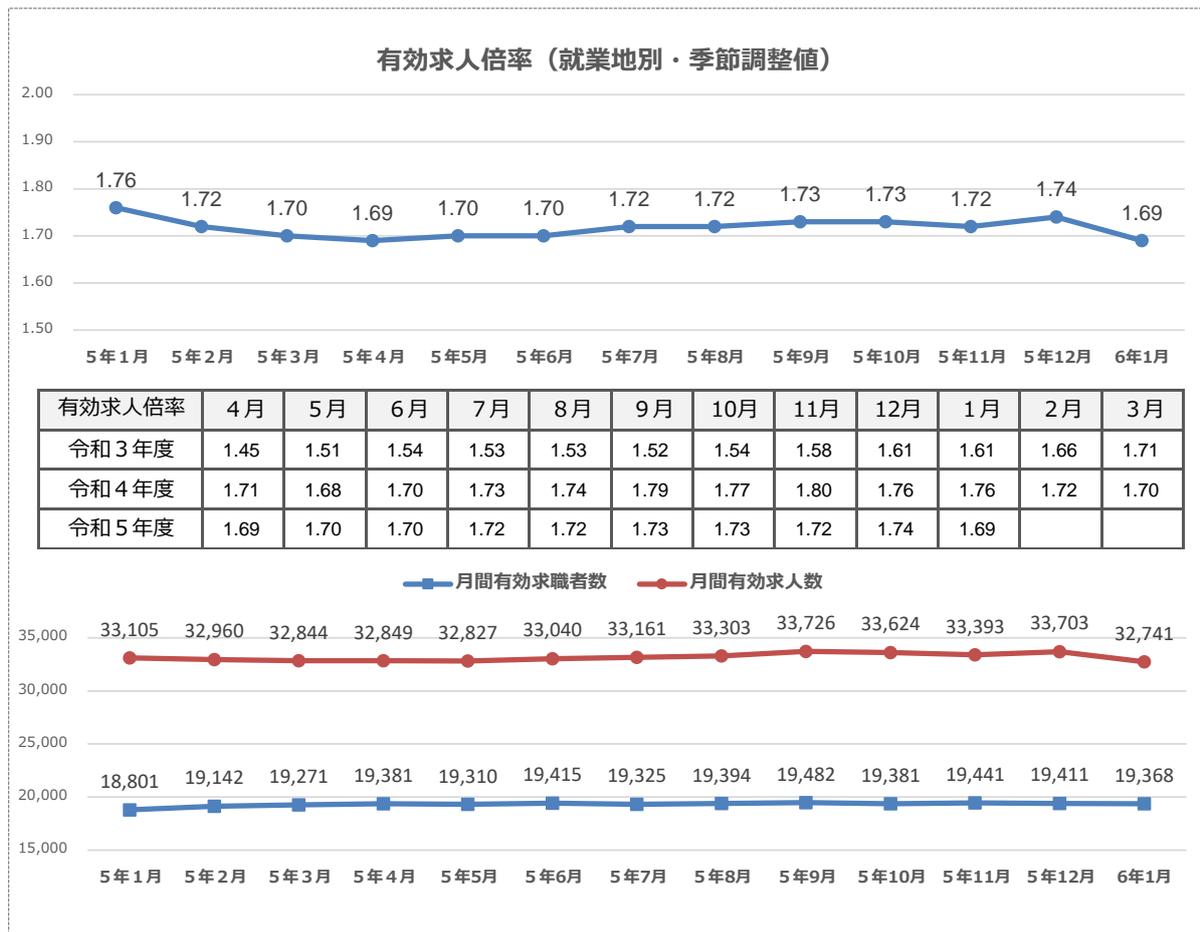
※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第2表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第2表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第3表-1 主要産業別、一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和6年1月

産業・規模		全数	一般	パートタイム
新規 求人 数 (人)	合計	10,423	6,165	4,258
	D 建設業	1,160	1,089	71
	E 製造業	994	788	206
	H 運輸業,郵便業	687	575	112
	I 卸売業,小売業	1,298	646	652
	M 宿泊業,飲食サービス業	506	155	351
	N 生活関連サービス業,娯楽業	491	240	251
	P 医療,福祉	2,829	1,546	1,283
	R サービス業（他に分類されないもの）	888	484	404
	(事業所規模)			
4人以下	1,518	846	672	
5~29人	5,359	3,145	2,214	
30~99人	2,357	1,332	1,025	
100~299人	827	560	267	
300~499人	178	123	55	
500~999人	115	98	17	
1000人以上	69	61	8	
対前 年 同 月 比 (%)	合計	-4.2	-2.0	-7.1
	D 建設業	-4.4	-2.9	-22.8
	E 製造業	-12.8	-9.9	-22.3
	H 運輸業,郵便業	-18.5	-16.9	-25.8
	I 卸売業,小売業	-6.8	-5.7	-7.9
	M 宿泊業,飲食サービス業	-16.1	6.9	-23.4
	N 生活関連サービス業,娯楽業	2.1	-8.4	14.6
	P 医療,福祉	3.1	6.1	-0.2
	R サービス業（他に分類されないもの）	6.6	12.6	0.2
	(事業所規模)			
4人以下	-6.3	-8.3	-3.6	
5~29人	-1.7	3.3	-7.9	
30~99人	-4.4	-7.1	-0.7	
100~299人	0.7	1.4	-0.7	
300~499人	-9.2	8.8	-33.7	
500~999人	-46.8	-29.5	-77.9	
1000人以上	-34.3	-26.5	-63.6	

対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）

(%)

産 業		5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月	5年6月	5年7月	5年8月	5年9月	5年10月	5年11月	5年12月	6年1月
パ ー ト タ イ ム を 含 む	合計	2.7	-2.2	-6.7	-4.6	-2.6	-7.3	-4.8	-2.5	-2.2	0.1	-5.6	1.8	-4.2
	D 建設業	-10.5	-1.3	-2.2	-12.1	-3.2	16.2	-8.8	10.4	-6.1	-1.6	-6.3	-10.9	-4.4
	E 製造業	0.2	1.2	-17.3	-14.5	-15.4	1.2	-10.8	-11.6	-14.7	-3.7	-16.9	1.4	-12.8
	H 運輸業,郵便業	26.6	-17.1	-17.8	16.0	0.7	-16.1	-13.2	-14.2	5.9	-22.1	4.8	32.0	-18.5
	I 卸売業,小売業	0.7	4.0	-6.1	-4.4	-9.5	-11.5	-10.5	-13.4	-9.0	5.0	-5.4	0.2	-6.8
	M 宿泊業,飲食サービス業	10.8	28.2	-12.3	-12.8	20.4	-5.8	-12.0	14.6	17.4	-8.5	12.3	-11.3	-16.1
	N 生活関連サービス業,娯楽業	-16.2	-3.2	5.2	-7.3	-7.3	-22.3	-1.2	-17.1	-15.3	-27.6	-28.9	5.2	2.1
	P 医療,福祉	-0.8	-1.0	-9.7	-4.5	-2.4	-7.1	-0.6	5.6	-3.4	0.7	3.7	7.4	3.1
	R サービス業（他に分類されないもの）	-17.5	-12.0	-9.1	-10.4	0.2	-15.8	-3.2	-12.9	-3.8	18.2	-20.0	5.5	6.6

※1 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

※2 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※3 求人数の多い主要産業を表記しているため、合計と内訳の数値は一致しない。

第3表-2 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和6年1月

項目	年月	6年1月	5年12月	5年1月	対前年同月 増減差	対前年同月 増減率
A,B 農業,林業,漁業		27	38	29	▲ 2	▲ 6.9
C 鉱業,採石業,砂利採取業		10	7	5	5	100.0
D 建設業		1,160	1,200	1,213	▲ 53	▲ 4.4
E 製造業		994	1,023	1,140	▲ 146	▲ 12.8
09 食料品製造業		275	299	247	28	11.3
11 繊維工業		22	19	28	▲ 6	▲ 21.4
16 化学工業		57	111	88	▲ 31	▲ 35.2
24 金属製品製造業		158	77	189	▲ 31	▲ 16.4
25 はん用機械器具製造業		43	92	73	▲ 30	▲ 41.1
26 生産用機械器具製造業		24	27	28	▲ 4	▲ 14.3
29 電気機械器具製造業		43	51	68	▲ 25	▲ 36.8
31 輸送用機械器具製造業		95	108	71	24	33.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業		5	3	9	▲ 4	▲ 44.4
G 情報通信業		86	71	52	34	65.4
H 運輸業,郵便業		687	754	843	▲ 156	▲ 18.5
I 卸売業,小売業		1,298	1,313	1,393	▲ 95	▲ 6.8
50~55 卸売業		329	280	338	▲ 9	▲ 2.7
56~61 小売業		969	1,033	1,055	▲ 86	▲ 8.2
J 金融業,保険業		192	57	94	98	104.3
K 不動産業,物品賃貸業		200	187	201	▲ 1	▲ 0.5
L 学術研究,専門・技術サービス業		195	160	193	2	1.0
M 宿泊業,飲食サービス業		506	461	603	▲ 97	▲ 16.1
75 宿泊業		179	129	228	▲ 49	▲ 21.5
76 飲食店		216	272	256	▲ 40	▲ 15.6
N 生活関連サービス業,娯楽業		491	427	481	10	2.1
O 教育,学習支援業		158	141	137	21	15.3
P 医療,福祉		2,829	2,845	2,743	86	3.1
83 医療業		1,177	1,271	1,185	▲ 8	▲ 0.7
85 社会保険・社会福祉・介護事業		1,634	1,566	1,553	81	5.2
Q 複合サービス事業		69	98	58	11	19.0
R サービス業（他に分類されないもの）		888	1,057	833	55	6.6
91 職業紹介・労働者派遣業		121	137	132	▲ 11	▲ 8.3
92 その他の事業サービス業		553	710	471	82	17.4
S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他		628	265	848	▲ 220	▲ 25.9
合計		10,423	10,107	10,875	▲ 452	▲ 4.2

※1 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものの。

※2 ▲は減少である。

新規求人数を産業別に前年同月と比較すると以下のとおりである。

【前年同月より100人以上増加した産業】

なし

【前年同月より100人以上減少した産業】

製造業（▲146人）、運輸業,郵便業（▲156人）、公務（他に分類されるものを除く）,その他（▲220人）

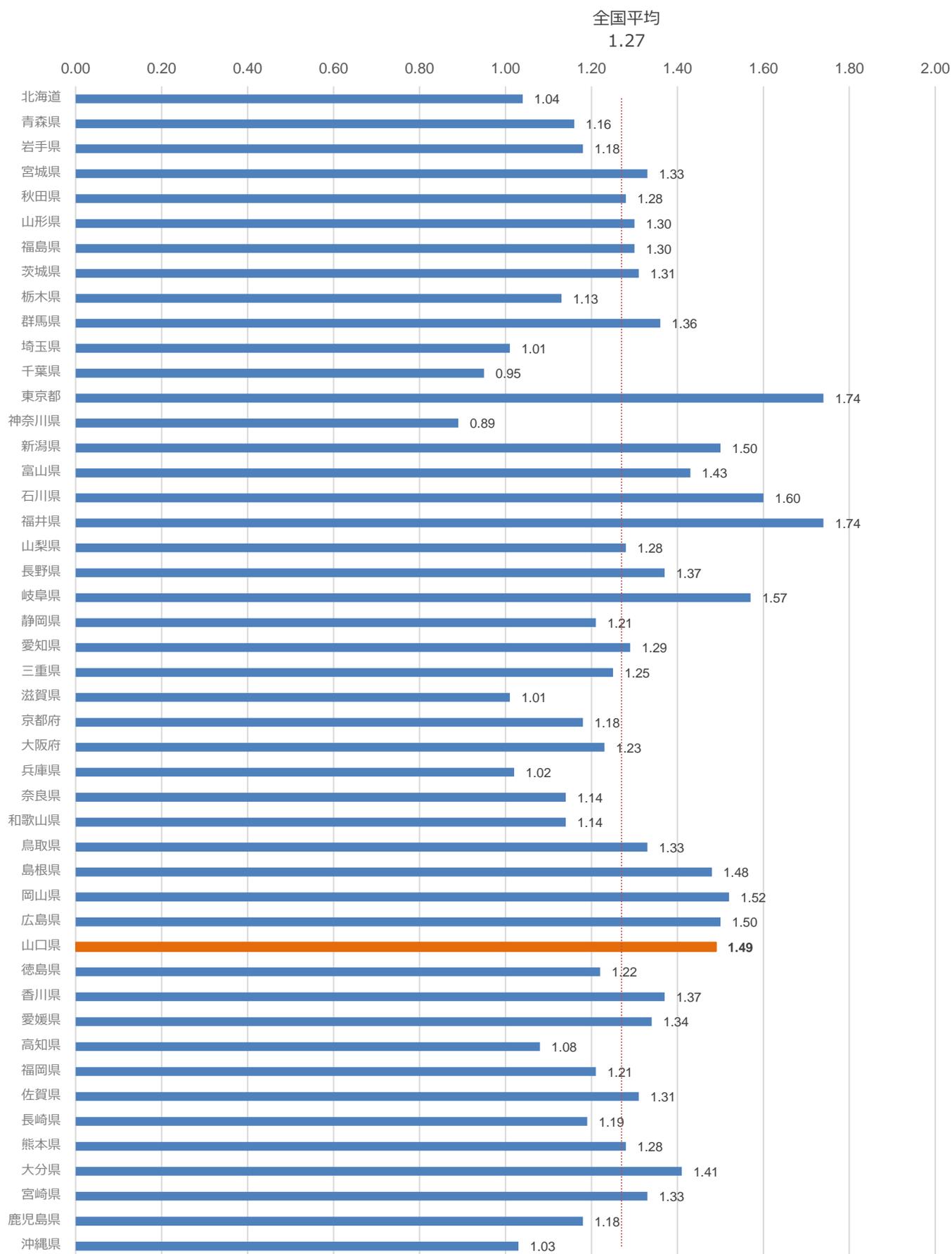
第4表 態様別新規求職者の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む常用）

令和6年1月

項目 年月	新規求職者		在職者		離職者		定年				事業主都合		自己都合		その他	無業者		家事、育児従事者		その他	
	前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			前年同月比		前年同月比		前年同月比	
令和5年8月	4,025	▲ 1.3	1,282	7.4	2,369	▲ 5.3	107	▲ 10.8	415	▲ 9.8	1,789	▲ 3.8	58	374	▲ 2.9	120	▲ 4.0	254	▲ 2.3		
令和5年9月	4,323	3.3	1,280	▲ 0.3	2,554	5.6	103	3.0	463	25.8	1,923	2.8	65	489	1.2	205	3.0	284	0.0		
令和5年10月	4,396	5.3	1,269	3.7	2,701	6.7	139	14.9	533	14.4	1,946	3.6	83	426	1.4	134	▲ 20.7	292	16.3		
令和5年11月	3,787	3.6	1,249	9.9	2,202	4.5	75	2.7	373	4.2	1,691	4.9	63	336	▲ 18.4	115	▲ 23.3	221	▲ 15.6		
令和5年12月	3,229	5.4	1,157	9.8	1,776	3.3	84	21.7	330	8.6	1,326	2.1	36	296	1.7	89	▲ 13.6	207	10.1		
令和6年1月	4,935	2.8	1,675	2.8	2,832	3.1	123	1.7	484	8.5	2,143	1.6	82	428	0.5	158	▲ 8.1	270	6.3		

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第5表 都道府県別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第6表 職業紹介主要指標①

年月	月間有効求職者数						月間有効求人数						有効求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パートタイム
	常用		常用		常用		常用		常用		常用				
平成30年度平均	18,958	18,890	11,572	11,543	7,386	7,347	30,522	28,230	18,513	17,700	12,009	10,530	1.61	1.60	1.63
令和元年度平均	18,934	18,874	11,388	11,367	7,546	7,508	29,548	27,570	17,955	17,268	11,593	10,301	1.56	1.58	1.54
令和2年度平均	19,800	19,718	11,802	11,774	7,998	7,944	24,464	23,054	15,517	14,998	8,947	8,056	1.24	1.31	1.12
令和3年度平均	19,570	19,498	11,564	11,542	8,006	7,957	27,089	25,312	17,082	16,301	10,007	9,011	1.38	1.48	1.25
令和4年度平均	19,345	19,288	11,398	11,380	7,947	7,908	29,729	27,894	18,247	17,487	11,482	10,408	1.54	1.60	1.44
令和5年1月	17,623	17,581	10,455	10,441	7,168	7,140	29,887	27,757	18,242	17,454	11,645	10,303	1.70	1.74	1.62
令和5年2月	18,681	18,630	11,037	11,020	7,644	7,610	29,773	27,652	18,131	17,338	11,642	10,314	1.59	1.64	1.52
令和5年3月	19,958	19,904	11,761	11,740	8,197	8,164	29,779	27,829	18,100	17,409	11,679	10,420	1.49	1.54	1.42
令和5年4月	20,845	20,778	11,947	11,927	8,898	8,851	28,389	26,877	17,487	16,976	10,902	9,901	1.36	1.46	1.23
令和5年5月	20,907	20,850	11,955	11,940	8,952	8,910	28,086	26,649	17,384	16,945	10,702	9,704	1.34	1.45	1.20
令和5年6月	20,354	20,289	11,741	11,721	8,613	8,568	28,346	26,937	17,666	17,206	10,680	9,731	1.39	1.50	1.24
令和5年7月	19,381	19,324	11,394	11,377	7,987	7,947	28,400	27,035	17,963	17,474	10,437	9,561	1.47	1.58	1.31
令和5年8月	19,352	19,294	11,504	11,486	7,848	7,808	28,539	27,367	18,206	17,733	10,333	9,634	1.47	1.58	1.32
令和5年9月	19,349	19,289	11,403	11,386	7,946	7,903	29,067	27,831	18,375	17,853	10,692	9,978	1.50	1.61	1.35
令和5年10月	19,239	19,175	11,378	11,362	7,861	7,813	29,662	27,986	18,424	17,786	11,238	10,200	1.54	1.62	1.43
令和5年11月	18,717	18,655	11,094	11,078	7,623	7,577	29,965	27,973	18,360	17,740	11,605	10,233	1.60	1.65	1.52
令和5年12月	17,448	17,387	10,420	10,404	7,028	6,983	29,281	27,126	18,142	17,518	11,139	9,608	1.68	1.74	1.58
令和6年1月	18,196	18,138	10,828	10,812	7,368	7,326	29,232	27,124	17,937	17,341	11,295	9,783	1.61	1.66	1.53
対前年同月率、差	3.3%	3.2%	3.6%	3.6%	2.8%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 2.3%	▲ 1.7%	▲ 0.6%	▲ 3.0%	▲ 5.0%	▲ 0.09P	▲ 0.08P	▲ 0.09P
山口	2,399	2,390	1,566	1,563	833	827	4,835	4,401	2,833	2,751	2,002	1,650	2.02	1.81	2.40
下関	3,231	3,222	2,040	2,037	1,191	1,185	5,398	5,009	3,352	3,305	2,046	1,704	1.67	1.64	1.72
宇部	3,137	3,129	1,935	1,931	1,202	1,198	5,453	5,116	3,397	3,249	2,056	1,867	1.74	1.76	1.71
防府	1,700	1,697	1,008	1,007	692	690	2,373	2,088	1,455	1,378	918	710	1.40	1.44	1.33
萩	971	965	535	535	436	430	1,587	1,414	976	912	611	502	1.63	1.82	1.40
徳山	1,776	1,767	961	958	815	809	2,680	2,485	1,771	1,672	909	813	1.51	1.84	1.12
下松	1,652	1,649	1,002	1,002	650	647	2,458	2,371	1,547	1,503	911	868	1.49	1.54	1.40
岩国	2,343	2,336	1,223	1,221	1,120	1,115	3,102	2,955	1,843	1,824	1,259	1,131	1.32	1.51	1.12
柳井	987	983	558	558	429	425	1,346	1,285	763	747	583	538	1.36	1.37	1.36

※1 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標②

年月	項目	新規求職申込件数						新規求人数						新規求人倍率		
		全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パートタイム
		常用		常用		常用		常用		常用		常用				
平成30年度平均		4,706	4,689	2,939	2,931	1,767	1,757	10,905	10,072	6,556	6,269	4,350	3,803	2.32	2.23	2.46
令和元年度平均		4,597	4,582	2,825	2,820	1,772	1,762	10,415	9,697	6,262	6,022	4,153	3,675	2.27	2.22	2.34
令和2年度平均		4,351	4,334	2,654	2,648	1,697	1,686	8,875	8,329	5,528	5,332	3,347	2,997	2.04	2.08	1.97
令和3年度平均		4,432	4,415	2,697	2,691	1,735	1,724	9,815	9,135	6,090	5,811	3,724	3,324	2.21	2.26	2.15
令和4年度平均		4,420	4,406	2,652	2,648	1,768	1,758	10,491	9,819	6,341	6,078	4,150	3,741	2.37	2.39	2.35
令和5年1月		4,812	4,802	2,852	2,849	1,960	1,953	10,875	10,079	6,290	6,023	4,585	4,056	2.26	2.21	2.34
令和5年2月		4,751	4,735	2,856	2,850	1,895	1,885	10,272	9,536	6,247	5,948	4,025	3,588	2.16	2.19	2.12
令和5年3月		5,031	5,017	3,048	3,042	1,983	1,975	10,624	10,051	6,339	6,167	4,285	3,884	2.11	2.08	2.16
令和5年4月		6,057	6,035	3,326	3,323	2,731	2,712	9,840	9,432	6,033	5,915	3,807	3,517	1.62	1.81	1.39
令和5年5月		4,620	4,612	2,760	2,756	1,860	1,856	9,548	8,989	5,888	5,711	3,660	3,278	2.07	2.13	1.97
令和5年6月		4,286	4,269	2,636	2,629	1,650	1,640	10,513	10,000	6,513	6,331	4,000	3,669	2.45	2.47	2.42
令和5年7月		3,908	3,894	2,387	2,383	1,521	1,511	10,030	9,651	6,389	6,218	3,641	3,433	2.57	2.68	2.39
令和5年8月		4,037	4,025	2,569	2,565	1,468	1,460	9,695	9,297	6,144	5,992	3,551	3,305	2.40	2.39	2.42
令和5年9月		4,338	4,323	2,574	2,570	1,764	1,753	10,719	10,180	6,541	6,313	4,178	3,867	2.47	2.54	2.37
令和5年10月		4,413	4,396	2,697	2,695	1,716	1,701	10,781	9,942	6,464	6,184	4,317	3,758	2.44	2.40	2.52
令和5年11月		3,798	3,787	2,388	2,383	1,410	1,404	9,935	9,188	6,039	5,883	3,896	3,305	2.62	2.53	2.76
令和5年12月		3,242	3,229	2,033	2,029	1,209	1,200	10,107	9,342	6,352	6,128	3,755	3,214	3.12	3.12	3.11
令和6年1月		4,948	4,935	2,972	2,969	1,976	1,966	10,423	9,659	6,165	5,910	4,258	3,749	2.11	2.07	2.15
対前年同月率、差		2.8%	2.8%	4.2%	4.2%	0.8%	0.7%	▲ 4.2%	▲ 4.2%	▲ 2.0%	▲ 1.9%	▲ 7.1%	▲ 7.6%	▲ 0.15P	▲ 0.14P	▲ 0.19P
山口		694	691	444	443	250	248	1,675	1,540	970	935	705	605	2.41	2.18	2.82
下関		913	910	597	597	316	313	1,807	1,622	1,064	1,043	743	579	1.98	1.78	2.35
宇部		895	893	564	563	331	330	1,838	1,746	1,099	1,049	739	697	2.05	1.95	2.23
防府		435	435	254	254	181	181	942	817	583	536	359	281	2.17	2.30	1.98
萩		236	236	141	141	95	95	537	486	320	295	217	191	2.28	2.27	2.28
徳山		428	425	228	227	200	198	967	900	611	566	356	334	2.26	2.68	1.78
下松		434	434	279	279	155	155	883	854	551	539	332	315	2.03	1.97	2.14
岩国		633	632	307	307	326	325	1,253	1,210	678	669	575	541	1.98	2.21	1.76
柳井		280	279	158	158	122	121	521	484	289	278	232	206	1.86	1.83	1.90

※1 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標③

年月	紹介件数						就職件数						充足数					
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム	
	常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用	
平成30年度平均	4,956	4,586	3,227	3,100	1,729	1,485	1,904	1,748	1,119	1,076	785	672	1,793	1,663	1,059	1,025	733	638
令和元年度平均	4,643	4,334	3,006	2,900	1,637	1,434	1,782	1,645	1,035	997	747	648	1,668	1,553	972	942	696	611
令和2年度平均	4,270	3,976	2,704	2,595	1,566	1,381	1,566	1,449	895	859	671	590	1,491	1,395	860	832	631	563
令和3年度平均	4,146	3,857	2,619	2,514	1,527	1,344	1,592	1,473	906	873	686	600	1,518	1,418	872	845	646	573
令和4年度平均	3,902	3,618	2,357	2,259	1,545	1,359	1,594	1,470	874	839	720	631	1,515	1,413	833	805	682	609
令和5年1月	3,833	3,493	2,219	2,111	1,614	1,382	1,209	1,042	676	628	533	414	1,139	1,002	626	587	513	415
令和5年2月	4,592	4,239	2,616	2,496	1,976	1,743	1,653	1,525	847	821	806	704	1,613	1,502	838	815	775	687
令和5年3月	4,983	4,684	2,851	2,744	2,132	1,940	2,367	2,190	1,181	1,136	1,186	1,054	2,244	2,106	1,139	1,106	1,105	1,000
令和5年4月	3,851	3,617	2,279	2,204	1,572	1,413	1,611	1,518	886	862	725	656	1,545	1,469	848	828	697	641
令和5年5月	4,014	3,789	2,354	2,287	1,660	1,502	1,684	1,604	913	894	771	710	1,560	1,497	843	828	717	669
令和5年6月	3,817	3,586	2,312	2,226	1,505	1,360	1,691	1,568	904	876	787	692	1,568	1,478	820	802	748	676
令和5年7月	3,447	3,258	2,173	2,105	1,274	1,153	1,461	1,380	843	820	618	560	1,371	1,317	776	762	595	555
令和5年8月	3,511	3,319	2,239	2,174	1,272	1,145	1,405	1,327	807	791	598	536	1,311	1,255	743	735	568	520
令和5年9月	3,649	3,433	2,181	2,115	1,468	1,318	1,596	1,511	894	863	702	648	1,493	1,442	841	829	652	613
令和5年10月	3,859	3,598	2,362	2,263	1,497	1,335	1,558	1,458	864	831	694	627	1,451	1,375	822	797	629	578
令和5年11月	3,424	3,126	2,090	2,011	1,334	1,115	1,496	1,387	847	816	649	571	1,393	1,302	783	755	610	547
令和5年12月	2,885	2,605	1,896	1,820	989	785	1,364	1,205	786	760	578	445	1,266	1,123	735	718	531	405
令和6年1月	3,820	3,509	2,134	2,036	1,686	1,473	1,203	1,085	714	684	489	401	1,139	1,040	687	660	452	380
対前年同月率 (%)	▲ 0.3	0.5	▲ 3.8	▲ 3.6	4.5	6.6	▲ 0.5	4.1	5.6	8.9	▲ 8.3	▲ 3.1	0.0	3.8	9.7	12.4	▲ 11.9	▲ 8.4
山口	524	466	300	279	224	187	155	140	93	85	62	55	160	143	93	84	67	59
下関	782	727	496	482	286	245	247	227	155	151	92	76	215	194	138	132	77	62
宇部	644	602	381	365	263	237	240	223	149	142	91	81	232	219	158	152	74	67
防府	320	285	178	167	142	118	95	80	55	53	40	27	86	75	48	48	38	27
萩	165	144	107	98	58	46	71	55	34	31	37	24	71	58	35	32	36	26
徳山	303	275	151	143	152	132	104	97	61	61	43	36	109	102	64	62	45	40
下松	300	279	192	187	108	92	93	87	59	57	34	30	81	78	52	52	29	26
岩国	568	534	205	197	363	337	123	108	69	67	54	41	123	112	69	69	54	43
柳井	214	197	124	118	90	79	75	68	39	37	36	31	62	59	30	29	32	30

※1 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

【参考】雇用保険主要指標①

項目 年月	適用事業所関係			被保険者関係				
	適用事業所数	新規適用 事業所数	廃止 事業所数	被保険者数	資格取得者数	資格喪失者数	うち事業主都合離職	離職票 交付枚数
令和2年度平均	24,402	83	63	407,985	4,992	4,945	310	3,570
令和3年度平均	24,499	71	74	406,290	4,750	5,033	253	3,563
令和4年度平均	24,453	68	80	403,770	5,199	5,223	252	3,624
令和5年1月	24,405	68	63	402,276	3,771	5,360	207	3,811
令和5年2月	24,428	63	41	402,180	3,882	3,915	187	2,902
令和5年3月	24,392	51	86	402,290	5,386	5,222	348	3,507
令和5年4月	24,364	112	142	400,843	9,590	10,997	574	8,113
令和5年5月	24,358	86	89	404,799	9,148	5,179	231	3,444
令和5年6月	24,354	74	83	404,835	4,501	4,416	182	3,089
令和5年7月	24,326	63	93	404,416	4,022	4,512	192	3,298
令和5年8月	24,291	49	86	403,474	4,023	4,625	184	3,306
令和5年9月	24,124	50	218	403,283	4,481	4,696	255	3,400
令和5年10月	24,148	71	51	402,802	4,696	5,230	321	3,752
令和5年11月	24,108	60	109	402,695	4,230	4,189	243	3,052
令和5年12月	24,112	51	65	403,139	3,586	3,460	181	2,468
令和6年1月	24,139	76	50	401,670	3,917	5,396	261	4,025
前年同月比	▲ 1.1	11.8	▲ 20.6	▲ 0.2	3.9	0.7	26.1	5.6
山口	3,430	9	6	84,214	803	1,086	38	782
下関	4,548	19	10	74,096	790	1,061	51	757
宇部	4,613	18	10	69,536	690	987	60	706
防府	1,897	10	3	31,371	369	483	16	341
萩	1,454	2	3	16,925	163	217	4	163
徳山	2,441	4	3	44,069	360	518	18	431
下松	1,890	5	2	31,516	291	382	16	288
岩国	2,524	7	6	35,473	315	485	53	408
柳井	1,342	2	7	14,470	136	177	5	149

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標②

項目 年月	基本手当（基本分）				高年齢求職者給付金		特例一時金	
	受給資格 決定件数	初回受給者数	受給者実人員	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）
令和2年度平均	1,330	1,074	4,610	555,895	440	92,262	2	512
令和3年度平均	1,235	1,004	4,197	511,031	459	97,364	1	298
令和4年度平均	1,204	966	3,981	491,716	437	92,376	1	311
令和5年1月	1,079	772	3,659	461,909	321	66,890	0	0
令和5年2月	1,128	756	3,368	384,237	358	76,102	0	0
令和5年3月	1,219	863	3,456	442,832	419	86,463	0	0
令和5年4月	1,725	1,001	3,410	399,842	694	157,102	4	1,096
令和5年5月	1,752	1,458	4,033	502,439	865	190,006	5	1,272
令和5年6月	1,230	997	4,172	517,196	510	110,769	3	613
令和5年7月	1,075	1,351	4,656	553,532	369	80,229	3	454
令和5年8月	1,093	1,069	4,663	653,407	327	70,736	0	0
令和5年9月	1,183	816	4,430	534,231	398	84,729	0	0
令和5年10月	1,232	986	4,436	560,349	378	81,820	0	0
令和5年11月	1,083	974	4,110	527,602	366	77,398	1	224
令和5年12月	809	897	3,931	464,729	304	62,099	1	227
令和6年1月	1,173	804	3,943	526,208	356	81,036	0	0
前年同月比	8.7	4.1	7.8	13.9	10.9	21.1	-	-
山口	142	94	481	67,525	51	12,232	0	0
下関	196	153	795	103,905	66	13,853	0	0
宇部	209	141	698	89,626	71	16,281	0	0
防府	146	82	366	43,822	30	5,805	0	0
萩	59	52	207	26,819	20	4,916	0	0
徳山	113	75	337	42,698	35	7,752	0	0
下松	116	70	332	45,842	18	4,276	0	0
岩国	122	95	513	76,645	35	8,544	0	0
柳井	69	39	206	27,916	26	6,051	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標③

項目 年月	就業手当		再就職手当		就職促進定着手当		常用就職支度手当	
	受給者実人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)
令和2年度平均	9	542	429	164,472	130	21,177	3	432
令和3年度平均	9	526	375	138,639	122	19,741	4	681
令和4年度平均	9	433	391	147,482	111	17,450	4	697
令和5年1月	4	194	263	99,650	119	18,288	5	871
令和5年2月	4	427	280	104,889	122	19,588	4	478
令和5年3月	3	244	368	141,720	123	19,802	8	1,408
令和5年4月	4	161	302	108,192	87	16,015	6	932
令和5年5月	2	141	491	195,248	105	16,430	8	1,303
令和5年6月	3	151	545	211,841	125	21,442	3	529
令和5年7月	5	192	472	178,743	86	13,041	3	499
令和5年8月	5	262	379	145,459	76	11,581	3	584
令和5年9月	4	165	396	151,551	94	15,830	1	93
令和5年10月	5	375	461	181,313	110	19,141	5	804
令和5年11月	7	316	416	164,118	132	21,904	1	160
令和5年12月	9	609	397	164,682	110	17,153	5	831
令和6年1月	9	1,014	276	112,969	143	22,020	1	120
前年同月比	125.0	422.2	4.9	13.4	20.2	20.4	▲ 80.0	▲ 86.2
山口	3	193	23	7,894	22	3,438	0	0
下関	1	70	53	25,828	38	5,461	1	120
宇部	2	494	51	19,353	16	2,261	0	0
防府	0	0	37	13,664	13	2,209	0	0
萩	0	0	15	5,638	11	1,415	0	0
徳山	1	165	23	9,601	2	461	0	0
下松	0	0	29	12,254	23	4,084	0	0
岩国	2	91	24	11,945	10	1,357	0	0
柳井	0	0	20	6,519	8	1,333	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標④

項目 年月	高年齢雇用継続給付		育児休業給付		介護休業給付	
	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)
令和2年度平均	2,816	144,289	1,794	417,433	16	3,583
令和3年度平均	2,609	130,136	1,862	434,128	20	4,719
令和4年度平均	2,492	122,816	1,911	447,217	20	4,647
令和5年1月	2,441	126,362	2,025	482,139	16	4,703
令和5年2月	2,474	120,669	1,968	460,701	21	3,762
令和5年3月	2,432	120,528	2,374	564,241	28	7,642
令和5年4月	2,478	122,177	2,281	503,545	20	4,346
令和5年5月	2,446	117,939	2,244	510,467	28	5,031
令和5年6月	2,551	120,869	1,894	447,863	14	4,065
令和5年7月	2,442	122,044	1,798	417,878	12	2,112
令和5年8月	2,496	122,230	1,928	472,881	25	5,478
令和5年9月	2,339	116,136	1,771	423,264	23	6,146
令和5年10月	2,451	120,783	1,954	472,319	42	9,859
令和5年11月	2,312	116,421	1,944	470,368	28	7,434
令和5年12月	2,305	113,855	2,029	490,844	20	4,338
令和6年1月	2,289	117,304	2,049	492,951	27	6,454
前年同月比	▲ 6.2	▲ 7.2	1.2	2.2	68.8	37.2
山口	264	13,917	592	153,340	6	1,460
下関	417	21,318	400	91,242	7	1,345
宇部	666	35,644	315	81,174	9	2,019
防府	129	5,905	165	33,191	1	64
萩	41	1,860	60	11,783	1	242
徳山	301	16,530	217	53,213	2	1,085
下松	170	9,794	116	27,276	0	0
岩国	219	8,282	130	30,337	1	239
柳井	82	4,054	54	11,394	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標⑤

項目 年月	一般教育訓練給付（通学制）		一般教育訓練給付（通信制）		専門実践教育訓練給付（通学制）		専門実践教育訓練給付（通信制）	
	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）
令和2年度平均	51	2,161	22	362	21	3,588	43	3,392
令和3年度平均	44	1,987	23	424	18	2,996	44	3,133
令和4年度平均	42	1,701	19	389	15	2,846	46	3,270
令和5年1月	21	881	12	277	5	852	24	1,279
令和5年2月	20	942	17	374	3	150	8	439
令和5年3月	62	2,184	14	362	28	3,346	47	4,210
令和5年4月	39	1,599	9	199	35	6,456	104	8,234
令和5年5月	35	1,699	15	315	7	424	79	4,789
令和5年6月	33	1,223	21	393	6	1,429	22	1,575
令和5年7月	30	1,545	17	292	2	700	10	649
令和5年8月	49	2,052	22	538	6	1,223	12	1,409
令和5年9月	33	1,561	30	576	0	0	18	1,199
令和5年10月	52	2,849	36	685	51	12,072	150	11,857
令和5年11月	46	1,958	22	417	10	2,146	38	3,030
令和5年12月	39	1,501	17	249	5	1,184	26	2,248
令和6年1月	22	1,102	15	227	0	0	32	1,640
前年同月比	4.8	25.1	25.0	▲ 17.9	▲ 100.0	▲ 100.0	33.3	28.2
山口	5	250	3	26	0	0	3	117
下関	4	198	4	58	0	0	6	238
宇部	5	210	3	81	0	0	5	527
防府	2	122	1	8	0	0	3	126
萩	0	0	0	0	0	0	0	0
徳山	2	112	0	0	0	0	2	49
下松	3	156	0	0	0	0	6	323
岩国	1	54	3	47	0	0	5	188
柳井	0	0	1	7	0	0	2	72

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

令和5年度山口地域職業訓練実施計画

令和5年度山口地域職業訓練実施計画

(山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部)

令和5年3月

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 人材ニーズ

デジタル人材は、産業界全体で育成を求められているが、県内でデジタル訓練を実施できる機関は少ない状況にある。

このような中、山口県では、文部科学省の委託事業である「D X等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」において、「課題解決型D X人材育成プログラム（観光・サービス業を中心として）」の講座が開講され、山口県の主要産業の一つである観光関連産業の人手不足や必要とされるI T技術が明確にされている。

また、山口県では人口の減少や少子高齢化が進み、ハローワークでは有効求職者の高齢化が進んでおり、令和4年11月に開催された地方労働審議会においても高齢者の活用にあたり、SNSやI Tに関する能力の不足が課題であるとされたところである。

さらに、人手不足分野である介護職における令和5年1月の有効求人倍率は3.42倍と高く、求人の充足率は9.4%、紹介率は86.0%となっている。介護分野の訓練受講者からは、「介護職の世界に初めて足を踏み入れる人たちに、決して遠回りではなく絶対に『良かった』と思える時間（訓練）であったと伝えたい」との声もあり、人材の育成が求められている中、必要な分野の訓練である。

なお、障害者の雇用にあたっては、その雇用率が段階的に引き上げられることや除外率についても令和7年4月から引き下げられることから、障害者のニーズや特性に応じた職業訓練の充実が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇い入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。

（2）労働市場の動向と課題等

①労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和5年1月現在では求人の持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、山口県は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

なお、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者等の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能

力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととされている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

②直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度の新規求職者は令和5年1月末現在で43,523人（前年同月比98.8%）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和5年1月末現在で12,097人（前年同月比96.5%）であった。

（参考：求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は、令和4年12月末現在で19,316人。）

これに対し、令和4年度（令和4年4月～令和5年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

令和4年度実績 (R4.4～R5.1)	計		県立校		機構立施設	
	受講者数	就職率 (%)	受講者数 (人)	就職率 (%)	受講者数 (人)	就職率 (%)
離職者訓練	965人	76.8%	738人	76.8%	227人	76.9%
うち施設内	350人	72.7%	123人	70.0%	227人	76.9%
うち委託	615人	78.1%	615人	78.1%	-	-
求職者支援訓練	214人	67.8%	-	-	214人	67.8%
在職者訓練	1,794人	-	1,497人	-	297人	-
学卒者訓練	40人	-	40人	-	-	-
障害者訓練	21人	62.5%	21人	62.5%	-	-

※受講者数とは、令和4年4月以降に開始されたコースにおいて、訓練を受講した者の数をいう。

※就職率とは、上記受講者であって、訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については、受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については、中途退校就職者数を加えている。

ただし、令和4年10月までに終了したコースについて集計した速報値である。

なお、求職者支援訓練の分子については、就職者のうち雇用保険に加入した者である。

委託訓練及び求職者支援訓練の分野別の就職率について、最も高い就職率は委託訓練で医療事務分野（86.5%）、求職者支援訓練でIT分野（87.5%）となっており、その反面、最も低い就職率では委託訓練で営業・販売・事務分野（72.1%）、求職者支援訓練で介護・医療・福祉分野（22.2%）となっている。

就職率は概して良好で、就職率が最も低くとどまったコースにあっても、極

端に低調なものではなく（※）、おおむね求人者（就職先の受け入れ先）のニーズには、ほぼ適合したコース設定ができているものと分析している。

※求職者支援訓練で最も低い就職率（介護・医療・福祉分野）であったコースについては、受講者9名、雇用保険適用就職者2名、その他就職者3名でその他就職率は55.6%となる。さらに、訓練終了後4月日には介護職員（正社員）として1名の受講者が就職している。

申込者の状況 (R4.4～R5.1)	定員を超えたコース	定員を下回ったコース	定員を大きく下回ったコース	定員を下回り中止されたコース
施設内訓練 (応募率72.9%)	11コース	19コース	9コース	0コース
委託訓練 (応募率113.1%)	25コース	19コース	4コース	1コース
求職者支援訓練 (応募率95.1%)	9コース	11コース	0コース	0コース

※障害者訓練を除く

多くの設定コースが「定員を割り込む程度」の受講数を確保して開講受講者不足で開講中止となったものは、ほとんどないが、定員の半数以上程度の少人数で開講を余儀なくされたものがあり、求職者（受講生へのニーズ）への適合には改善の余地がある。

また、託児サービス付きコースなど特別な配慮を要する求職者向けのコースの受講生確保は、おおむね良好で、このような受講生ニーズに適合したコース設定ができています。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

(1) 基本方針

上記2(2)②のとおり、おおむね、求人者及び求職者のニーズに沿った訓練が実施されている、という分析から「地域のニーズに合ったコース設定」を検討の出発点とした。

公的職業訓練の規模は、令和4年度計画と同程度で人材を育成する。

公的職業訓練の分野別には、令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況から、就職率が高く、応募倍率が低い分野である「介護・医療・福祉分野」の職業訓練の受講勧奨にあたっては、その業界の魅力発信や、訓練コースの内容・効果の周知について強化する。

また、応募倍率が高く、就職率が低い「IT分野」、「デザイン分野」や「医療事務分野」の訓練内容について、求人ニーズの把握に努める。

なお、デジタル人材は産業界全体で育成が求められている中、県内でデジタル分野の訓練を実施できる機関は少ないことから、訓練実施機関の開拓に努めるとともに、山口県の主要産業の一つである観光・サービス関連産業にも活用できる訓練の実施を検討する。

さらに、人口の減少や少子高齢化が進む中、高齢者の活用にあたり、SNSやITに関する能力の不足があるとの指摘があることから、高齢者を

対象とした訓練の認定数の増加を検討する。

(2) 令和5年度の職業能力開発実施計画の特色

① 県立校

「地域産業界への人材育成拠点」である高等産業技術学校において、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

② 機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

(3) 離職者訓練の実施方針

① 県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを拡充する。

また、DXの加速などの社会変化に対応し、ITやWEBデザインなど情報分野の資格取得を目指すコースを実施し、情報分野以外の訓練コースにおいても、ITリテラシーを習得するためのカリキュラムを盛り込んだコースの設定を促進する。

② 機構立施設

求職者を対象にもものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和5年度についても令和4年度と同数である303人（橋渡し訓練20人を含む。）を年間定員とした。

また、令和4年度から設備保全サービス科及び金属加工科については、事業主等からの人材ニーズに応じ、フォークリフト技能講習を訓練に組み込んでいるが、引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定する。加えて、指導技法においてICT化（タブレット端末の活用等）を促進する。

(4) 求職者支援訓練の実施方針

令和5年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと及び新型コロナウイルスの影響を受けてシフトが減少した者や、休業を余儀なくされている者など、在職中で訓練時間に配慮が必要な者を対象とした短期・短時間特例コースを設定することで530人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。(求職者支援訓練の約23%) また、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を設定する。(求職者支援訓練の約77%) その際、デジタル分野等の成長分野や、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。実践コースのうち、山口県の成長産業の1つである旅館・観光関連産業の人材確保のための訓練コースとして新たに旅行・観光分野を設置し、接客、営業等と併せてこれらの業務に付帯するDX・ITに関する知識及び技能を習得するための訓練1コースを地域ニーズ枠として設定する。

(5) 在職者訓練の実施方針

① 県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技術・知識の習得を目的として、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、3次元CADの操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

② 機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野(機械系、電気・電子系、居住系)に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、DXも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(6)学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(7)障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い、可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(8)職業能力開発実施体制の長期的方向（訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方）

①県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

②機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添のとおり

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 県立校

対象者数（定員）：235 人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

② 機構立施設

対象者数（定員）：303 人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）（定員15人）を設定

③ 委託訓練

対象者数（定員）：1,147 人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、デザイン分野

目標（就職率）：75.0%以上

④ 求職者支援訓練

対象者数（定員）：535 人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、IT分野、医療事務分野、介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース 58% 実践コース 63%
(いずれも雇用保険適用率)

⑤ 職業訓練の効果的な実施のための取組

ア. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

イ. 訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

① 県立校

対象者数（定員）：2,362人

職業訓練の内容等：IT分野、製造分野、建設関連分野 等

② 機構立施設

対象者数（定員）：260人（計画は428人）

職業訓練の内容等：機械系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械系170人、電気・電子系128人、居住系130人を計画

③ 生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：700人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容

その他の事項：内数として、DX対応コース150人、ミドルシニアコース40人を計画

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120人（2年間）

職業訓練の内容等：製造分野

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：80人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、特別支援学校早期訓練
目標（就職率）：55%

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 地域におけるリスキリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する事業について、職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

(2) 人材開発支援助成金の活用促進

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、人への投資を強化し、デジタル人材育成の強化等を行うため、令和4年度から人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」が新設された。デジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な能力開発の促進、定額制訓練の導入など企業が行う柔軟な訓練形態を助成対象としており、人への投資による構造的な賃上げ実現のためにも幅広く活用を促進する。

(3) 山口県内の職業能力開発にかかるイベントや各種大会・事業への協力

山口県内における職業能力開発の促進のため、「親子ものづくり教室」(ポリテクセンター山口が実施)、「障害者技能競技大会(アビリンピック)」、「若年者ものづくり競技大会」や「技能五輪」などのイベントや各種大会へ協力する。具体的には、県から協議関係職種団体、企業、参加選手に対して、選手育成強化及び大会派遣費等について、予算の範囲内で支援する。

また、「技能検定」の円滑な推進のため、公共職業訓練施設の貸与や技能検定委員の協力を行うとともに、業界団体、技能士会や教育機関等との連携を図る。

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）

目 次

訓練実施計画表

1	施設内総括	2
2	委託訓練	5
3	求職者支援訓練	7
4	技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	8
5	日本版デュアルシステム	9
6	実践的な職業訓練への橋渡し訓練	9

訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）

1 施設内総括

施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練														土 日 夜 間 別	定 員		
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定 員		
			定 員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練							
			1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓練期間 及 び 訓練開始月				
都 道 府 県 立 ・ 機 構 立 山 口 県 立 東 部 高 等 産 業 技 術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	11						20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)		
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16						20 (20)	20 (20)													昼	40 (40)	
	メカニカルデザイン科	26								10×1 (10×1)	1年 (4月)											昼	10 (10)	
	造園科	29								10×2 (10×2)	6ヶ月 (4,10月)											昼	20 (20)	
	機械デジタル科	R5								15×1 (15×1)	1年 (4月)											昼	15 (15)	
	溶接技術科	31								20×1 (20×1)	1年 (4月)											昼	20 (20)	
	CAD/CAM短期コース	27								10×2 (10×2)	6ヶ月 (6,12月)											昼	20 (20)	
	物流機械運転科	11																10×2 (10×2)	1ヶ月 (6,1月)			昼	20 (20)	
計	8科							40 (40)	40 (40)	85 (85)								20 (20)				185 (185)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練														土日 夜間別	定員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種定員	
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練						
				1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月			
								1年	2年	1年	2年													
都道府県立	山口県立 西部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	60							20 (20)	20 (20)										昼	40 (40)		
		木造建築科	26									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		電気工事・設備科	18									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		エクステリア・造園科	11									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		空調・設備施工科	27									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		内装リフォーム科	27									20×1 (20×1)	1年 (10月)									昼	20 (20)	
		溶接技術科	28									10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)	
		建設機械運転科	7																10×2 (10×2)	1ヶ月 (5,10月)	昼	20 (20)		
計	8科									20 (20)	20 (20)	110 (110)							20 (20)			170 (170)		
県立校小計	16科									60 (60)	60 (60)	195 (195)							40 (40)			355 (355)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練												土 日 夜 間 別	定 員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定 員	
				定 員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練				
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1回定員 × 回数	訓練期 間 及 び 訓 練 開 始 月			
山口職業 能力開発 促進 センター 機構立	テクノカルパ ーション科	18								18×4 (18×4)	6か月 (6, 9, 12, 3 月)								昼	72 (72)		
	設備保全サ ービス科	31								15×2 (15×2)	6か月 (6, 12月)								昼	30 (30)		
	金属加工科	19								10×4 (10×4)	6か月 (6, 9, 12, 3 月)								昼	40 (40)		
	電気設備技 術科	11								18×3 (18×3)	6か月 (4, 7, 10 月)								昼	54 (54)		
	電気設備技 術科(日経デュアル システム(短期課程))	19											15×1 (15×1)	6か月 (2月)					昼	15 (15)		
	住環境計画 科	22								18×4 (18×4)	6か月 (6, 9, 12, 3 月)								昼	72 (72)		
	橋渡し訓練	21															5×4 (5×4)	1か月 (5, 8, 9, 11 月)	昼	20 (20)		
	計	7科								268 (268)				15 (15)				20 (20)		303 (303)		
合 計							60 (60)	60 (60)	463 (463)				15 (15)				60 (60)		658 (658)			

(留意事項)

- 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に()書きで記入。
- 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に()書きで記入。
- 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者(駐)と沖縄失業者求職手帳所持者(沖)で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。
なお、駐及び沖の定員は、外数で()書きで記入。
- 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入。
- 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入。
- 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を()書きで記載。
- 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を記載。

2 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（4）～（7）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		30	550	
西部高等産業技術学校		37	597	
県計		67	1,147	

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース	3か月	10人		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人
実践能力習得訓練コース	3か月	55人			
eラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2か月	15人			
在職者訓練コース	—	—			
合計		80人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合計			

3 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	125人	30%	23%
実践コース	410人	30%	77%
介護系	100人		
医療事務系	45人		
デジタル系	100人		
(うち、IT分野)	(55人)		
(うち、WEBデザイン系)	(45人)		
その他	165人		
(うち、旅行・観光分野)	(15人)		
(うち、営業・販売・事務分野等)	(120人)		
(うち、上記以外の分野)	(30人)		
合計	535人		100%

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

(ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。

(イ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する。

(ウ) 地域ニーズ枠は実践コースの旅行・観光分野にて1訓練コース分を設定し認定する。

(エ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、

a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから選定し認定する。

b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから選定し認定する。

(オ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は

c. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる。

d. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

4 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山 口 県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数 回	合計訓練時間 時間	延定員 人	備考
都道府県立施設	山口県立 東 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接科	9	137	250	
			機械科	7	72	82	
			電気工事科	7	114	180	
			配管科	1	18	10	
			クレーン運転科	17	210	330	
			情報ビジネス科	6	84	78	
電気制御回路組立て科 その他(教育)			1 13	15 104	7 390		
計			61		1,327 (1,150)		
都道府県立施設	山口県立 西 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接科	2	22	120	
			電気工事科	4	96	85	
			クレーン運転科	2	34	100	
			フォークリフト運転科	2	116	80	
			情報ビジネス科	6	81	60	
			玉掛け科	2	62	80	
建設科 木工科 左官科 その他(教育)			4 1 2 10	34 7 13 58	50 20 50 390		
計			35		1,035 (830)		
県立施設合計2施設			96		2,362 (1,980)		
雇用 支援 障害 機構 立 施設 求職者	山口職業能力 開発促進センター	短期課程	機械系	18	234	170	
			電気・電子系	13	162	128	
			居住系	10	120	130	
計			41		428 (422)		
機構立施設合計1施設			41		428 (422)		
総 合 計			137		2,790 (2,402)		

(留意事項)

「延定員」欄は、前年度定員を()書きで記入。

5 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練 （座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力 開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計							15	

（留意事項）

定員には、当該年度の定員数を記入。

6 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科（導入講習付き） 設備保全サービス科（導入講習付き）	5月10日（水）～ 5月31日（水）（84h）	5	集合型
山口職業能力開発促進センター	住環境計画科（導入講習付き）	8月4日（金）～ 9月5日（火）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習付き）	9月6日（水）～ 9月29日（金）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科 （導入講習付き）	11月7日（火）～ 11月30日（木）（84h）	5	統合型
合計	4		20	

（留意事項）

1. 訓練科毎に記入。

2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日（〇h）」とし、〇hには時間数を記入。

ハロートレーニング（離職者向け）の5年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	75	0	20	0	55
	営業・販売・事務分野	790	0	670	0	120
	医療事務分野	225	0	180	0	45
	介護・医療・福祉分野	292	0	192	0	100
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	15	0	0	0	15
	デザイン分野	95	0	50	0	45
	製造分野	326	115	0	211	0
	建設関連分野	152	80	0	72	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	85	0	35	20	30
求職者支援訓練（基礎コース）		125	-	-	0	125
合計		2,220	235	1,147	303	535
（参考） デジタル分野		170	0	70	0	100

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

求人・求職バランスシート（令和6年1月）

山口労働局

職業別有効求人・求職及び賃金の状況（パートタイムを除く常用）

令和6年1月

職業	有効求人数（人）	有効求職者数（人）	有効求人倍率（倍）	求人賃金		求職賃金
				上限賃金（円）	下限賃金（円）	希望賃金（円）
職業計	17,341	10,812	1.60	253,725	196,822	202,302
A 管理的職業従事者	72	35	2.06	280,700	226,313	252,000
B 専門的・技術的職業従事者	4,099	1,730	2.37	287,198	215,451	215,694
07製造技術者（開発）	149	36	4.14	318,077	223,585	227,500
08製造技術者（開発を除く）	99	158	0.63	305,527	218,803	221,667
09建築・土木・測量技術者	821	83	9.89	367,443	238,292	270,000
10情報処理・通信技術者	152	143	1.06	349,040	200,740	225,652
11その他の技術者	42	13	3.23	347,313	219,113	225,000
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	99	28	3.54	590,659	385,451	333,750
13保健師、助産師、看護師	1,195	502	2.38	251,639	198,145	223,704
14医療技術者	386	111	3.48	269,657	219,657	208,889
15その他の保健医療従事者	189	94	2.01	242,664	203,472	201,515
16社会福祉専門職業従事者	762	308	2.47	222,439	192,692	192,981
22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	29	103	0.28	280,820	210,270	207,059
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	176	151	1.17	262,066	206,574	206,792
C 事務従事者	1,535	2,792	0.55	216,621	178,809	183,657
25一般事務従事者	1,020	2,433	0.42	205,782	173,393	181,765
26会計事務従事者	139	172	0.81	231,934	185,511	196,071
27生産関連事務従事者	105	39	2.69	265,762	201,134	225,000
28営業・販売事務従事者	161	87	1.85	244,527	192,625	211,429
29外勤事務従事者	2	2	1.00	215,000	200,000	200,000
30運輸・郵便事務従事者	81	14	5.79	240,248	193,042	186,000
31事務用機器操作員	27	45	0.60	212,273	184,963	187,500
D 販売従事者	1,830	529	3.46	258,442	197,772	208,211
32商品販売従事者	536	274	1.96	224,314	182,527	181,719
33販売類似職業従事者	50	13	3.85	234,324	181,033	232,500
34営業職業従事者	1,244	242	5.14	272,216	204,058	237,273
E サービス職業従事者	2,410	993	2.43	223,322	181,983	193,750
35家庭生活支援サービス職業従事者	0	0	-	-	-	-
36介護サービス職業従事者	1,125	448	2.51	206,216	178,501	191,557
37保健医療サービス職業従事者	318	67	4.75	195,468	167,651	185,714
38生活衛生サービス職業従事者	220	38	5.79	285,527	191,313	190,625
39飲食物調理従事者	349	206	1.69	225,144	180,269	202,063
40接客・給仕職業従事者	261	145	1.80	248,847	198,927	196,585
41居住施設・ビル等管理人	9	22	0.41	162,750	162,750	190,000
42その他のサービス職業従事者	128	67	1.91	233,152	195,010	182,500
F 保安職業従事者	473	92	5.14	196,726	177,426	190,323
G 農林漁業従事者	78	92	0.85	240,665	186,980	190,000
H 生産工程従事者	2,465	1,005	2.45	256,667	190,080	210,154
49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	76	42	1.81	252,524	194,742	224,615
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	108	50	2.16	237,465	183,094	216,667
51機械組立設備制御・監視従事者	15	23	0.65	245,700	200,150	216,667
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	579	156	3.71	274,895	195,617	220,250
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	492	233	2.11	207,359	178,169	204,127
54機械組立従事者	229	184	1.24	269,805	188,302	202,745
55機械整備・修理従事者	666	126	5.29	272,198	196,617	216,875
56製品検査従事者（金属製品）	26	14	1.86	262,425	191,725	170,000
57製品検査従事者（金属製品を除く）	75	22	3.41	219,048	187,626	176,667
58機械検査従事者	23	10	2.30	257,960	195,300	250,000
59生産関連・生産類似作業従事者	176	145	1.21	286,952	185,145	209,459
I 輸送・機械運転従事者	1,513	554	2.73	239,262	199,673	234,518
60鉄道運転従事者	2	0	-	-	-	-
61自動車運転従事者	1,134	386	2.94	230,193	197,349	240,672
62船舶・航空機運転従事者	1	0	-	-	-	-
63その他の輸送従事者	111	96	1.16	234,145	205,588	213,846
64定置・建設機械運転従事者	265	72	3.68	277,394	206,148	225,238
J 建設・採掘従事者	1,848	271	6.82	300,420	207,748	223,750
65建設躯体工事従事者	279	23	12.13	330,471	221,120	302,000
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	561	80	7.01	292,083	204,983	217,273
67電気工事従事者	344	87	3.95	280,683	198,941	221,579
68土木作業従事者	655	80	8.19	311,980	211,275	215,769
69採掘従事者	9	1	9.00	300,000	260,000	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,018	1,078	0.94	216,734	186,789	194,449
70運搬従事者	507	341	1.49	216,939	185,967	208,854
71清掃従事者	192	123	1.56	219,717	189,730	175,238
72包装従事者	52	21	2.48	212,870	190,238	177,143
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	267	593	0.45	214,454	185,548	186,117
分類不能の職業	0	1,641	-	-	-	206,741

※項目の解説については3ページを参照。

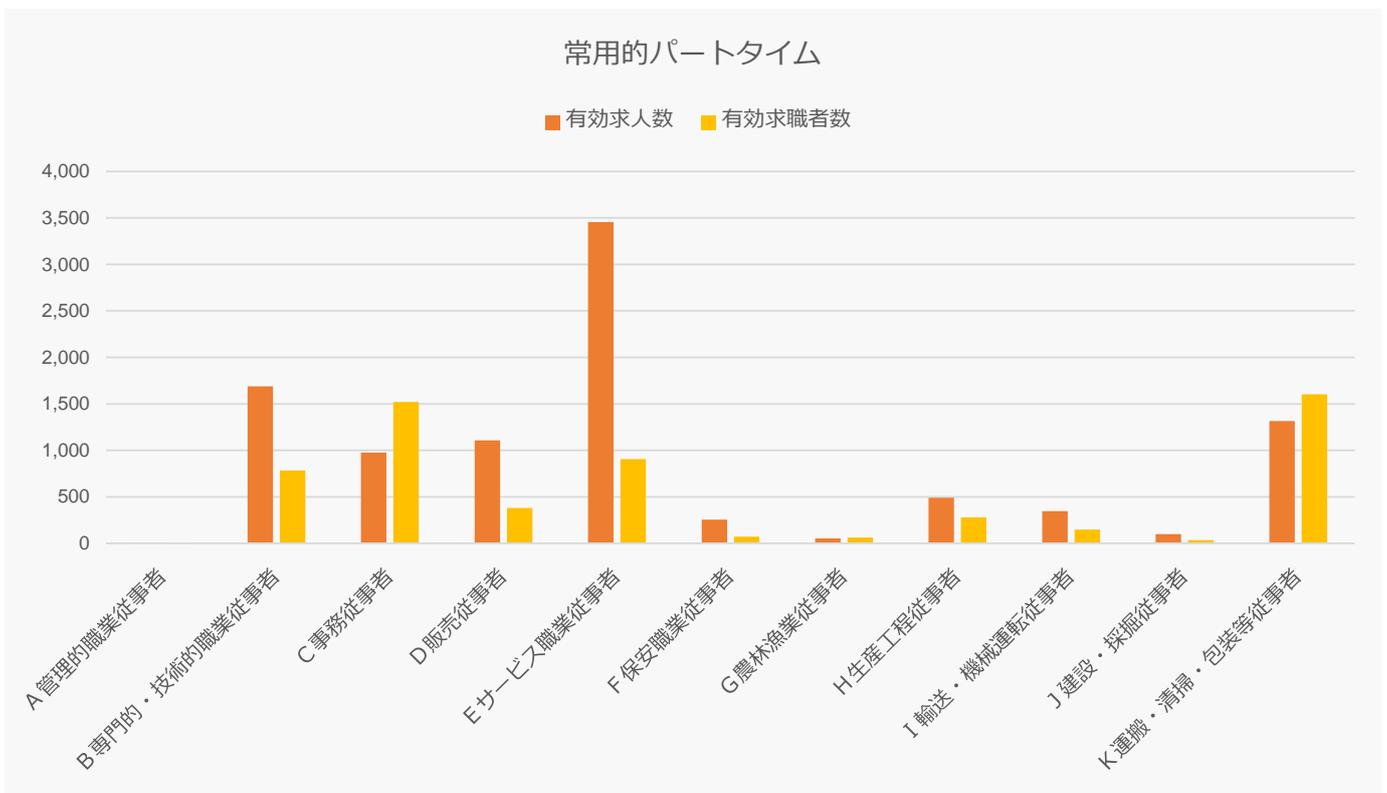
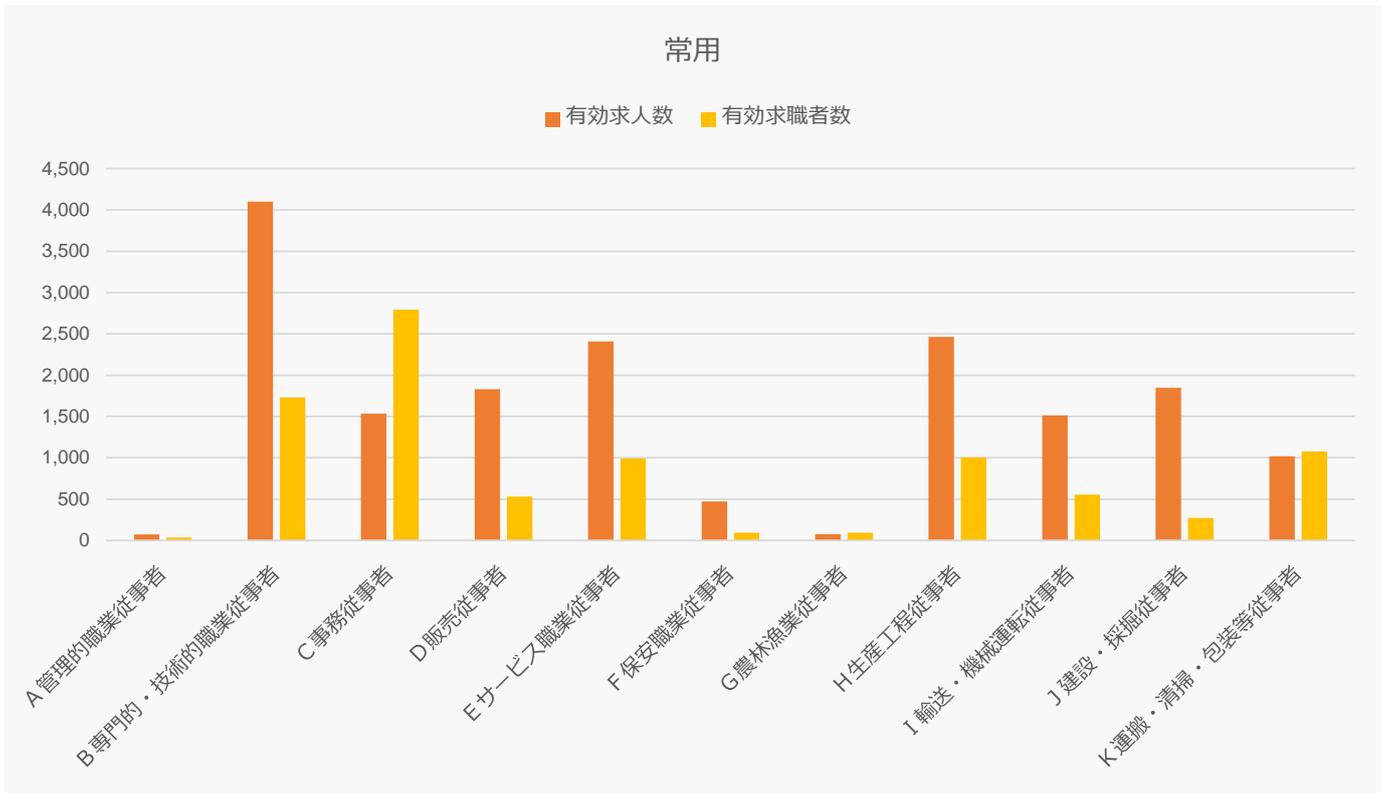
山口労働局

職業別有効求人・求職及び賃金の状況（常用的パートタイム）

令和6年1月

職業	有効求人数（人）	有効求職者数（人）	有効求人倍率（倍）	求人賃金		求職賃金
				上限賃金（円）	下限賃金（円）	希望賃金（円）
職業計	9,783	7,326	1.34	1,176	1,077	992
A 管理的職業従事者	2	4	0.50	1,030	1,030	1,000
B 専門的・技術的職業従事者	1,687	784	2.15	1,495	1,321	1,139
07製造技術者（開発）	1	10	0.10	-	-	1,367
08製造技術者（開発を除く）	6	35	0.17	1,696	1,589	982
09建築・土木・測量技術者	20	15	1.33	1,926	1,406	1,000
10情報処理・通信技術者	8	20	0.40	1,031	1,031	1,482
11その他の技術者	3	8	0.38	1,473	1,176	1,214
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	64	23	2.78	2,782	2,418	2,257
13保健師、助産師、看護師	565	280	2.02	1,443	1,246	1,181
14医療技術者	181	50	3.62	1,555	1,296	1,160
15その他の保健医療従事者	47	30	1.57	1,424	1,207	952
16社会福祉専門職業従事者	489	170	2.88	1,171	1,088	1,004
22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	35	26	1.35	1,161	959	964
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	268	117	2.29	1,548	1,429	1,053
C 事務従事者	976	1,520	0.64	1,114	1,035	972
25一般事務従事者	757	1,376	0.55	1,110	1,031	969
26会計事務従事者	83	51	1.63	1,155	1,054	1,026
27生産関連事務従事者	19	20	0.95	1,023	985	959
28営業・販売事務従事者	36	20	1.80	1,159	1,092	988
29外勤事務従事者	18	2	9.00	1,353	1,257	-
30運輸・郵便事務従事者	42	4	10.50	1,181	1,092	939
31事務用機器操作員	21	47	0.45	1,002	973	1,016
D 販売従事者	1,107	381	2.91	1,085	971	959
32商品販売従事者	942	343	2.75	1,097	972	957
33販売類似職業従事者	92	9	10.22	957	953	958
34営業職業従事者	73	29	2.52	1,026	971	979
E サービス職業従事者	3,454	905	3.82	1,101	1,015	967
35家庭生活支援サービス職業従事者	16	3	5.33	1,058	983	-
36介護サービス職業従事者	1,219	267	4.57	1,153	1,049	980
37保健医療サービス職業従事者	184	46	4.00	1,056	987	961
38生活衛生サービス職業従事者	210	36	5.83	1,210	1,006	972
39飲食調理従事者	778	307	2.53	1,016	974	956
40接客・給仕職業従事者	743	140	5.31	1,053	991	954
41居住施設・ビル等管理人	22	26	0.85	1,048	1,044	977
42その他のサービス職業従事者	282	80	3.53	1,120	1,044	990
F 保安職業従事者	256	72	3.56	1,063	1,006	966
G 農林漁業従事者	52	62	0.84	1,017	991	961
H 生産工程従事者	490	278	1.76	1,086	976	959
49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	7	-	-	-	950
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	11	5	2.20	950	930	1,100
51機械組立設備制御・監視従事者	0	4	-	-	-	928
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	29	19	1.53	1,170	1,027	939
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	373	139	2.68	1,040	952	950
54機械組立従事者	25	39	0.64	991	974	965
55機械整備・修理従事者	22	14	1.57	1,407	1,183	971
56製品検査従事者（金属製品）	1	9	0.11	-	-	943
57製品検査従事者（金属製品を除く）	9	8	1.13	955	955	964
58機械検査従事者	3	1	3.00	1,465	965	-
59生産関連・生産類似作業従事者	17	33	0.52	1,220	1,000	979
I 輸送・機械運転従事者	345	147	2.35	1,070	1,025	998
60鉄道運転従事者	0	0	-	-	-	-
61自動車運転従事者	308	106	2.91	1,059	1,018	995
62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	-	-	-
63その他の輸送従事者	15	15	1.00	986	950	1,000
64定置・建設機械運転従事者	22	26	0.85	1,237	1,154	1,015
J 建設・採掘従事者	99	33	3.00	1,453	1,202	965
65建設躯体工事従事者	24	3	8.00	1,667	1,333	928
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	38	11	3.45	1,176	1,095	1,000
67電気工事従事者	5	9	0.56	1,300	1,300	1,000
68土木作業従事者	31	9	3.44	1,633	1,210	928
69採掘従事者	1	1	1.00	-	-	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,315	1,604	0.82	1,055	1,010	957
70運搬従事者	212	198	1.07	1,043	992	964
71清掃従事者	532	337	1.58	1,011	981	960
72包装従事者	74	32	2.31	978	951	953
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	497	1,037	0.48	1,122	1,059	955
分類不能の職業	0	1,536	-	-	-	986

※項目の解説については3ページを参照。



- 1 総務省日本標準職業分類に基づく区分により表章したもの。
- 2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。
- 3 求人賃金は総額、求職賃金は税込額による。常用は月給相当、常用的パートタイムは時給相当である。
- 4 求人賃金は、計上月に受理された求人最低額、最高額の各平均値である。
- 5 求職賃金は、計上月に受理された求職者の希望収入の平均値である。

教育訓練給付金支給手続用パンフレット
(一般・特定一般・専門実践)

一般教育訓練の教育訓練給付金の 支給申請手続きについて

支給を受けようとするみなさんへ

一般教育訓練について教育訓練給付の支給申請を行う場合は、このリーフレットをお読みいただき、適正な手続きを行ってください。

一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度とは…

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、**雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする**雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者※(在職者)又は被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

なお、指定内容は、『厚生労働大臣指定一般教育訓練講座一覧』にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システム(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)でも御覧になれます。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

特定一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度とは…

速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練は、特定一般教育訓練として厚生労働大臣の指定を受け、特定一般教育訓練の教育訓練給付金の対象となっていることがあります。

特定一般教育訓練の教育訓練給付金は支給の要件、金額等が異なりますので別のリーフレット「特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」に関する支給申請手続きのご案内」を御覧ください。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金制度とは…

専門的、実践的な教育訓練は、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受け、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の対象となっていることがあります。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金は支給の要件、金額等が異なりますので別のリーフレット「専門実践教育訓練の給付金のご案内」を御覧ください。

注意!! 不正受給…

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした場合は、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、**不正に受給した金額の返還**と更にそれに加えて**返還額の2倍の金額の納付**を命ぜられ、また、**詐欺罪**として**刑罰に処せられる**ことがあります。なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係るハローワークの**調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象**となることがあります。

また、不正受給に係る受講開始日前の被保険者であった期間は、なかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

〈お願い〉

教育訓練講座の運営等について不審な点がある事案を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談くださいますようお願いいたします。



1. 一般教育訓練の教育訓練給付金の概要

一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者は…

一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①又は②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を修了した方です。

①雇用保険の被保険者

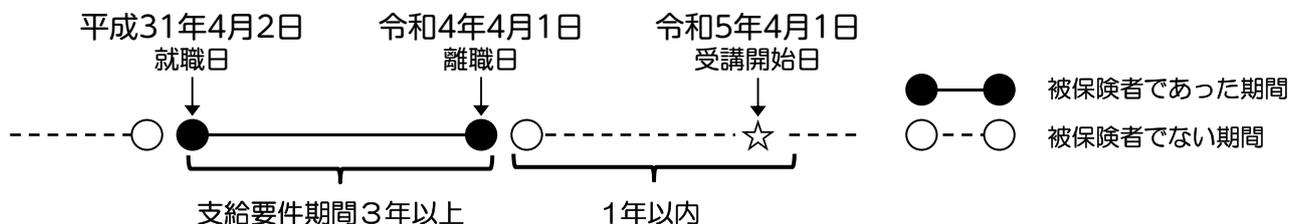
一般教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」★という。）において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間★★が3年以上（※）ある方。

②雇用保険の被保険者であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長★★★が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※）ある方。

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

(例)



★〈受講開始日とは…〉

■ 受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第1日目とならないことがあります）、通信制の場合は教材等の発送日であって、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日であり、厚生労働大臣指定期間内であることが必要です。

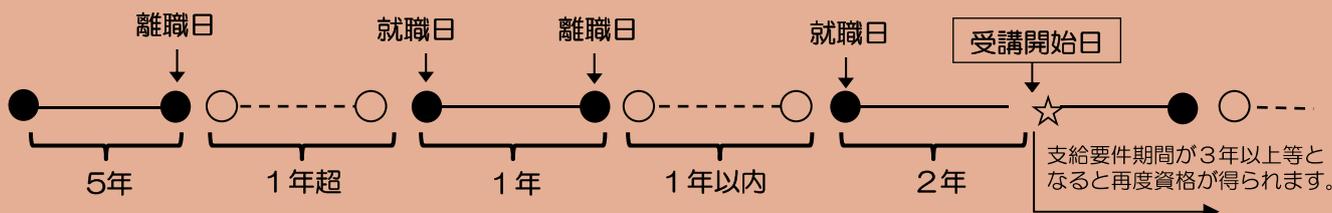
■ 受給資格の可否を決する重要な日付ですので、十分注意を払い、受講の申込みは余裕をもって行ってください。

★★〈支給要件期間とは…〉

■ 支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。

■ また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者等であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者等であった期間も通算します。

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。



■ また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者等であった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな資格が得られないこととなります。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。

■ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

★★★〈適用対象期間の延長とは…〉

- 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、当該被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）を、その受講を開始できない日数分（最大19年まで）、延長することができます。
- ハローワークにて配布する「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」用紙に必要な事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、原則本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。なお、この提出は、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により30日以上対象教育訓練の受講を開始できなかった日の翌日以降、早期に行っていただくことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、提出は可能です。

支給額は…

一般教育訓練を受けて修了した場合、その受講のために受講者本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費★★★★の20%に相当する額をハローワークより支給します。
ただし、その20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

★★★★〈教育訓練経費とは…〉

- 一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練実施者に対して支払った入学料及び受講料（最大1年分）の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等の将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等については含まれません。受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます（ただし、その額が2万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は2万円までとなります。また、平成29年1月1日以降に受けたキャリアコンサルティングに限りです。）。また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。
- なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日ハローワークにより調査を行い確認させていただくことがあります。
- 各種割引制度等が適用された場合は、割引等の後の額が教育訓練経費となります。
- 教育訓練施設、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含む）は、当該還付予定額を差し引いて申告する必要があります。

2. 一般教育訓練の教育訓練給付金支給申請手続

一般教育訓練の教育訓練給付金を受けようとする場合、次のような支給申請手続が必要です。

支給申請者と支給申請先は…

一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講修了後、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。
支給申請書の提出は、疾病、負傷又は在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難である等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。
当該やむを得ない理由のために支給申請期限内にハローワークに来所することができない場合に限り、その理由を記載した証明書等を添付のうえ、代理人（本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要。）又は郵送により提出することができます。

【ご注意】 やむを得ない理由があると認められるか否か及び必要な証明書等については、事前に本人の住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

提出書類は…

①教育訓練給付金支給申請書

〔教育訓練の受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。〕
※教育訓練給付金支給申請書にはマイナンバーの記載が必要です。

②教育訓練修了証明書

〔指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します〕

③領収書

〔指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカード〕

- 〔ド等による支払いの場合は、クレジット契約証明書（又は必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、なくさずに保管しておいてください。〕
- ④キャリアコンサルティングの費用の支給を申請する場合は、「キャリアコンサルティングの費用に係る領収書」、「キャリアコンサルティングの記録」、「キャリアコンサルティング実施証明書」
- ⑤本人・住居所確認書類
 申請者の本人確認と住居所確認を行うため、官公署が発行する証明書です。具体的には、運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれかです（コピー不可）。郵送の場合は、本人・住居所確認書類のコピーを添付してください。
- ⑥-1 個人番号（マイナンバー）確認書類
 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです（コピー不可）。郵送の場合は、書留等の記録付郵便により個人番号（マイナンバー）確認書類のコピーを添付してください。
- ⑥-2 身元（実在）確認書類
 マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）などです（コピー不可）。郵送の場合は、身元（実在）確認書類のコピーを添付してください。
- ⑦返還金明細書
 「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に、指定教育訓練実施者が発行します。
- ⑧払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）（一部の金融機関を除く）
 「払渡希望金融機関指定届」（「教育訓練給付金支給申請書」に記載欄があります。）に払渡先希望金融機関等を記載。なお、雇用保険の基本手当受給資格者等であって、既に「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届出の必要はありません。
 令和4年10月1日以降に手続を行う場合、マイナポータルに公金受取口座を登録している方については、その口座を指定することもできます（公共職業安定所に個人番号を届け出ておく必要があります）。
- ⑨教育訓練経費等確認書
- ⑩郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、証明書等の添付書類
 ※ 適用対象期間の延長措置を受ける場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」を提出してください。

支給申請の時期は…

一般教育訓練の受講修了日の翌日から起算して**1か月以内**（やむを得ない理由があると認められ、郵送により支給申請を行う場合は1か月以内の消印日まで）に支給申請手続きを行ってください（適用対象期間の延長中に受講を開始し、修了された方も含みます）。

3. 支給要件照会

支給要件照会とは…

一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、一般教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する一般教育訓練講座が一般教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。受講開始（予定）日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が3年（初回の人については1年）あるかどうか明らかでない人は、この照会によってあらかじめ確認しておくことをお勧めします。

支給要件照会の方法は…

ハローワークや教育訓練施設で配布する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、本人の住居所を管轄するハローワークに提出してください。その際、本人・住居所の確認できる書類（運転免許証、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれか。いずれもコピー可。）を添付してください。代理人の場合は、さらに委任状が必要です。また、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがありますので行いません。

照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

注意してください！

支給要件照会を行った場合であっても、教育訓練給付金の支給を受けるためには、改めて支給申請等の手続きを行うことが必要です。また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。

支給要件照会を行った際の受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日を将来の日付で照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合は、照会結果の内容のとおりとならない場合がありますので十分注意してください。

雇用保険基本手当受給者の方はご注意ください

失業の認定日は、教育訓練講座（昼間の通学制の場合等）の受講日と重なった場合でも、受講日の変更が困難である場合以外は他の日に変更されませんのでご注意ください。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」に関する 支給申請手続きのご案内

特定一般教育訓練について、教育訓練給付の支給をご希望される方は、このリーフレットをお読みいただき、適正な申請手続きを行ってください。

特定一般教育訓練に関する「教育訓練給付金制度」とは

これは、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、もって雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または、被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）を、ハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

※被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットについて同じです。

一般教育訓練に関する「教育訓練給付金制度」とは

これは、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）を、ハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

専門実践教育訓練の「教育訓練給付金制度」とは

専門的・実践的な教育訓練は、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受け、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の対象となっていることがあります。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）を、ハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

不正受給は、詐欺罪に問われるので、ご注意ください。

支給申請は正しく行ってください。偽りなどの不正行為により教育訓練給付金の支給を受けた、または受けようとした場合、教育訓練給付金を受けることができなくなります。また、**不正に受給した金額の返還**と、**返還額の2倍の金額の納付**を命ぜられ、**詐欺罪として刑罰に処せられる**ことがあります。なお、不正行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に関するハローワークの**調査・質問に対し、虚偽の陳述をした場合は、納付命令の対象**となることがあります。

さらに、不正受給に関する受講開始日前の被保険者であった期間は、なかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練でも、教育訓練給付金を受けることができなくなります。

<通報のお願い！>

教育訓練講座の運営などについて不審な点を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。よろしくお願いいたします。



1. 特定一般教育訓練の教育訓練給付金の概要

特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者

特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練を修了した方です。

① 雇用保険の被保険者

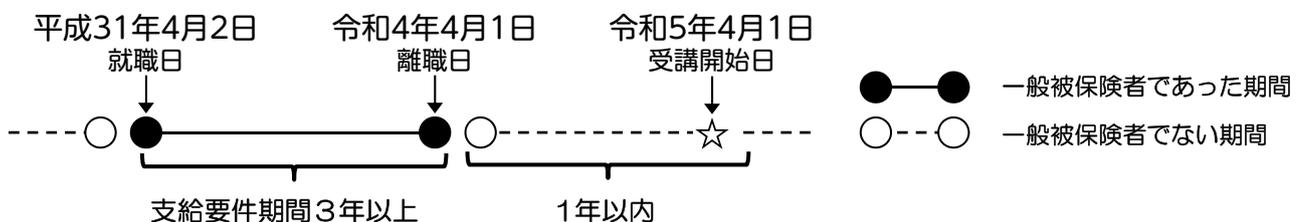
特定一般教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」★）において雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間★★が3年以上（※）ある方。

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長★★★が行われた場合には、最大20年以内）で、支給要件期間が3年以上（※）ある方。

（※）上記①、②とも、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、当分の間、支給要件期間が1年以上あれば可。

【例】



★ 〈受講開始日とは〉

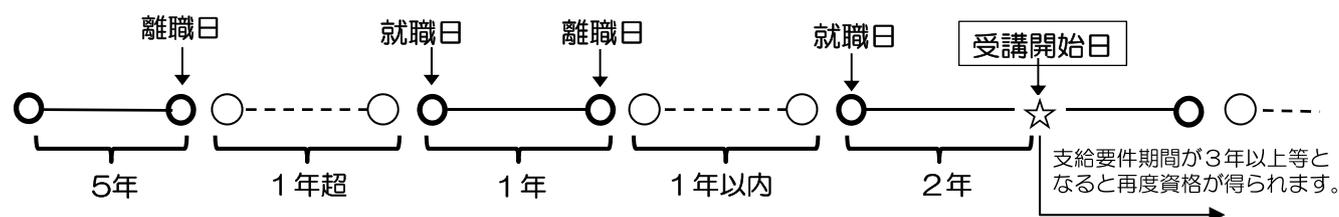
■ 受講開始日とは、通学制の場合、教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第1日目とならないことがあります。）、通信制の場合は、教材などの発送日であって、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日であり、厚生労働大臣指定期間内であることが必要です。

■ 受給資格の可否を決める重要な日付です。十分注意を払い、受講の申し込みは余裕をもって行ってください。

★★ 〈支給要件期間とは〉

- 支給要件期間とは、受講開始日までの間に同じ事業主の適用事業に引き続いて、被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。
- また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算します。

【例】 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。



- さらに、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上としないと、新たな資格が得られないこととなります。このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。
- 上記の要件に加え、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに、3年以上経過していることが必要です。

★★★ 〈適用対象期間の延長とは〉

- 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により、引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることによって、該当する被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となる期間（適用対象期間）を、その受講を開始できない日数分（最大19年まで）、延長することができます。
- ハローワークで配布する「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」用紙に必要事項を記入し、本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で、本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。なお、この提出は、妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により30日以上対象教育訓練の受講を開始できなくなった日の翌日以降、早期に行っていただくことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、提出は可能です。

特定一般教育訓練給付金の支給額

特定一般教育訓練を受けて修了した場合、その受講のために受講者本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費★★★★の**40%**に相当する額をハローワークが支給します。

ただし、その40%に相当する額が、20万円を超える場合の支給額は**20万円**とし、4千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

★★★★ 〈教育訓練経費とは〉

■ 特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練実施者に対して支払った入学料および受講料の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に関する費用、学債などの将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額などについては含まれません。

また、事業主などが申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合であっても、その手当のうち明らかに入学料または受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当などの有無やその内容については、後日ハローワークで調査を行い確認させていただくことがあります。

■ 各種割引制度などが適用された場合は、割引の後の額が教育訓練経費となります。

■ 教育訓練施設、販売代理店、事業所などから教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコンなどの無償提供等を含む）は、当該還付予定額を差し引いて申告する必要があります。

受給するには「訓練前キャリアコンサルティング」
の受講が必須ですので、ご注意ください。

受給資格確認前までに、訓練対応キャリアコンサルタントによる
「訓練前キャリアコンサルティング」を受けなければ、
「特定一般教育訓練給付金」は受けられません。

2. 特定一般教育訓練の対象となる講座

1. 業務独占資格*1、名称独占資格*2もしくは必置資格*3に関する養成課程*4 またはこれらの資格取得を訓練目標とする課程など

[介護支援専門員実務研修等、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修、喀痰吸引等研修を含む]

- *1 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格
- *2 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格
- *3 法令の規定により、業務のために使用される場所等に配置することが義務付けられている資格
- *4 養成課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、
①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程

2. 情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信

技術に関する資格取得を目標とする課程 [120時間未満のITSSレベル3を含む]

情報通信技術関係の資格のうち、ITスキル標準において、上位者の指揮の下に、要求された作業を担当することが出来るとされているレベル2以上の資格を目標とした課程

3. 短時間のキャリア形成促進プログラム*5および職業実践力育成プログラム*6

[60時間以上120時間未満の過程]

- *5 専門学校において、企業などとの密接な連携により最新の実務の知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものと文部科学大臣が認定した課程
- *6 大学などにおける社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムとして文部科学大臣が認定した課程

指定内容は、『厚生労働大臣指定特定一般教育訓練講座一覧』にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付対象講座検索システム (<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>) でもご覧になれます。

3. 特定一般教育訓練の支給申請手続

特定一般教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと※、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、**受講開始日の1か月前まで**に行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要です）。

これら書類の提出は、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。（電子申請による申請も可能です）

手続きは、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難である、その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人の来所または郵送によって行うことはできません。

このやむを得ない理由のために、支給申請期間内にハローワークへ来ることができない場合に限り、その理由を記載した証明書などを添付のうえ、代理人の来所（本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要）または郵送により提出することができます。

※ 訓練対応キャリア・コンサルタントとは、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリア・コンサルタント向け研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリア・コンサルタントのことです。訓練対応キャリア・コンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

ご注意ください。

やむを得ない理由があると認められるかどうか、また、必要な証明書などについては、事前に本人の住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

受講前の提出書類

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワークなどで配布）
※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にはマイナンバーの記載が必要です。
- ② 上記のジョブ・カード（訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）
- ③ 本人・住所確認書類として、マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）これらをお持ちでない方は、次の(1)～(3)のうち、2種をお持ちください（コピー不可）。
(1)住民票記載事項証明書（または住民票の写し・印鑑証明書）(2)国民健康保険証（健康保険被保険者証）(3)官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書
郵送の場合は、本人・住所確認書類のコピーを添付してください。
- ④-1 個人番号(マイナンバー)確認書類
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです(コピー不可)。郵送の場合は、書留等の記録付郵便に、個人番号(マイナンバー)確認書類のコピーを添付してください。
- ④-2 身元(実在)確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書(写真付き)などです(コピー不可)。郵送の場合は、身元(実在)確認書類のコピーを添付してください。
- ⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード
(郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー)
「払渡希望金融機関指定届（「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に記載欄あり）」に払渡先希望金融機関等を記載。なお、雇用保険の基本手当受給資格者等で、すでに「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届け出の必要はありません。
令和4年10月1日以降に手続を行う場合、マイナポータルに公金受取口座を登録している方については、その口座を指定することもできます（公共職業安定所に個人番号を届け出ておく必要があります）。

- ⑥ 専門実践教育訓練給付および特定一般教育訓練給付再受給時報告
過去に専門実践教育訓練給付および特定一般教育訓練給付を受給したことがある場合に必要となります。
- ⑦ 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、証明書などの添付書類
※適用対象期間の延長措置を受ける場合には、「教育訓練適用対象期間延長申請書」を提出ください。

支給申請時の提出書類

- ① 受給資格確認通知書（受給資格確認時にハローワークでお渡しします。）
- ② 教育訓練給付金支給申請書
教育訓練の受講中と受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。
「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。
- ③ 教育訓練修了証明書
指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて修了を認定した場合に発行します。
- ④ 特定一般教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に関する領収書
指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書(または必要事項が付記されたクレジット伝票)が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、保管しておいてください。
- ⑤ 本人・住所確認書類（※6ページ「受講前の提出書類」③と同様）
- ⑥ 個人番号(マイナンバー)確認書類（※6ページ「受講前の提出書類」④-1及び④-2と同様）
- ⑦ 特定一般教育訓練実施者が発行する返還金明細書
「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に、指定教育訓練実施者が発行します。
- ⑧ 教育訓練経費等確認書
- ⑨ 特定一般教育訓練給付受給時報告書
- ⑩ 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、証明書などの添付書類

支給申請者と支給申請先

特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、上記の書類を提出することによって行います。

支給申請書の提出は、疾病、負傷または在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難であるなど、やむを得ない理由があると認められない限り、代理人の来所または郵送によって行うことはできません。

やむを得ない理由のために、支給申請期限内にハローワークに来所することができない場合に限り、その理由を記載した証明書などを添付のうえ、代理人の来所（本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要。）または郵送により提出することができます。

支給申請の時期

特定一般教育訓練の受講修了日の翌日から起算して**1か月以内**（やむを得ない理由があると認められ、郵送により支給申請を行う場合は1か月以内の消印日まで）に支給申請手続きを行ってください（適用対象期間の延長中に受講を開始し、修了された方も含みます。）。

4. 支給要件照会

支給要件照会とは

特定一般教育訓練の教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、特定一般教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する特定一般教育訓練講座が特定一般教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。

受講開始（予定）日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が3年（初回の人については1年）あるかどうか明らかでない人は、この照会によってあらかじめ確認しておくことをお勧めします。

支給要件照会の方法

ハローワークや教育訓練施設で配布する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかの方法によって、本人の住居所を管轄するハローワークに提出してください。その際、本人・住居所の確認できる書類（運転免許証、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれか。いずれもコピー可。）を添付してください。代理人の来所の場合は、さらに委任状が必要です。また、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがありますので行いません。

照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

ご注意ください。

支給要件照会を行った場合であっても、教育訓練給付金の支給を受けるためには、改めて支給申請などの手続きを行うことが必要です。また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。

支給要件照会を行った際の受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日を将来の日付で照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合は、照会結果の内容のとおりとならない場合がありますので十分注意してください。

雇用保険基本手当受給者の方はご注意ください

失業の認定日は、教育訓練講座（昼間の通学制の場合など）の受講日と重なった場合でも、受講日の変更が困難である場合以外は、他の日に変更されませんのでご注意ください。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

専門実践教育訓練の給付金のご案内

「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」の申請手続き

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が**失業状態**にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の80%に相当する額（※）をハローワークから支給する制度です。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金は、雇用保険の基本手当の日額の50%に相当する額になります。

専門実践教育訓練では、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする講座、専門学校での職業実践専門課程、専門職大学院など、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています（4ページ参照）。

指定内容は、『厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧』としてまとめています。

お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システム（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza）でもご覧になれます。

教育訓練給付制度

検索

<ご注意>

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金の支給を受けたり、受けようとした場合は、教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を受けることができなくなり、**不正に受給した金額の返還**に加えて**返還額の2倍の金額の納付**を命じられ、**詐欺罪**として**刑罰に処せられる**ことがあります。

また、不正の行為があるにもかかわらず、ハローワークからの教育訓練給付についての**調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象**となることがあります。

不正受給した受講開始日前の被保険者であった期間もなかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

また、教育訓練支援給付金も要件を満たさなくなるので、支給は受けられなくなります。

教育訓練講座の運営等について不審な事案を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。

1. 「専門実践教育訓練給付金」の概要

<支給対象者>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「**受講開始日**」*¹という）に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間***²が3年以上*ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（**適用対象期間の延長***³が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上*ある方

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。



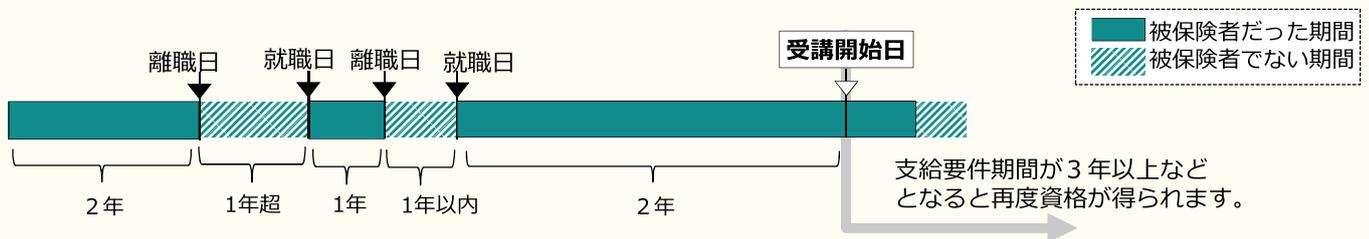
*1 受講開始日とは

- ◆ 受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席1日目とならないこともあります。）、通信制の場合は教材などの発送日で、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日であり、厚生労働大臣指定期間内であることが必要です。
- ◆ 受給資格の可否を決める重要な日付なので、十分注意を払い、受講の申込みは余裕をもって行ってください。

*2 支給要件期間とは

- ◆ 支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。
- ◆ この被保険者資格を取得する前に、他の事業所などに雇用されるなどで被保険者等だったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、この被保険者等であった期間も通算します。

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。



- ◆ また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者等だった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな資格が得られないこととなります。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。
- ◆ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

*3 適用対象期間の延長とは

- ◆ 受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、当該被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）を、その受講を開始できない日数分（最大19年まで）、延長することができます。
- ◆ ハローワークで配布する「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、原則本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。
なお、この提出は、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により30日以上対象教育訓練の受講を開始できなくなった日の翌日以降、早期に行っていただくことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、提出は可能です。

<ご注意>

受給資格確認前までに訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けなければ、「専門実践教育訓練給付金」は受けられません。

<支給額>

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給します。

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費*4 × 右欄の割 合)	50% 〔ただし、4千円を超える場合。〕 〔120万円を超える場合:120万円〕	70% 〔ただし、4千円を超える場合。〕 〔168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差 額が追加支給されます。〕

※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。

また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

※ 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円（（40万円+16万円）×3）に4年目受講相当分として上限56万円（40万円+16万円）を上乗せされます。

ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（法令上最短4年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）又は、法令上最短4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である方（高収入の在職者）については、給付上限上乗せの対象外となります。

*4 教育訓練経費とは

◆ 専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者本人が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加のための費用、学債など将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額などについては含まれません。

また、事業主などが申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合でも、その手当などのうち明らかに入学金または受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当などの有無やその内容については、後日ハローワークにより調査を行い確認させていただくことがあります。

- ◆ 割引制度などが適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。
- ◆ 教育訓練施設、販売代理店等、事業所等から教育訓練経費の一定額の還付が予定されている場合（現金だけでなくパソコンの無償提供などを含む）は、この還付予定額を差し引いて申告する必要があります。

2. 専門実践教育訓練の対象となる講座

1. 業務独占資格*1・名称独占資格*2の取得を訓練目標とする養成施設の課程*3

[訓練期間は原則1年以上3年以内で、当該資格の取得に必要な最短の期間（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程、取得に必要な最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む）]

＜対象となる資格の例＞

看護師、介護福祉士、美容師、調理師、保育士、歯科衛生士、はり師、社会福祉士、准看護師、柔道整復士、栄養士、精神保健福祉士、助産師、理容師 など

- *1 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格
- *2 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格
- *3 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、
①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程
- *4 必置資格（事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格）は、上記*1や*2の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、専門実践教育訓練給付制度の対象講座にはなりません

2. 専門学校での職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

[職業実践専門課程については訓練期間が2年、キャリア形成促進プログラムについては専門課程は訓練期間が1年以上2年未満、特別の課程は訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年未満]
専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものととして文部科学大臣が認定した課程

3. 専門職大学院

[訓練期間は2年または3年以内]
高度専門職業人の養成を目的とした課程

4. 職業実践力育成プログラム

[訓練期間は正規の課程は1年以上2年以内、特別の課程は訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年以内]
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定した課程

5. 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間は120時間以上(ITスキル標準レベル4相当以上のものに限り30時間以上)かつ訓練期間が2年以内]
情報通信技術関係の資格のうち、ITスキル標準について、要求された作業を全て独力で遂行することができることとされているレベル3相当以上の資格の取得を目標とした課程

6. 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間は30時間以上かつ訓練期間が2年以内]
高度IT分野等、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野に関する社会人向けの専門的・実践的な教育訓練講座(ITスキル標準レベル4相当以上)として経済産業大臣が認定した課程

7. 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

[専門職大学の正規課程・大学の専門職学科：4年以内、専門職短期大学の正規課程・短期大学の専門職学科：3年以内]

学校教育法に基づく専門職大学もしくは専門職短期大学の正規課程、大学設置基準に基づき大学に設置された専門職学科の課程、短期大学設置基準に基づき短期大学に設置された専門職学科の課程

3. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」の支給申請手続

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードを作成したあと※、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、原則として、受講開始日の1か月前までに行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要）。

これら書類の提出は、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。

手続きは、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難である、その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことはできません。

このやむを得ない理由のために支給申請期間内にハローワークに来所することができない場合に限り、その理由を記載した証明書などを添付のうえ、代理人（本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要）または郵送により提出することができます。

※ 訓練対応キャリアコンサルタントとは中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことで、訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

<ご注意>

やむを得ない理由があると認められるかどうか、また必要な証明書などについては、事前に本人の住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

<受講前の提出書類>

①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワーク等で配布）

※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にはマイナンバーの記載が必要です。

②上記のジョブ・カード（受講開始前1年以内に訓練前キャリアコンサルティングを受けたもの）

③本人・住所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード

これらをお持ちでない方は、次の(1)~(3)のうち、異なる2種をお持ちください（コピー不可）。

(1)住民票記載事項証明書（または住民票の写し・印鑑証明書）(2)国民健康保険証（健康保険被保険者証）

(3)官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）

郵送の場合は、本人・住所確認書類のコピーを添付してください。

④-1 個人番号（マイナンバー）確認書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです（コピー不可）。

郵送の場合は、書留等の記録付郵便により、個人番号（マイナンバー）確認書類のコピーを添付してください。

④-2 身元（実在）確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）などです（コピー不可）。

郵送の場合は、身元（実在）確認書類のコピーを添付してください。

⑤写真2枚（6か月以内の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm）

⑥払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）

「払渡希望金融機関指定届（「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に記載欄あり）」に払渡先希望金融機関等を記載。なお、雇用保険の基本手当受給資格者等で、すでに「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届け出の必要はありません。

令和4年10月1日以降に手続を行う場合、マイナポータルに公金受取口座を登録している方については、その口座を指定することもできます（公共職業安定所に個人番号を届け出ておく必要があります）。

⑦専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告

（過去に専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付を受給したことがある場合に必要です）

⑧郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限り）の場合は、証明書などの添付書類

※適用対象期間の延長措置を受ける場合には、「教育訓練適用対象期間延長申請書」を提出してください。

<支給申請者と支給申請先>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講中と受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

支給申請書の提出は、受講前の手続きと同様に、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難であるなど、やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことができません。

<支給申請の提出書類>

①教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）

（受講開始前の手続き後にハローワークから交付）

②教育訓練給付金支給申請書

教育訓練の受講中と受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。

「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。

③受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書

指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了の見込みまたは修了を認定した場合に発行します。

④領収書

指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書(または必要事項が付記されたクレジット伝票)が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、保管しておいてください。

⑤返還金明細書

「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に、指定教育訓練実施者が発行します。

⑥教育訓練経費等確認書

⑦専門実践教育訓練給付最終受給時報告

(専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付の支給を受けようとする場合に必要です)

⑧専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

(専門実践教育訓練修了後、資格取得等したことにより支給申請した場合に必要です)

⑨資格取得等したことにより支給申請する場合は、資格取得等を証明する書類

⑩郵送による申請(やむを得ない理由があると認められた場合に限る)の場合は、証明書などの添付書類

<支給申請の時期>

- ◆ 専門実践教育訓練を受講中は、受講開始日から6か月ごとの期間(支給単位期間)の末日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間です。
専門実践教育訓練を受講修了したときは、受講修了日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間です。
やむを得ない理由があると認められ、郵送により支給申請を行う場合は、いずれも1か月以内の消印日までです。
- ◆ 専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得等し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に追加給付を受けるための支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1か月以内
(被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1か月以内)

4.支給要件照会

<支給要件照会とは>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始(予定)日現在における、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する専門実践教育訓練講座が専門実践教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。

受講開始(予定)日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が3年(初回の方は2年)あるかどうか明らかでない方は、この照会によってあらかじめ確認してください。

<支給要件照会の方法>

ハローワークや教育訓練施設で配布する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。その際、本人・住所の確認できる書類(運転免許証、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれか。いずれもコピー可)を添付してください。代理人の場合は、さらに委任状が必要です。また、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがあるので行いません。照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

<ご注意>

支給要件照会を行った場合でも、教育訓練給付金の支給を受けるためには、改めて支給申請の手続きを行うことが必要です。また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。

支給要件照会を行った際の受講開始(予定)日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始(予定)日を将来の日付で照会した後に、離職などによって被保険者資格に変動がある場合は、照会結果の内容のとおりとならない場合がありますので十分注意してください。

<雇用保険基本手当受給者の方はご注意ください>

失業の認定日は、教育訓練講座(昼間の通学制の場合など)の受講日と重なった場合でも、受講日の変更が困難な場合以外は他の日に変更されませんのでご注意ください。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

5. 「教育訓練支援給付金」の概要

<支給対象者>

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち以下の条件を満たした方が**失業状態**にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」を支給します。

①P2 1. ②の専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格があること（適用対象期間の延長を行った方については、一般被保険者資格を喪失した日以降1年間に対象教育訓練の受講を開始できない日数分、延長することができるが、その場合も一般被保険者資格を喪失した日以降、最大4年以内に受講開始日があること）

※P2 1. ①の方は対象になりません。

②専門実践教育訓練を修了する見込みがあること

③専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること

④受講する専門実践教育訓練が通信制または夜間制ではないこと

⑤受給資格確認時に一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと

⑥会社などの役員に就任していないこと（活動や報酬がない場合はハローワークで要確認）

⑦自治体の長に就任していないこと

⑧今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと

⑨教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成26年10月1日前に受けたことがある場合は例外あり）

⑩専門実践教育訓練の受講開始日が令和7年3月31日以前であること

（注）受講開始日において一般被保険者である場合、「教育訓練支援給付金」は受けられません。

<1日当たりの支給額>

教育訓練支援給付金の日額は、原則として離職される直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の80%になります。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%~45%になります。（基本手当の日額については、別途上限が定められています。）

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の日額は、基本手当の日額に相当する額の50%になります。

<給付金を受けられる期間>

教育訓練支援給付金は、原則として、専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している間はその教育訓練が終了するまで給付を受けることができます。

この期間内の失業の状態にある日について、教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。

ただし、専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けられる期間は、教育訓練支援給付金は支給されません。基本手当の支給が終了したあとは給付を受けることができます。

<ご注意>

教育訓練支援給付金は、実際に専門実践教育訓練の講座を受講していないと支給されません。

このため原則欠席をした日は教育訓練支援給付金は支給されません。また、欠席が多く、ある2か月の出席率が8割未満になった場合、以後一切教育訓練支援給付金は支給されません。

また、講座をやめてしまったり、成績不良や休学等のため、各講座ごとに定められた訓練期間中に修了する見込みがなくなった場合は、教育訓練支援給付金が支給されなくなります。

<雇用保険基本手当受給者の方はご注意ください>

基本手当の給付を受けられる期間とは、実際に基本手当の支給を受けたかどうかにかかわらず、基本手当の受給期間内で、基本手当の残日数の範囲内であれば、教育訓練支援給付金は基本手当を受けられる期間であるため給付されません。

基本手当の手続きを取っていない場合でも、受給資格がある場合には離職した日の翌日から1年間は教育訓練支援給付金は支給されません。また、基本手当の待期の期間や給付制限の期間も教育訓練支援給付金は給付されません。

6. 専門実践教育訓練の「教育訓練支援給付金」の支給申請手続

教育訓練支援給付金を受給するためには、原則本人の住所を管轄するハローワークへ、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』を本人が提出します。

(支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要)

この手続きは、専門実践教育訓練の教育訓練給付金と同様に、**受講開始日の1か月前まで**※に行う必要があります。

教育訓練支援給付金は専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方でなければ給付を受けられないので、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きと同時かそれより後に手続きを行ってください。

※受講開始日の1か月前までの日(以下「提出期限日」という。)に一般被保険者であった場合(在職中)、提出期限日後であって受講開始日前に、一般被保険者でなくなった場合、一般被保険者でなくなった日の翌日から1か月以内に行ってください。

<提出書類>

- ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票 (ハローワークなどで配布)
- ②離職票(基本手当の受給資格決定を受けている場合は雇用保険受給資格者証)
- ③基本手当の受給期間延長手続きを取っている場合、受給期間延長通知書
- ④本人・住所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、マイナンバーカード
[これらをお持ちでない方は、次の(1)~(3)のうち、異なる2種をお持ちください(コピー不可)。
(1)住民票記載事項証明書(または住民票の写し・印鑑証明書)(2)国民健康保険証(健康保険被保険者証)
(3)官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書(本人の写真付き)]
- ⑤専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きを先に行っている場合、教育訓練給付金の受給資格者証(「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」)

<教育訓練支援給付金の申請者と教育訓練支援給付金の支給申請先>

教育訓練支援給付金の支給申請手続は、専門実践教育訓練を受講した本人が受講中及び受講終了後、本人の住居を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

<支給申請の提出書類>

- ①教育訓練支援給付金の受給資格者証(「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」)
(受講開始前の手続き後にハローワークから交付)
- ②教育訓練支援給付金受講証明書
(指定教育訓練実施者が用紙を配布。指定教育訓練実施者の証明を受け要提出)
- ③基本手当の受給資格決定をしている場合、雇用保険受給資格者証

<支給申請の時期>

教育訓練支援給付金を受けるには、原則として2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。